

# ICTを活用した自治体施策

～かわさきにおける情報化の未来～

川崎市は、利便性の高い立地にありながら、多摩川をはじめとする豊かな自然環境にも恵まれ、平成27(2015)年5月には人口が147万人を突破するなど、日本の大都市の中で最も人口増加率が高く、平均年齢が若い、活気に満ちたまちです。

一方、国全体では、総務省がこの4月に発表した平成26(2014)年10月1日時点の人口推計によりますと、老年人口が年少人口の2倍を初めて超え、少子高齢化の進行がさらに鮮明となっており、地方創生への取り組みなどが進められています。

川崎市におきましても、当面は人口増加が続くものの、平成32(2020)年には65歳以上の人口比率が21%を超える超高齢社会を迎えることが見込まれるなど、急速に進む少子高齢化に対し、将来を見据えて、危機感を持って全力で取り組んでいく必要があります。

このような状況において、市民サービスの質的向上や行政運営の効率化を図るためには、情報通信技術の変化に的確に対応し、ICTを有効に活用した施策を総合的かつ計画的に推進することが重要です。

そこで、今回の「政策情報かわさき」は、「ICTを活用した自治体施策～かわさきにおける情報化の未来～」を特集テーマとし、ICTを活用した施策に関する取組を取り上げました。

平成28(2016)年1月からは、マイナンバー制度の運用が開始されます。

このマイナンバーを利用した個人番号カードにより、お近くのコンビニエンスストアで住民票の写しや各種証明書を取得できるようになります。

また、マイナンバー制度の導入とともに、国において進められているビッグデータの活用やオープンデータの推進などにより、特に、社会保障分野において高度な情報利用が可能になるものと考えています。

川崎市においても、保健、医療、福祉施策のさらなる充実に向け、ICTを効果的に活用するための環境整備を着実に進めてまいりたいと思います。

市民の皆さまを初め、市内にいる全ての方の利便性向上や安全・安心な暮らしに資するとともに、効率的・効果的な行政運営に向け、ICTを積極的に活用し、誰もが安心して暮らすことができる「安心のふるさとづくり」と、川崎市の魅力とにぎわいをさらに高めていくための「力強い産業都市づくり」をバランスよく進め、誰もが幸せを感じられる川崎を目指してまいります。

川崎市長 福田 紀彦



# 政策情報かわさき 第33号

## CONTENTS

### 特集

インタビュー	ICTを活用した自治体施策 ~かわさきにおける情報化の未来~ 国際大学 グローバル・コミュニケーション・センター(GLOCOM)准教授 庄司 昌彦	2
職員による関連 施策等の紹介	多様な主体と連携した情報施策 総務局ICT推進課 課長補佐 新井 信宏	10
	コンビニエンスストアにおける証明書の交付の開始に向けた取り組み 市民・こども局戸籍住民サービス課 戸田 義明	15
	子育て支援アプリ「あさお子育てポータル」実証実験の取り組み ~子育て支援の情報を探しやすく~ 麻生区役所こども支援室 担当課長 佐野 純子	20

### 本市の政策展開から

	川崎市の保育所待機児童対策の取り組み ~安心して子どもを預けられる環境を整備し「子育てしやすいまちかわさき」を実現~ こども本部子育て推進部事業調整・待機児童対策担当 担当係長 新村 祐	25
	市立中学校完全給食実施に向けた取り組み ~早期実現に向けて~ 教育委員会事務局中学校給食推進室 担当係長 二瓶 裕児	30
	かわさき市政だよりリニューアル 市民・こども局市民生活部広報課 担当係長 萬田 聡一	34
	幸区役所新庁舎竣工に思うこと ~100年後の幸区役所庁舎に思いを馳せて~ 市民こども局企画課 担当課長 木上 浩	39

### 現場の目

対談	安全安心な川崎市へ、シャキーン! 川崎区役所田島支所区民センター 主任 望月 幸夫 川崎区役所田島支所区民センター 地域振興係長 石郷岡 健一 総務局危機管理室 担当係長 早川 雄大	44
----	--	----

### 研修の窓

	メディアを活用した効果的な広報戦略 麻生区役所地域保健福祉課 山本 和也	56
	派遣は突然に 経済労働局商業観光課(大田区派遣) 清田 祐介	60
	国の規制・制度改革政策に触れて 総合企画局都市経営部企画調整課 塩畑 博章	64

### ほかの自治体・団体などの取り組み紹介

	「福島県の風評・風化対策」 ~川崎市を始め全国の皆さんの御支援に感謝し、復興に向けた挑戦を続け、福島の農産物や観光の魅力を発信し続ける~ 福島県風評・風化対策監 野地 誠	67
	故郷を離れて暮らす東北の子どもたちへの学習支援 ~東日本大震災から考える“ふるさと”~ 香川大学地域連携戦略室特命准教授 鈴木 健大	73

# ICTを活用した自治体施策

～かわさきにおける情報化の未来～

## 庄司 昌彦

庄司昌彦(しょうじまさひこ)氏

国際大学 グローバル・コミュニケーション・センター (GLOCOM) 准教授・主任研究員。

2002年、中央大学大学院総合政策研究科博士前期課程修了。修士(総合政策)。2010-2012年、内閣官房IT戦略本部「電子行政に関するタスクフォース」構成員を務めたほか公職多数。一般社団法人オープン・ナレッジ・ファウンデーション・ジャパン代表理事、一般社団法人インターネットユーザー協会(MIAU)理事なども務めている。



このインタビューは、平成27(2015)年9月14日に行われたものです。

- 本日は、政策情報かわさき第33号の特集記事「ICTを活用した自治体施策～かわさきにおける情報化の未来～」と題して、ICTの有効的な活用について、様々な角度からインタビューさせていただきたいと思います。

情報通信技術は、市民生活の様々な場面で、有効なツールとして活用され続け、特に近年では、常に携帯できる簡易性や利用の手軽さ、いつでもインターネットにつながられる即時性といった優れた利点を持つスマートフォンやタブレット等のモバイル端末が急速に普及し、市民のインターネット利用は、自宅等のパソコンから外出先のモバイル端末へとシフトしています。

これらに対応するため、川崎市においても、「かわさきWi-Fi」の整備等を進めているところです。

庄司先生は、川崎市の「公衆無線LAN環境整備検

討委員会」の副委員長を務められましたが、川崎市のWi-Fiの整備状況についてどのようにお考えでしょうか。また、Wi-Fiを整備する必要性について教えてください。

### モバイルファースト

庄司:川崎市のWi-Fiの整備は、現在、他のいろいろな地域でも取り組んでいるWi-Fiの整備とは少し違うところがあります。

それは「全ての地域で市民の皆さまの普段の生活のために整備する。」という市長の言葉に表れています。

よくあるWi-Fiの整備は観光客向け、特に外国人観光客向けに人が集まるところで整備をして、観光に役立てようというパターンです。川崎は全く考え方が異なります。私はこの野心的な取り組みに参加できて良かったと感じています。

私たちの生活ではモバイル中心に移行してきています。携帯電話、スマートフォンからインターネットにアクセスして情報を取得している状況です。

今、パソコンの普及率は減少に入っており、急速にスマートフォンが伸びています。今までのパソコンを前提にした社会から、情報の届け方も変えていかなければならない状況に入ってきているわけです。

そのような昨今ですから、公共情報を市民の皆さんに提供するにも、携帯電話やスマートフォンからアクセスしやすい情報の出し方をしていかなければいけません。スマートフォンを介した行政サービスや情報提供は、一人ひとりに、それぞれの場所に合わせて提供することで、効果的になります。そのようなサービスを行っていくときには、通信費用の負担が難しい方や、一時的にそういう状況にある方でもサービスにアクセスする手段が必要となります。

インターネット普及の初期に市がホームページを作り始めたころを思い出すと、もちろん各家庭からの回線は各自開設してもらいますが、図書館や公民館など、みんながアクセスできる無料の公共端末も用意していたと思います。それと似たような発想で、もちろん自分の負担でアクセスしてもいいですが、やはり公共インフラであるためには、公共でアクセスできる場所を用意してもいいと思います。公共性を意識しながら、行政サービスをモバイルに転換していくという流れの中で、このWi-Fiを市民みんなのために全域で整備する考え方はとても合っていますし、むしろ先進性があると思います。

そのようなことを念頭に置いて、\*報告書ではモバイルファーストという言葉を使いました。行政からの情報サービス、あるいは市内の企業の方々のビジネスのやり方も、市民活動も、モバイルをまず第一に考えるように転換していこうという精神が背景にあります。

\*報告書：「かわさきWi-Fiの整備方針について【報告書】」平成27(2015)年3月 川崎市公衆無線LAN環境整備検討委員会

### Wi-Fiの整備の役割分担

- 他都市とは状況が違うということですが、全地域に広げるとなると、かなりの事業費もかかるかと思っています。具体的にどのような工夫が必要でしょうか。

庄司:そこで、行政と事業者との様々な役割分担や場合分けの話が出てきます。それこそ人が集まると

ころ、特に川崎のような都市部の駅前やスタジアムには、既に携帯電話会社はインフラをたくさん持っていますので、そこでの新たな実施は最低限で十分です。

しかし、災害時に避難所になって人が集まるような大きな公園や学校には、普段は利用者があまりいみせんので、回線がたくさん整備されているとは限りません。そこに公共のアクセスポイントを充実させ、非常時は民間のものと合わせて公共のものも使い、一時的に急増する情報ニーズに応えられればと考えます。民間にも協力をお願いしつつ、災害時は手薄になりそうなところを行政が補うという役割分担です。

商店街やレストラン、カフェ、コンビニも最近はWi-Fiを整備しています。お店がお客様サービスとして無線LANを開放するわけですが、そのときにお店ごとにアクセス方法が違ったり、パスワードを1回1回変えなければいけないのでは不便です。そこで、\*SSIDを川崎市ブランドで統一し、1回登録すればどこでも使えるとなったら市民の皆さんにとっても観光客にとっても便利です。

また、あのマークのところに行けばネットが使えるのだと認知されれば、お客様を呼び込む上でも良い効果が生まれるのではないのでしょうか。商業者は足並み揃えて実施するのが良いと思います。

避難所など行政が用意しなければならない場所、市民活動支援など政策的な意図を持って整備する公民館のような場所、お店や商店街が自主的に整備する場所。いくつかの考え方や役割分担を整理して足していくと、市のかなりのエリアをカバーできるはずです。

\*SSID：無線LAN(Wi-Fi)におけるアクセスポイントの識別名。

### Wi-Fiの整備で先進的な取り組みは

- 川崎以外で、国内や海外での先進的な取り組み事例がありましたら教えてください。

庄司:台湾の台北、韓国では多数の自治体がWi-Fiを整備し、そこで様々な実験を行っています。

台北では、車との通信によって物流を効率化する実証実験を行ったり、公共の業務の効率化や経済の活性化にも取り入れようとする事例があります。

少し古い話にはなりますが、韓国の釜山ではコンテナの管理に使用しているといった事例もあります。

多様な利活用の取り組みをWi-Fi上に乗せていくことが重要で、例えばバルセロナでは、市内あちこちにセンサーを取り付け、バス停や公共のゴミ箱にも付け、市内の気温、湿度、大気の状態など様々な情報を非常に細かい範囲で取得できるような環境を作っています。そうすると、オープンデータ化して、センサーデータを公共財として使う方向にも進めます。気温があまり上がっていない道路を見つけて移動できるようにするアプリなんてものも生まれるかもしれませんね。

公共系のアプリが増えればWi-Fiのアクセスポイントが欲しくなります。例えばロンドンではアクセスポイントの位置情報もたくさん公開されています。

### かわさきアプリ

- 単にWi-Fiを整備しているのではなく、施策もプラスしている自治体が一步先をいっているんですね。

庄司:報告書で「モバイルファースト」と「かわさきアプリ」を強調した背景には、こうした将来像があります。「かわさきアプリ」で市に関する様々な情報を見せていくことしつつ、場所に応じて受けられるサービスへの入口を作ることでもできます。行政サービスでも、認定された民間サービスでもいいと思いますが、予約や申請手続きなどがスマートフォンからできればいいですね。今は国勢調査もスマートフォンからできる時代です。官民ともに様々なサービスの入口をアプリに作り、多様なサービスを連携させていくことができると思います。

### 2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて

- 2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けてWi-Fiの整備が進むのではないかと考えられますが、先生はどう思われますか。

庄司:もちろん進むと思います。あと4年と考えると、すぐ近くの未来です。とは言え、今から4年前のことを考えると、この4年の間にスマートフォンもFacebookも爆発的に普及しました。近い将来とはいえ、大きな変化もあると思います。

特に、ネットとリアルな世界をつなぐような仕組みやサービスはたくさんできると思います。モノが人を

介さずにインターネット接続して、モノ同士で情報をやりとりする「Internet of Things」の分野では、技術的な進化やサービス創出が盛んですが、4年あれば相当進化すると思います。カメラや車、自転車をはじめいろいろなものにセンサーと通信機能を付け、新しいサービスが2020年に向けて構想されています。そのインフラとしても、街なかで使えるWi-Fiがどれだけ整備できるかは重要だと思います。

### ソーシャルメディア

- 近年、各自治体は、ソーシャルメディアを活用した広報戦略に力を入れています。ソーシャルメディアが急速に普及した大きな要因や背景などを教えてください。

庄司:一番大きな要因は、個人が情報を発信しやすくなり楽しみや便利さを知ったということでしょう。ホームページは特別な技術がないとできなかったですが、TwitterやFacebookに書くことは穴埋めをすれば良い訳ですから簡単です。簡単に個人が情報を発信できるような環境ができてきました。写真や動画でさえも簡単に発信できます。しかも、誰にどのように見せるかも簡単に設定でき、個人がメディアになったわけです。個人が発信することがみんな楽しく、まさに人はみんな人に興味があるということだと思います。

このような背景がある中で、いくつもきっかけがあったと思いますが、1つ大きいのは東日本大震災だと思います。あの時はTwitterが1番注目されました。デマもありますが、必要な情報をいち早くテレビが報じるよりも前に入手することができ、個人間でやり取りができる手軽さがあり、急速に普及しました。個人間、企業、行政にとっても、一人ひとりの手元に情報を届けることができます。行政の広報誌のような紙媒体は、各家庭で誰が読んでいるのかわかりませんが、プッシュ方式で個人のパソコンや携帯まで情報が届けられると、その部分が変わってきます。

### 情報格差への対策

- SNSがますます普及すると、SNSを利用しない人との情報格差が広がると思いますが、情報格差への対策などはありますか。

庄司:1つは、使い方を教えることを地道に続ける必

要があると思います。SNSの普及と活用は結構研究してきましたが、公的機関がSNSを使った情報発信や地域の交流を行う場合に、ユーザーサポートが弱いことがたびたびあります。地道に講習会を開いている地域は成果が出ており、ユーザーの年齢層が高いSNSもありました。覚えは遅いけれども、自分が撮った写真をアップロードできるようになったと高齢者の方が喜んで、コツコツと写真をアップし続けてくださる方もいました。コメントも付くので、一度覚えると喜んで使い続けてくださるのです。田舎で高齢者も多いので、光ファイバーもいらないだろうと思われていた地域に補助金で光ファイバーを引いたところ、非常に使われるようになったという事例もあります。行政が長年、パソコン教室を続けていらしいです。

それからパソコンを教えるというと、私たちは高齢者が一人で使うことを前提にしがちですが、複数の方々ワイワイと話しながら調べ物をしたり、物を買ったりするという使い方もできます。教える側が、高齢者が一人で全部を完結しなければいけないという考えを捨ててみると、まだまだやれることはあるように思います。

もう一つ情報格差という観点で言うと、行政から情報をSNSなどで発信して終わりではなく、SNSでは届かない高齢者などに情報を受け取った人が伝えてくれるような方法を用意する、情報の二次三次流通までを戦略に入れる必要があります。東日本大震災の時は官邸が壁新聞を作って貼ってくださいといってWEBで公開したり、ラジオ番組を作って伝えられる人が聞かせてくださいと発信していったこともありました。情報を取れる人を通じて情報が伝わる、伝えてもらえる、そのような二次三次流通を設計することを、私たちはまだあまりできていないと思います。災害時にかぎらず、普段から伝えたい情報についてもこうしたことを考えていくと良いと思います。

### オープンデータ

- 最近、各自治体が力を入れているものとして、Wi-Fiの整備、SNSの活用のほかに、オープンデータの推進があると思います。

オープンデータという言葉は一般的になってきたと思いますが、改めてオープンデータとは何かご説明をお願いします。



庄司:一言で説明しますと、誰でも自由に使えるデータ・情報のことです。基本的に、著作物にはすべて著作権が発生し、作者に無断で使ってはいけないことになっています。作品全体の一部として必要最小限の使用で、且つ出典元を記載するなどすれば作者に許可を得ずに使用して良い「引用」というルールはありますが、丸ごと全てを使用したいケースもあります。そこで、出典元さえ書けば著作物をまるごと使用しても、商売のために使用しても良いというように、使用条件を少し緩めていくことを著作権者が行うようになってきています。これがオープンデータです。

行政が持っているデータには、丸ごと全部使用しても、自由に編集加工しても、各々のサービスに使用しても構わないものがあります。そこで使ってもらうことを重視し、使いやすいデータを出していく、または使いやすいように使用条件を緩めていくことがオープンデータ政策となります。

### 公開資料ではなく開放資料

- 先生の\*著書の中で台湾ではオープンデータを「開放資料」と訳すと記載してありましたが。

庄司:そうですね。確かに台湾ではオープンデータのことを「開放資料」と訳します。日本ではオープンという言葉に、公開という言葉をあてがちですが、公開は「見てもいい」というニュアンスで取られがちです。開放は「自由にいろいろやって良い」という意味合いに感じます。活用されることを目指すのですからオープンデータの場合は、データを「開放」と訳するのが適当です。また、中国語で資料や数値的なデータをいう場合、別の中国語もありますが、ここでは「資料」と

いう字を使っています。我々は、データというと数値データを想像しがちですが、オープンデータの対象には写真やテキスト、動画も3Dモデルもあります。著作物全般の使用を許可するという意味では、データという言葉より資料という言葉のほうが合っているのかもしれませんが。ですので、一言で言うなら“自由に使えるデータ”、四文字で書くと“開放資料”となります。

\* 著書：「智場#119 オープンデータ」  
平成26(2014)年 国際大学グローバル・コミュニケーション・センター発行

### オープンデータが注目されるようになったきっかけ

- オープンデータが注目されるようになったのは、どのようなきっかけがあったのでしょうか。

庄司: きっかけは2つあります。1つはアメリカのオバマ政権の政策です。行政が持っているデータを民間でも使えるようにしたら、非常に付加価値が生まれた例で、分かりやすいのはGPSです。米国で軍事的な目的で作られた位置情報システムを民間に開放したら、ありとあらゆる所にGPSが使われるようになりました。そのように、実はすごい可能性を持ったものが、行政という権力を使って集めているデータがまだまだたくさんある。オバマ政権のオープンデータ政策を機に、経済的なインパクトを求めて、オープンデータの活用を進める機運が世界的に広がっています。

2つ目として、特に日本においては、東日本大震災がきっかけだったと思います。例えば避難所の位置情報を一生懸命集めて情報を整理しようとした人たちもいましたが、使いにくいデータだったことや、実は



使用禁止のデータだったこともありました。通常、行政のウェブページには©が一番下に入っていますよね。つまりその情報は著作権が主張されているので、自由に使うことはできません。このように「転載したい」「アプリに使いたい」とエンジニア等が思った情報が自由に使えないことで課題を残しました。

一方で、電力の需給状況や計画停電の情報は電力会社がオープンデータとして使いやすい形式で出したので、いろいろなアプリが作られました。日本にとってはこの出来事が大きなインパクトでした。

### 重要なのはマインドの変化

- オープンデータを推進するためには、行政の職員は何から始めれば良いでしょうか。

庄司: データの使用条件を変えること、それだけです。費用はかかりません。しかしこの使用条件を変えるというのが一番大変で、職員のマインドの変化が必要です。具体的なアクションとしては、「公開」する情報が、見せるだけでいいものなのか、使ってほしいものなのか、使われてはいけいけないものなのか、を考えてみることです。もちろん個人情報や、他人が作ったものは当然使用許可を出せません。例えば避難所の位置やスベックの情報などは、使ってもらわなければ意味がなく、様々な形で使われるべき情報ですが、中には使いにくいものもあります。私は花粉症なので、環境省の花粉マップを使用しますが、良いものにも関わらず見づらいという課題がありました。この情報が、GoogleやYahoo!などの地図や、時間や位置情報に合わせて情報を知らせてくれるアプリに広く使われれば便利だと思いますが、そうはなっていません。もっと他の人に使ってもらったら、情報はもっと有効に使われるのではないかという視点で見ただければと思います。そのときに、間違ったことが何か起こったらどうしようと心配になる場合もあるかと思いますが、オープンデータは自己責任が原則です。情報を使ってできたアプリで何が起きてても基本的に行政は免責です。自己責任で使える人にはどうぞというニュアンスで制度ができていると理解することが大切です。同時に、開発者や利用者の側も行政に対して文句を言うような姿勢を改める必要もあります。情報が間違っていたら率直に認めて直し、有益な情報を作るために市民と行政が協力する方向に変わっ

ていけたら良いと思います。

使用目的などで利用者を縛らず、自己責任で使ってもらうものではありませんが、官民でコミュニケーションをする中でデータの新たな使い道や価値が出てきます。オープンデータの活用には官民のコミュニケーションを進めることも大事です。

### 加工済みのデータと統計データそのものを出すことは大きな違いがある

- これまで政府や自治体が提供するものは、加工済みのデータや調査資料がほとんどでしたが、調査結果を出すということと、統計データそのものを出すことは大きな差があるようですが、その点の説明をお願いします。

庄司:グラフだけ見せられても、本当かどうか検証したり、他のものとの関係を見たいというニーズには応えられません。特に研究者向けは、グラフの基になったデータをエクセルなどで提供することは行われていますが、このようなことは研究者だけでなく広く社会的にデータの利用を進める上で重要なことです。

国勢調査の個票を誰でも使えるということにしてしまうと、個人情報が出てきます。統計データであっても、〇〇地区に〇〇な人が1人いますというようなデータを出してしまうと、個人が特定されプライバシーが侵害される可能性が出てきます。したがって統計データでも、1人が特定されるようなレベルまでは出すべきではないと思います。ただ、川崎市で第三次産業の人が何人いますというような、まるめ過ぎたデータもあまり価値がありません。やはり、業の人は〇〇区の〇〇地域で何人いますというような細かいデータの方が、使い方が広がります。なるべく加工の度合いが低いデータを出すことにニーズがあるわけです。それをどこまで行って良いかということとはプライバシーとの関係で個別判断になります。

- オープンデータの先進的な自治体とはどこでどのような取り組みを行っているのでしょうか。

庄司:代表例としては福井県の鯖江市です。鯖江市は技術者にとって使いやすい形式でデータを出すことに早くから取り組んでおり、初期はトイレの位置情報などでしたが、どんどんデータの量を増やしてい

ました。量を拡大しつつ質も良くしており、技術者が使いやすい形式のものが多いのが特徴です。もともと市民からの提案を受け入れて参加を促していく取り組みもあり、地域を良くしていく大きな動きの中で、オープンデータの提供や活用がきちんと位置付けられています。小さな自治体がそのようなことを行ったので、注目も集まっています。

ほかには、横浜市が挙げられます。横浜の、LOCAL GOOD YOKOHAMAという取り組みは、様々な社会的な課題を解決したい人たちが手を挙げ、行政は課題分析に必要なデータを提供し可視化し、社会に情報を発信しつつ、さらにクラウドファンディングも行っています。課題の発見からアプリを作るなどの具体的活動までの流れを意識した仕組みになっており、1つのモデルができていると思います。

川崎も、少しずつ始まっていますが、より多くの多様な人々を巻き込み、面的な広がりもできてくればと思います。

また、福岡も先進的です。例えば、介護施設に何人の空きがあり、どのようなサービスがあるのかという情報について、オープンデータを活用しつつ独自のデータベースを整備し、ケアマネージャーが利用者をコンサルしやすくした、という企業があります。それまでは、紙媒体のリストを見て、電話で聞いて空き状況を確認していたらしいですが、すぐさま探せるようになったといいます。そのサービスを実施した企業は、もともとは福岡とは縁もゆかりもないそうですが、福岡市がデータを提供したので福岡で起業したといいます。

このように、川崎市と同じ政令指定都市では横浜や福岡が先進的です。熱心な都市とそうでない都市では差が付き始めていると思います。

### 災害時はオープンデータが非常に役に立つ

- 先の東日本大震災など、大規模な災害の場合にも、オープンデータを活用することができたのでしょうか。また、オープンデータが進むことで、防災の観点からできることはどういったことでしょうか。

庄司:東日本大震災のときに、カーナビから自動車会社に送られている通行記録情報を集約して、どの道が通れるかという情報を地図上に表示する、という取り組みをホンダがGoogleと一緒にいま

した。その後、他の会社と協力して自動車業界みんなで行うことになりました。通行履歴から災害状況を把握し、支援に役立てることが日本初のイノベーションとして起こりました。

その後ホンダは、同様の取り組みを災害時に実施しています。平成26(2014)年2月に山梨で大雪が降った際も、実施していました。そのときは、予めいくつかの外部サイトに情報提供する手順ができていたので迅速に対応できたと聞いています。先日の関東地方の大雨の際も、自動車業界全体で情報提供を行っていました。洪水の際にも、どこの道が通れるかという情報は非常に重要です。

また、ホンダは急ブレーキが踏まれる場所の位置情報を把握しているので、埼玉県と組んで急ブレーキが踏まれやすい場所をいくつか特定して現地調査をしました。その結果、街路樹が茂りすぎて横から出てくる車が見えにくくなっていることが分かったため木を切ったり、標識が見えなくなっていたので見えるように直したり道路に“注意”と塗装したりしています。



## オープンにして欲しいデータは

- もっとこんなデータを使いたいという、行政・民間に限らず、求めるものや期待することはありますか。

庄司:町丁目ごとの人口がどう変化しているかは、既に地方自治体は公開していますが、自治体ごとに形式や更新頻度が異なっています。男女、世帯数、外国人など、ただそれだけの情報ですが、毎月変化が分かるとマーケティングに活用できると思いますが、例えば東京23区の場合、見事に出し方が違っており、1ヶ月ごとに出している自治体もあれば3ヶ月ごとに出している自治体もあり、最新版が公開されると過去の情報を消してしまう自治体まであります。

また、男女や合計の列の並び方が異なっている場合もあります。できれば全てのデータを縦に並べてほしいのですが、出力して見やすいように折り返して表示している自治体もあります。例えば全国、少なくとも東京都で同じ形式で、同じタイミングで出してくれば、地域の変化が今以上に把握できると思います。区ごとにでもそうしたやり方を合わせていけば、それだけでもインパクトがあります。

また一般に、更新頻度の高い情報にはニーズがあります。例えば川崎市も水や空気など環境系の情報は出していると思いますが、日々取っているデータをもろろ環境政策の目的に使いつつ、民間にもそのまま出していただけると、きっと様々な活用事例が出てくるのではないかと思います。また防災関連の情報も、どんどん出せば良いと思います。避難所の位置情報はよくオープンデータ化されていますが、先日東京都の水道局が給水拠点の位置情報を出していました。これは重要だと思いましたが、他ではあまり行っていない取り組みです。

それから、すぐに何かアプリにできそうなデータも大事ですが、行政の透明性を高める観点のデータも積極的に出したほうが良いと思います。予算や支出などの情報を、より細かいレベルで出していくことも大事です。埼玉県の宮代町は細かいレベルで予算書を公開しており、且つ担当部署の課長さんのコメントなどが付いており、ものによってはそこから事業に対してふるさと納税で応援できるようになっています。お金の使い道を透明性高く公開しつつ、「応援してください」とコメントまで付いていると応援したく

なりますよね。それから国レベルの話になりますが、オープンバジェットインデックスという、予算のオープンデータ化に関する国際比較がありまして、そこに日本はランクインどころか、エントリーもされていません。100カ国程度のランキングなのですが、日本のデータは海外の評価者にとっては入手しにくかったのではないかと考えています。例えばグローバル企業がアジアに進出する際に、汚職などのない国でビジネスをしようと考えたとしましょう。そうすると、ランキングが低いならまだしも、載っていないとなると、日本は完全に忘れられてしまい、検討対象にすらならないかもしれません。

透明性というのは非常に重要なテーマです。もちろん見せてはいけないものはだめですが、見せて良いものを丁寧にわかりやすく、使いやすく出していくことが、まわりまわって新しい企業や投資を誘致したり、新しい住民を誘致したりする際の強みにもなっていくと思います。

### マイナンバー

- 平成28(2016)年1月からマイナンバー制度の運用が始まりますが、マイナンバー制度について、先生が期待することは何かありますか。

庄司:マイナンバー制度の目的は、社会保障と税、プラス災害対策です。

取るべき税金を取り、真に手を差し伸べる人にちゃんと届ける。その原点を実現しなければ意味がありません。派生的なサービスなどが議論されていますが、困っている人に給付が届き、無駄な給付がなくなる、一番の目的であるところをきちんと実現することが何よりも大事だと思います。

社会保障において、無駄なことをやっている余裕はありません。そこで成果をあげることをまず第一に期待したいです。

### ICTと地方創生

- 世間では、人口減少社会、地方創生と言われており、国も各自治体も地方創生に力を入れています。ICTの推進が、地方創生に寄与するものなのでしょうか。

庄司:地方創生は今、国のキーワードとして“まち・ひ

と・仕事”という言い方をしていますね。

“ひと”は出生率を上げることなど。一般的な自治体にとっては、出生率を上げつつ、都市に流出してしまう人口を留める、あるいは都心から戻って来てもらうことが求められています。それから“しごと”については、ICTが貢献できることが多そうですね。ICTを使って、今ある仕事をもっとバージョンアップし、強くすることができるはず。モバイルファーストにシフトするのもそうですし、人口減少していく日本の国内市場を飛び出し、世界に価値を訴えることもやりやすくなっていますので、進めるべきだと思います。日本が取るべき道の1つは、安いものを大量生産するのではなく、イタリア、スイス、フランスのような高付加価値で良いものを作って世界に売っていくことです。日本酒なども海外で売れ始めていますが、その際にもICTが役立つことがあると思います。農産物にどれだけ手間をかけているのか、糖分がどれだけ高いかといった「質」を数値で示していくこともできます。

“まち”に関しては、インフラの老朽化が問題としてありますので、どのインフラを残し新しくしていくのか、まちづくりのことを議論しなければいけないと思います。感情論にならず、データと予算に基づいてなるべく論理的に議論をしていくと良いのではないのでしょうか。

### 川崎市に期待すること

- 最後に、川崎市が進めるICTの施策に対して、先生が期待することはありますか。

庄司:地方創生でもそうですが、行政が何でもやってあげる時代は終わりです。Wi-Fiやアプリの入口を作るのは典型的ですが、行政は土台や入口を作り、その先の経済の活性化や、人を呼び込み素敵な地域にすることに、民間の協力をどんどん得ていくと良いと思います。川崎市には、土台作り役として進化してほしいということです。多様で、素晴らしい能力を持った市民の方がいるわけですので、市民の力を引き出して発揮できるように、一緒に良いまちを作っていく。ICTはその基盤として重要な役割を担っていくと思います。

- 本日は庄司先生の取り組みから得た貴重なご意見をいただくことができました。

ご多忙中お時間をいただき、ありがとうございました。

# 多様な主体と連携した 情報施策



総務局ICT推進課 課長補佐 新井 信宏

## 1 はじめに

情報通信技術(以下「ICT」という。)は、日常生活の様々な場面で活用され、私たちの暮らしと密接に関係し、必要不可欠な技術となっている。

ICTの分野は、まさに日進月歩であり、特に急速な進展の要因としては、スマートフォンなどのモバイル端末の普及が挙げられる。さらには、モバイル端末に関連したソーシャルメディアやクラウドコンピューティング等によってインターネットを活用したサービス利用も増加し、私たちのライフスタイルやワークスタイルに大きな変化をもたらしている。

こうした社会状況を捉え、政府においては日本の成長戦略の柱としてICTを経済成長のエンジンと位置づけ、世界最高水準のICT利活用社会の実現を目的とした「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25(2013)年6月閣議決定、平成27(2015)年6月改定・閣議決定)を策定したところである。

この宣言では、行政が保有するデータの民間解放(オープンデータ)の推進、ビッグデータの利活用推進、起業家精神の創発、オープンイノベーションの推進、健康で安心して快適に生活できる世界一安全で災害に強い社会の実現、クラウドおよびマイナンバー制度の活用による利便性の高い電子行政サービスの提供、誰もが・いつでも・ど

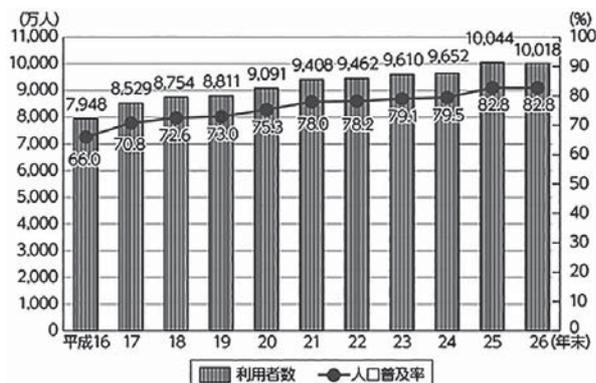


図1 インターネット利用者数及び人口普及 (総務省)

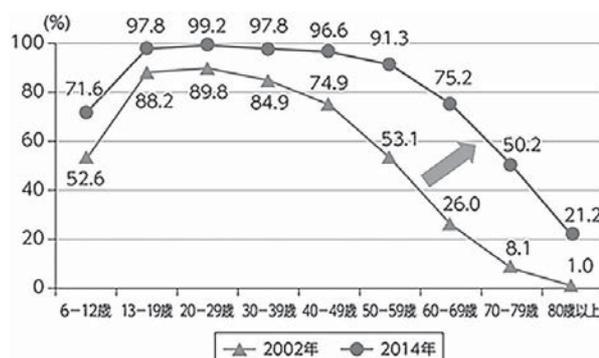


図2 インターネット利用率の向上 (総務省)

こでも公共サービスをワンストップで受けられる社会の実現などが、その主な取り組みとして挙げられている。

## 2 川崎市の情報化施策

川崎市では、平成9(1997)年に「市民(ひと)がまんなか高感度情報都市かわさき」というコンセプトのもと、市民が安心して豊かに過ごすことのできる快適情報環境の構築、市民の自発的活動による参加型の地域ネットワーク社会の形成、情報環境の変化に対応した地域産業の活性化と高度化、透明で効率性と柔軟性を持った市民本位の行政システムの構築、誰もが容易に活用できるオープンな情報基盤・環境の整備、といった5つのビジョンに基づく第1次川崎市情報化基本計画をまとめ、情報化施策を総合的かつ計画的に進めてきた。

その後、市民生活においてもインターネットや携帯電話の普及が進むなど情報化を取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえ、これまでのハード志向型からソフト志向型の考え方へと転換し、「お互いの心が通う高度情報化都市かわさき」を基本目標として、市民活力を高め、協働と安心のまちづくりに寄与する情報化、産業振興とシティセールスを促す情報化、行政運営の高度化を図る情報化、情報化を支える仕組みづくりの4つの基本施策に基づき、平成18(2006)年から概ね10年程度を見据えた第2次川崎市情報化基本計画を策定し、取り組みを進めている。

この第2次情報化基本計画も、策定して10年を迎えようとしており、今後国の取り組みにもあるように、世界最高水準のICT利活用社会を市民の皆様が実感できるよう、さらなるICTの活用を促進し、課題の解決につなげていく必要がある。こうしたことから、ICTや社会環境の変化に柔軟に対応し、さらなる市民サービスの向上や行政事務の効率化を図るため、新たな情報化計画の策定に向けて取り組みを進め、「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」の実現に向けて、ICTの分野からサポートをしていきたいと考えている。

## 3 ICTを活用した主な取り組み

スマートフォン等のモバイル端末の普及を背景に、市民のインターネット利用は、自宅のパソコンから外出先でのモバイル端末へとシフトしている。ここでは、スマートフォンの特性でもある常に携帯できる簡易性やいつでもインターネットに接続できる即時性といった優れた利点を活用した情報化施策を紹介する。

### (1)「かわさきWi-Fi(公衆無線LAN)」の整備

平成25年度に、区役所への来庁者の利便性向上を図る目的で、無料で利用できるWi-Fiアクセスポイントの設置を行った。平成26年度には、こうした取り組みを広げ、より効率的・効果的な「かわさきWi-Fi」の整備手法や利活用等を進めるため、有識者や企業代表者で構成する「川崎市公衆無線LAN環境整備検討委員会」を立ち上げて調査・検討を重ね、「かわさきWi-Fi」整備にあたっての基本的な考え方が次のとおり示された。

利用対象は、市民をはじめ市内にいるすべての方を対象とする、市民ニーズの高い避難所等の災害関連施設や行政庁舎等については川崎市が整備を行い、市内には民間事業者が交通機関や民間施設等に設置しているWi-Fiアクセスポイントが1万か所以上あるため、民間事業者と連携を図りながら、既設のWi-Fiアクセスポイントを活用する、「かわさきWi-Fi」の活用を促進するため、行政サービスの提供、情報発信の高度化、市民等の利便性向上につなげる仕組みとして、モバイル端末向けのアプリケーション等によるサービス提供を進める必要がある。

こうした意見を踏まえ、単にインフラ整備にとどまらず、市が目指す政策目標と、これをもとに展開される各種施策に連動させ、情報発信の高度化とモバイル端末利用者の利便性向上を目指した取り組みを進めることとした。

アクセスポイントの整備では、民間活力を活用し官民連携した取り組みとして、平成27(2015)年3月に東日本電信電話(株)神奈川事業部川崎支店と包括協定を締結し、災害時の情報通信手段の確保及び市民サービスの向上を目的に、市内の指定された広域避難場所のうち御幸公園(幸区)、稲田公



大師公園の防災情報ステーション

園(多摩区)、王禅寺ふるさと公園(麻生区)の3公園に太陽光パネルと蓄電池を装備したWi-Fi設備を整備した。本設備は、商用電源が途絶えた場合でも太陽光により稼働できるため、災害時の情報通信を確保するための手段の一つとして期待している。また、上記以外にも国庫補助事業を活用して太陽光パネルと蓄電池を装備したWi-Fi設備「防災

情報ステーション」を広域避難場所となる大師公園(川崎区)へ整備した。

平成27年度中は検討委員会での意見を踏まえ、市内の避難所に指定されている市立小中学校へのWi-Fi環境を整備し、また、民間事業が市内の商業施設や駅などに整備した既設のWi-Fiアクセスポイントを「かわさきWi-Fi」として活用するなど、利用エリアの拡充を進めている。

## (2)「かわさきアプリ」の構築

市民の日々の暮らしにおける利便性の向上や安全・安心な暮らしの実現、地域の活性化を図るため、これまでの情報発信手法に加え、モバイル端末の利用とその特性を生かし、プッシュ配信、GPS連動、パーソナライズ化した情報発信など、利用者が必要とする情報を的確かつタイムリーに提供する、スマートフォン向けアプリケーション「かわさきアプリ」の開発を現在進めている。また、市民の情報取得のニーズへの確にこたえていくためには、行政だけでなく市民・団体・企業など、情報を集積し・発信する多様な主体との連携が求められることから、下図のような「川崎市情報集積プラットフォーム」を構築し、ICTを活用した市民サービ

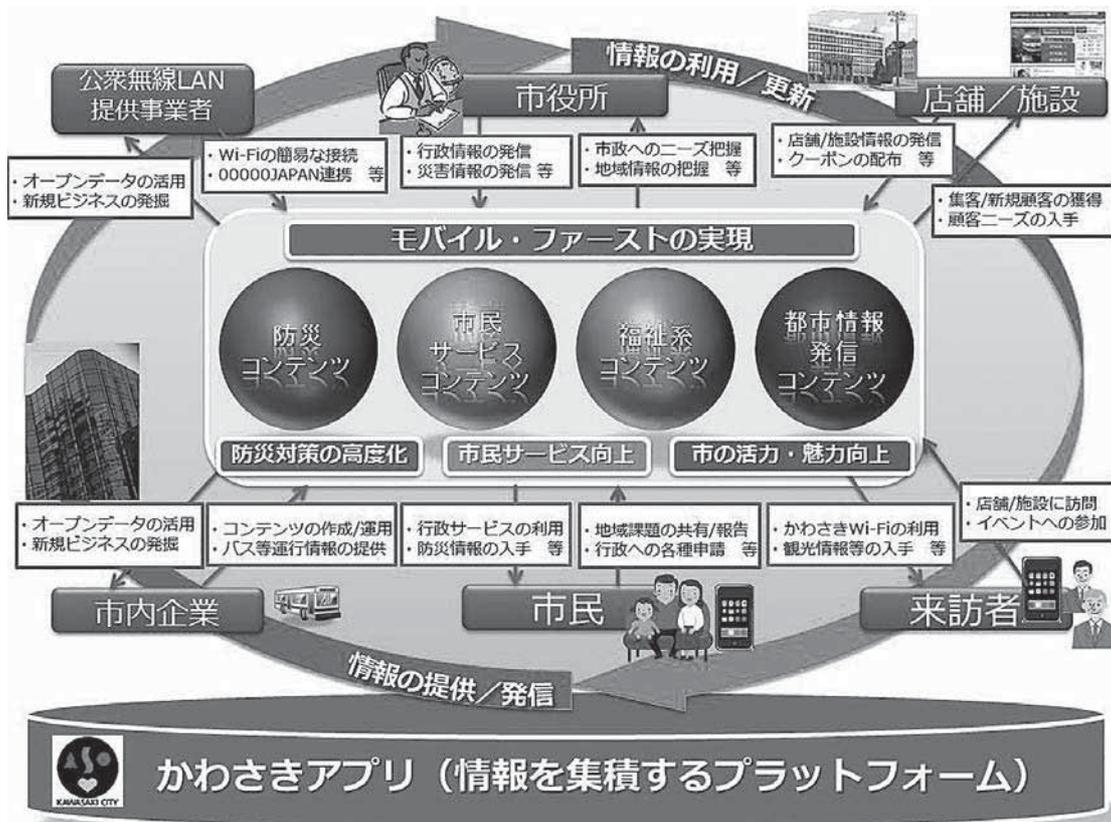


図3 かわさきアプリが目指すイメージ

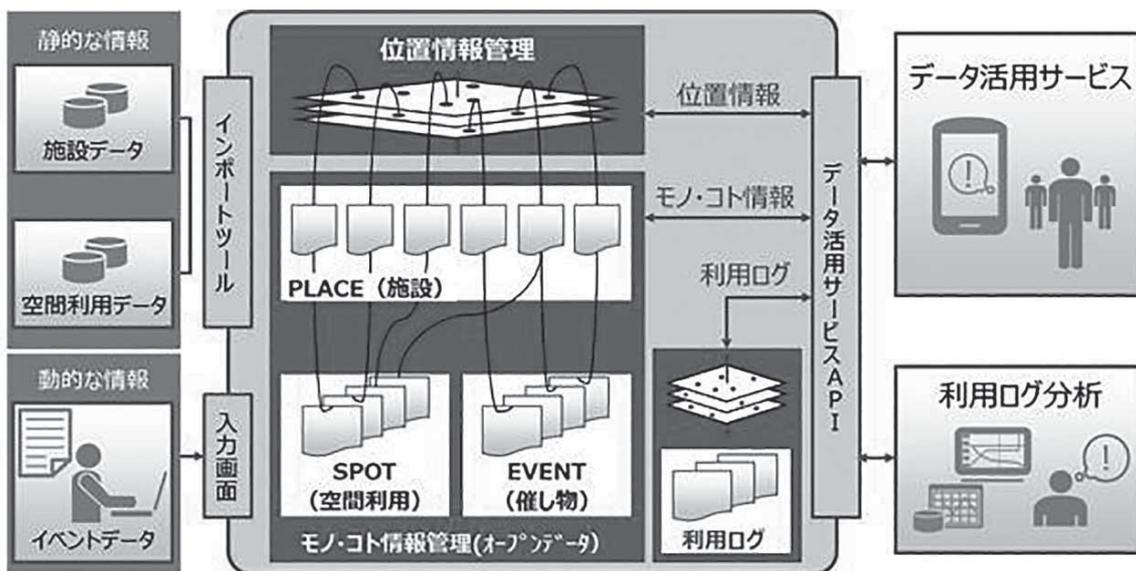


図4 システム構成のイメージ

スの質的向上を目指している。

「かわさきアプリ」は、こうした情報集積プラットフォームとしての総称(ポータルアプリ)であり、配下には市民ニーズが高く、現在、開発中である防災分野に特化したアプリ、子育て情報発信に特化したアプリをはじめ、今後、川崎市に関連する様々な分野の情報発信や地域コミュニティの発展に寄与する仕組みを本アプリを基盤として、順次展開していきたいと考えている

#### 4 ICTを活用した課題解決の手法

国をはじめ自治体においては、行政が保有するデータを二次利用可能なルールで提供する「オープンデータ」の取り組みが進められている。この取り組みは、単なるデータ提供にとどまらず、行政の透明性の確保、市民参加や企業等との協働の推進など、オープンガバメントの考え方に加え、地域のリソースを上手に活用して活性化を図ることや、地域課題を地域のみで解決していこう!といった地域コミュニティの形成にもつながる取り組みである。ここでは、様々な主体との連携を図り、オープンデータ利用とICTを活用して課題解決を進めてきた取り組み事例を紹介する。

##### (1) 官民連携による地域課題の解決

平成26(2014)年2月に富士通株式会社と川崎市は、ICT環境の充実や次世代育成の分野において連携・協力を進めることを目指して包括協定を締結

した。これに伴い、「ICTを活用したまちづくり」の一環として麻生区において次の取り組みを進めてきた。

麻生区役所では、子育て世代の支援を目的とした様々な事業が進められているが、「こどもの年齢に応じたイベント情報をどこで知ることができるの?」、「近くに授乳やオムツ替えできる施設はないかしら?」など、身近な子育て関連情報が探しにくいという地域の声に的確に対応したいとの考えから、川崎市総務局と連携を図り、スマートフォン向けアプリを活用して、子育て世代の方に必要とする情報を的確かつタイムリーに提供する仕組みの検証、事務効率・施策改善の検討、オープンデータ活用モデルの構築を目的として、平成27(2015)年1月から2月にかけて「あさ子育てポータル」実証実験を行った。



図5 あさ子育てポータル画面

実証実験にあたっては、公募により麻生区民など353名のモニター登録があり、アプリの機能、情報取得手法、イベントへの参加等に関するアンケート調査の実施に加え、利用ログによる分析を行った。

モニターへのアンケート結果では、便利と評価した方が73%、とりわけ0歳児の親は91%であった。また、アプリを利用したことで、従前と比較してイベント情報の入手機会が増えたと回答した方は66%、イベント参加や公園等のおでかけスポット利用回数が増加したと回答した方は43%、今後もアプリを利用したいと回答した方は78%、0歳児の親は94%と高評価であった。

また、アクセスログ分析では、利用が集中する時間帯、閲覧が多いイベントカテゴリやおでかけスポットの状況から、いつ情報発信を行うと効果的であるのか、年齢別にどういったイベントに興味を持たれ、いつ開催(曜日や時間帯など)すると参加が見込めるのかなど、今後のイベント企画の際にも役立つデータを得ることができた。

(参考) <http://www.city.kawasaki.jp/160/page/0000064059.html>

## (2) 市民参加と産官学連携による地域課題の解決

平成26(2014)年夏に、「G空間未来デザインプロジェクト」がスタートした。本プロジェクトは、国土交通省の「地理空間情報に関するアプリケーション・サービス普及促進業務」を受託した慶應義塾大学大学院、国際大学グローバル・コミュニケーション・センター、株式会社フューチャーセッションズに、川崎市総務局及び宮前区役所の連携・協力のうえ進められた。

本プロジェクトの目的は、地域の課題解決や魅力向上を図るため、多様な参加者の集合知によってアイデアを導き出し、地理空間オープンデータを活用してアイデアを具現化し、新たなサービスの創出につながる仕組みやプロセス、手法を構築することである。

### アイデアソン(アイデア+マラソン)の開催

宮前区民、企業、大学、行政職員など118名の多様な参加者が集まり、「出掛けたくなる、みんなで健康になる街」「地域資源の戦略的活用ができる街」をテーマに意見を出しあい、坂道、公園、人材マッチング、都市農業などに関連する課題解決や魅力向上につながる22のアイデアが生み出された。



アイデアソンの様子

### ハッカソン(ハック+マラソン)の開催

アイデアソンで生まれた22のアイデアを引継ぎ、プログラマーやデザイナー等も加わった84名の参加者によって9つのアプリケーション・サービスを生み出した。



ハッカソンの様子

### マーケソン(マーケティング+マラソン)の開催

本プロジェクトにおけるオリジナルイベントで、ハッカソンで開発されたアプリケーション・サービスのプロトタイプが地域やコミュニティで持続的に活用されることを目的に、想定する利用者や顧客によるプロトタイプの利用実証を行い、事業化に向けた成果発表と表彰式が行われた。

(参考) <http://www.city.kawasaki.jp/160/page/0000065052.html>



マーケソンでのプロトタイプの様子

## 5 おわりに

市民のニーズが多様化・高度化するなかで、こうした声に的確に応える行政運営を展開していくためには、ヒト・モノ・カネ・情報といった資源に加え、ICTや地域リソースも活用しながら、課題解決のアイデアやイノベーションの創出につなげていく必要がある。

市民をはじめ多様な主体が目的や課題を共有し共に考えることが重要であり、そのなかで効果的にICTを活用することが地域の課題解決や住みやすい地域社会実現の一助となるものと考えている。

### 【出典】

- ・平成27年情報通信に関する現状報告(総務省)
- ・平成26年通信利用動向調査(総務省)
- ・かわさきWi-Fiの整備方針について【報告書】  
(川崎市公衆無線LAN環境整備検討委員会)

## 特集 職員による関連施策等の紹介

# コンビニエンスストアにおける 証明書の交付の開始に向けた 取り組み



市民・こども局戸籍住民サービス課 戸田 義明

## 1 はじめに

行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が、個人番号及び法人番号の有する特定の個人および法人その他の団体を識別する機能を活用し、当該機能によって異なる分野に属する情報を照合してこれらが同一の者に係るものであるかどうかを確認することができるものとして整備された情報システムを運用して、効率的な情報の管理および利用ならびに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようにするため、平成25(2013)年5月に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「マイナンバー法」という。)等が公布され、平成27(2015)年10月5日から施行されることとなる。

また、マイナンバー法附則第3条の規定に基づき、市区町村長は、マイナンバー法の施行日である平成27(2015)年10月5日に当該市区町村が備える住民基本台帳に記録されている者について、地方公共団体情報システム機構(以下「J-LIS」という。)から通知された個人番号とすべき番号を個人番号として

指定し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならないとされている。

このため、マイナンバー法の施行日である平成27(2015)年10月5日以降に住民基本台帳に記録されている者に対して、個人番号を記載した通知カードが簡易書留により世帯単位で順次発送されることとなっている。

また、マイナンバー法第17条第1項の規定に基づき、市区町村長は、当該市区町村が備える住民基本台帳に記録されている者から申請があった場合には、個人番号カードを交付することとされている。

個人番号カードは、平成28(2016)年1月から交付が開始され、交付手数料は無料とされることが決定しているが、当該個人番号カードの交付申請書についても平成27(2015)年10月5日以降に順次発送される通知カードとともに発送されることとなっている。

川崎市では、平成19(2007)年6月からかわさき市民カードを利用した証明書自動交付機による住民票の写し、印鑑登録証明書および市民税・県民税課税証明書等の交付を行っているが、更なる市民の利便性向上と証明書交付窓口の混雑緩和を目的として、平成28(2016)年1月に交付が開始される個人

番号カードを利用したコンビニエンスストア等における証明書等の交付(以下「コンビニ交付」という。)を開始する予定である。

## 2 コンビニ交付の概要

コンビニ交付は、コンビニ交付サービスを提供・運営しているJ-LISと通信回線により電子計算機を接続し、市区町村が交付する証明書等をコンビニ事業者等が設置したマルチコピー機等により自動交付するサービスであり、次の機器等が連携し、実現しているサービスである。(具体的には図1のとおり)

### (1) マルチコピー機等

コンビニ事業者等が設置する証明書等の発行を行うための機器であり、J-LISが定める機器仕様にに基づき開発・設置されたものをいう。

### (2) ECセンター

コンビニ事業者等が設置・運用するデータセンターであり、マルチコピー機等とJ-LISの証明書交付センターを中継する機器(以下「中継サーバ」という。)が設置されている。

### (3) 証明書交付センター

コンビニ交付サービスの円滑な運営を図るために

J-LISが運営する組織であり、市区町村の証明発行サーバとコンビニ事業者等のECセンターを連携する広域交付サーバ等から構成された証明書交付センターシステムを構築・管理している。

### (4) 証明発行サーバ

申請情報を受信し、証明書情報(証明書等を画像情報にしたもの)を作成・送信する市区町村のシステムをいう。

## 3 コンビニ交付の実施概要

### (1) 取扱証明書

- ア 住民票の写し
- イ 住民票記載事項証明書
- ウ 印鑑登録証明書
- エ 市民税・県民税課税額(非課税、免除)証明書
- オ 戸籍の附票の写し
- カ 戸籍全部(個人)事項証明

### (2) 利用できる住民

川崎市内の各区が備える住民基本台帳に記録されている者で、申請により個人番号カードの交付を受けた者が利用することができる。

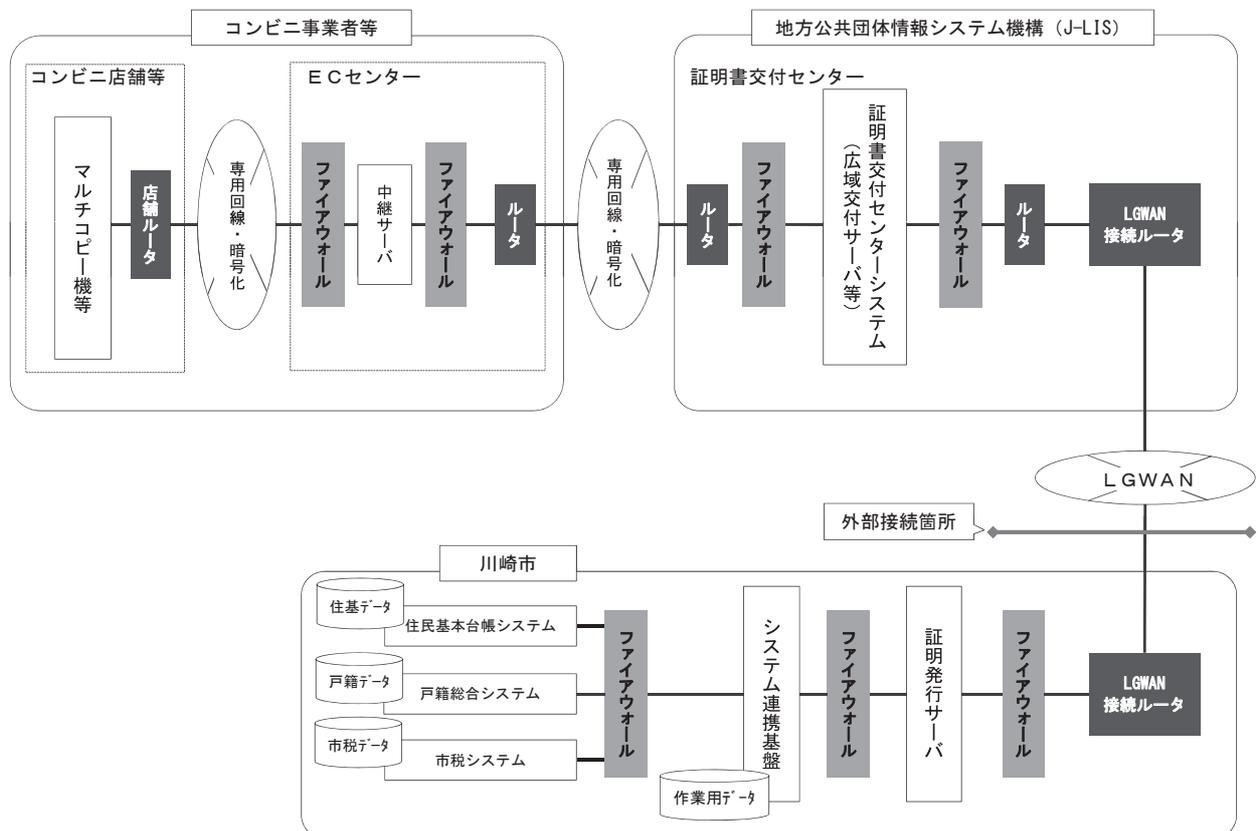


図1 コンビニ交付の概要

### (3) 利用時間

J-LISのコンビニ交付サービス提供時間は、最大で午前6時30分から午後11時00分までとされているため、市民の利便性等を考慮し、当該提供時間の範囲内で今後決定していく。

## 4 コンビニ交付の特徴

### (1) 個人番号カードの利用

利用者を特定するために、平成28(2016)年1月から希望者に対して無料で交付する個人番号カードのICチップに搭載される電子証明書を利用する。

### (2) 印刷用紙

市区町村の窓口で交付している証明書等では、各市区町村独自の改ざん防止用紙を利用しているが、コンビニ交付においてすべての市区町村の改ざん防止用紙を用意することは極めて困難となるため、表面には証明書等とともに、コピー防止対策として牽制文字が印刷され、裏面にはコピー防止対策としての牽制文字とともに、偽造防止対策の画像を印刷することで普通紙(A4版)の利用を可能としている。

### (3) 個人情報保護

仮に、コンビニエンスストアの店舗等の従業員等

を介在させる方式を採用した場合には、印刷された証明書等の個人情報に従業員等に盗み見られることが懸念されるところであるが、コンビニ交付では申請から受領まですべての手続きを利用者自らがマルチコピー機等を操作する方式を採用していることから、他人の目に触れることなく証明書等を取得することができるため、一定の個人情報保護が図られている。

## 5 コンビニ交付利用の流れ

コンビニ交付における証明書等の申請から印刷までの流れは次のとおりとなる。(具体的には図2のとおり)

### (1) 証明書等の申請

コンビニ交付を受けようとする利用者は、最寄りのコンビニ店舗等に設置されているマルチコピー機等の画面の案内に従い、個人番号カードをタッチし、暗証番号を入力するとともに、必要とする証明書等の種類や部数等を入力する。

### (2) 申請情報の送信

入力した申請情報はJ-LISに設置されている証明書交付センターに送信され、当該センターのコン

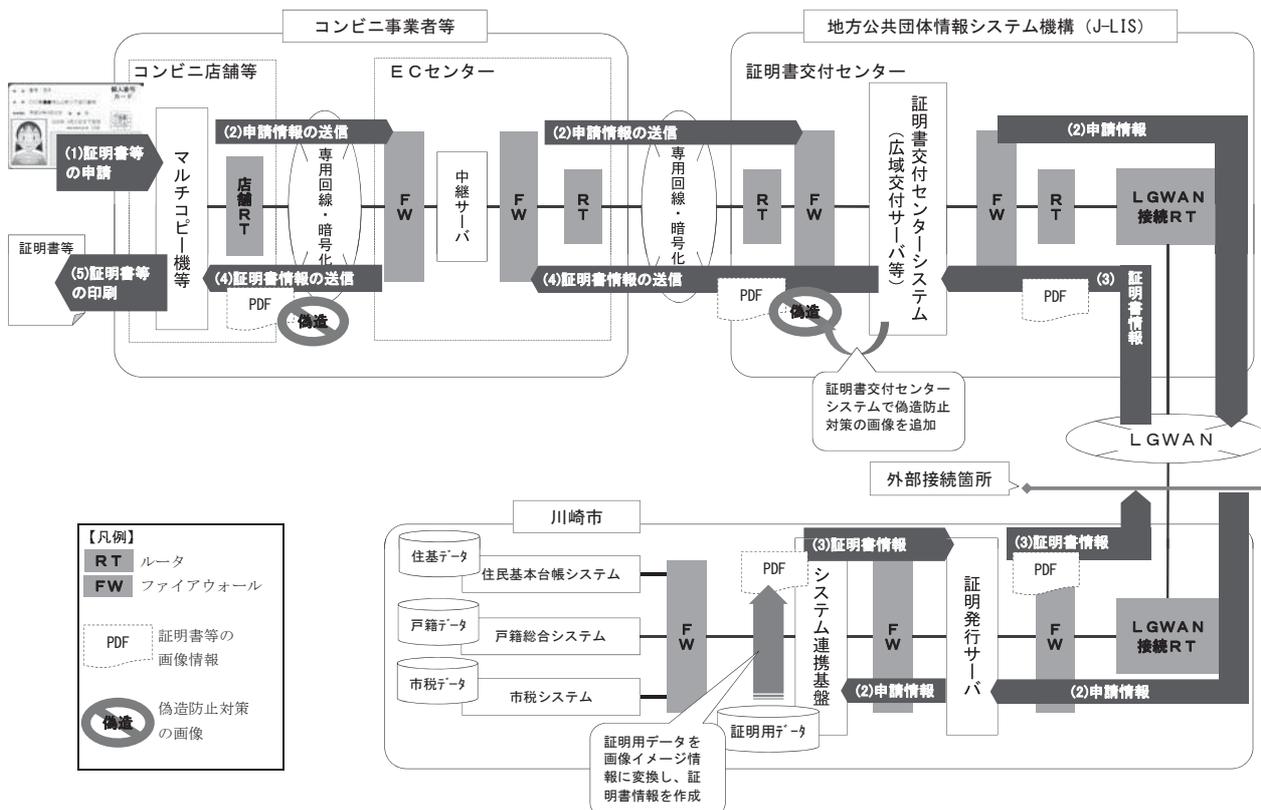


図2 コンビニ交付利用の流れ

コンピュータで住民の住所地市区町村を判別し、申請情報を送信する。

#### (3) 証明書情報の作成

住所地市区町村では、受信した申請情報に基づき証明発行サーバにより証明書情報(証明書等を画像情報にしたもの。以下同じ。)を作成し、J-LISの証明書交付センターへ送信する。

#### (4) 証明書情報の送信

住所地市区町村の証明発行サーバから送信された証明書情報に、J-LISの証明書交付センターで偽造防止対策の画像を作成・追加し、証明書情報及び偽造防止対策画像をコンビニ事業者等のECセンターへ送信する。

#### (5) 証明書等の印刷

J-LISの証明書交付センターから送信された証明書情報及び偽造防止対策画像をコンビニ事業者等のECセンターからマルチコピー機等に送信し、マルチコピー機等から証明書情報及び偽造防止対策画像を両面印刷する。

## 6 コンビニ交付の導入効果

### (1) サービス提供の拡大

現在、川崎市においては、各区役所、支所及び出張所等の21か所に証明書自動交付機を設置し、証明書の交付サービスを提供しているが、コンビニ交付を開始することにより、全国約47,000店舗、うち市内約530店舗のコンビニエンスストア等に設置されたマルチコピー機等で証明書の交付サービスを提供することができるようになるため、当該サービスを提供できる拠点が飛躍的に拡大し、市民の利便性の向上が期待できる。

### (2) サービス拡大時における費用削減

証明書自動交付機を増設する場合には、1台あたり高額な設置費用及び維持費用が必要となるが、コンビニ交付ではコンビニ事業者等が設置するマルチコピー機等を利用して証明書等を発行することから、設置費用及び維持費用を必要としないため、費用削減効果が期待できる。

### (3) 職員の負担軽減

証明書自動交付機を設置している各区役所、支所及び出張所等では、紙詰まり等の障害発生時や定期的な点検等において、職員が証明書自動交付機のシステムメンテナンス等に対応しなければならない

いが、コンビニ交付ではマルチコピー機等のシステムメンテナンス等をコンビニ事業者が行うため、職員の負担軽減が図られるようになる。

## 7 セキュリティ対策

### (1) マルチコピー機等

ア セキュリティソフト(ISO/IEC15408認証の取得必須)により、証明書情報及び偽造防止対策画像は印刷後にマルチコピー機等から消去される。

イ マルチコピー機等の接続部分を施錠し、保守員以外の者が当該機器にアクセスすることを物理的に排除するとともに、パスワードによりシステムにアクセスすることを排除している。

ウ コンビニ店舗等の従業員等はマルチコピー機等のプログラムを操作できない仕組みが講じられている。

エ コンビニ店舗等に監視カメラを設置するとともに、店舗ルータ等のネットワーク機器は警備会社等が施錠管理している。

### (2) ECセンター

ア ECセンターには行政サービス専用のルータを設置し、他のルータからの接続を禁止している。

イ ECセンターでは証明書情報及び偽造防止対策画像を保有しない仕組みが講じられている。

ウ コンビニ店舗等とECセンター間のネットワークは、閉域性の確保された専用回線を使用し、第三者からのアクセスを排除するとともに、通信内容を暗号化している。

### (3) 証明書交付センター

ア 証明書交付センターシステムはセキュリティの十分確保されたデータセンターに設置されている。

イ 証明書交付センターでは証明書情報及び偽造防止対策画像を保有しない仕組みが講じられている。

ウ コンビニ事業者等のECセンターと証明書交付センター間のネットワークは、閉域性の確保された専用回線を使用し、第三者からのアクセスを排除するとともに、通信内容を暗号化している。

#### (4) 証明発行サーバ

ア 川崎市においては、証明発行サーバをセキュリティの十分確保されたデータセンターに設置することを予定している。

イ J-LISの証明書交付センターと証明発行サーバ間のネットワークは、行政機関内に閉じたネットワークとして既に利用されているLGWAN（総合行政ネットワーク）を使用するとともに、証明書交付センター以外の外部ネットワークからの不正アクセスを排除する。

### 8 進捗状況

平成27(2015)年4月に一般競争入札によりコンビニ交付のシステム構築業者を決定し、直ちに要件整理に着手し、同年5月末に終えたところである。

その後、平成27(2015)年6月から基本設計に着手し、同月末に終えるとともに、同年7月から詳細設計に着手し、同月末に終えたところである。

平成27(2015)年9月時点の状況としては、コンビニ交付を実現する上で必要不可欠となる証明発行サーバを設置し、環境構築を行っているところである。

### 9 今後の取り組み

平成28(2016)年1月からコンビニ交付を開始するためには、限られた期間内で十分なテストを行わなければならない。

このため、今後は、次のようなテストを順次実施し、コンビニ交付の開始に向けた取り組みを行っていく予定である。

#### (1) システム確認テスト

証明書交付センターから提供される事前評価ツールやチェックツールを利用して、川崎市が構築した証明発行サーバにおいて電文が正しく処理されることや証明書情報が正しいことを確認するとともに、証明発行サーバへの複数同時アクセス時においても正常に処理されることを確認する。

#### (2) 証明書交付センターシステム連携テスト

川崎市の証明発行サーバと証明書交付センターのテスト環境をLGWAN経由で接続し、証明書交付センターが準備する疑似マルチコピー機等を用いて機能面および性能面において問題がないことを確認する。

#### (3) 疑似店舗テスト

川崎市の証明発行サーバと証明書交付センターのテスト環境をLGWAN経由で接続し、コンビニ事業者等が準備する疑似マルチコピー機等を用いて印刷した証明書に問題がないことを確認する。

#### (4) 実店舗テスト

川崎市の証明発行サーバと証明書交付センターの本番環境をLGWAN経由で接続し、コンビニ事業者等の実店舗に設置されたマルチコピー機等を用いて印刷した証明書に問題がないことを確認する。

# 子育て支援アプリ 「あさお子育てポータル」 実証実験の取り組み

～子育て支援の情報を探しやすい～



麻生区役所こども支援室 担当課長 佐野純子

## 1 はじめに

平成26(2014)年2月、川崎市は富士通株式会社と、ICT環境の充実や次世代育成などの分野での連携・協力を通じた持続的なまちづくりを目指して包括協定を締結した。

その取り組みの一つとして、地域の課題解決や市民サービスの向上につながるオープンデータ活用モデルとして、平成27(2015)年1月～2月に麻生区において子ども・子育て支援に関する情報提供サービス「子育て支援アプリ「あさお子育てポータル」」の実証実験を行った。

この実証実験は、子育てに関する様々な情報をスマートフォン向け子育て支援アプリで地図情報と連動してわかりやすくタイムリーに提供し、モニターへのアンケートなどにより、その効果や事務の効率化などを検証するものである。

麻生区役所は、子育て支援アプリ構築に必要な情報の提供や、子ども関係機関・団体への協力依頼、モニターの募集などを総務局ICT推進課と連携して行った。

## 2 麻生区における 子ども・子育て支援の情報提供の現状と課題

麻生区内では、万福寺やはるひ野などの住宅開発が進む地区で、0歳から14歳までの年少人口が増加している中、かわさき市民アンケートでは、市政の仕事で今後特に力を入れてほしいこととして、「子どものための施策」が48.2%となっており、7区の中では最も高くなっている。

麻生区役所では、各部署が子ども・子育て支援に関する各種講座、公演会、体験学習や親子の遊びの会などのイベント(以下「イベント」という。)を実施している。こども文化センター、地域子育て支援センター、保育園、幼稚園、社会福祉協議会や地域のボランティア団体など多くの子育て関連機関も様々なイベントを実施している。

これらのイベントは、制度や手続き、施設等の情報とともに子育て情報誌「きゅっとハグあさお」や「ちびっこおでかけMAP」に掲載しているほか、市政だよりやチラシ、ホームページなどでも紹介している。また、母子手帳交付時や両親学級の機会には、対象年齢に合わせた案内をするほか、区役所内子ども情報コーナー、イオン新百合ヶ丘店内

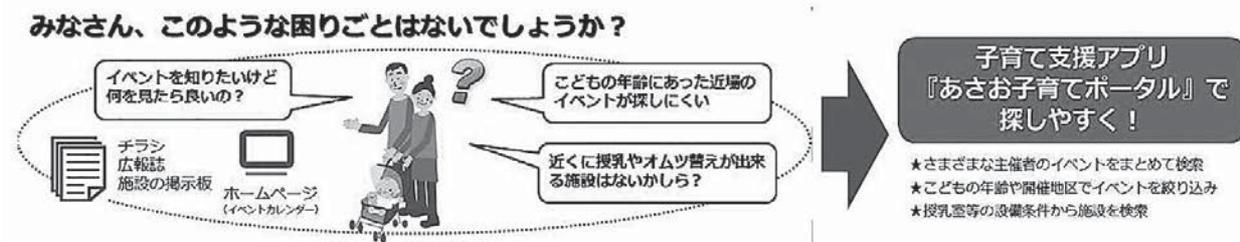


図1 モニター募集の呼びかけ(チラシから)

インフォメーションコーナーでも案内している。

なお、民間事業者のイベントは、子ども支援室が集約し、毎月、「ちびっこカレンダー」、「小中学生イベントカレンダー」にまとめて市ホームページで紹介している。

しかしながら、最新の情報を広くタイムリーに対象者に提供することは難しく、利用者からは、多くの情報が様々な部署や団体等から発信されていて、知りたい情報を探しづらいという声が寄せられている。さらに、外出時に授乳やおむつ替えができる場所の案内などの情報も求められている。



区役所内の子ども情報コーナー

第4期麻生区区民会議(任期24.7.1~26.6.30)においても「子育てしやすい環境づくり」が審議テーマとして取り上げられ、「安心して遊べる場所がない」、「子育て中の親同士の仲間づくり」、「子育て支援の情報不足、情報の錯綜」などが課題として挙げられた。

一方で、行政や子育て団体等による多種多様な支援がきめ細やかに実施されており、これらの情報や支援策を広く周知するとともに、見せ方として年齢別、開催日別、内容別に分類したものに改善するなど、さらなる工夫が求められている。

このような課題に的確に対応するため、子育て支援アプリの実証実験が麻生区で実施されることになった。

「あさお子育てポータル」の構築に当たっては、子育ての分野から他の分野への展開も視野に入れ、企画課が各部署を統括し、子ども支援室が子ども関連団体との調整を担当するなど、区役所全体で取り組みを進めた。

### 3 「あさお子育てポータル」の特徴・機能

「あさお子育てポータル」は、様々な主催者の「イベント」や様々な管理者の施設「おでかけスポット」をまとめて紹介しており、子どもの年齢や居住地域等を事前に登録することで、利用者が必要とする情報の絞り込みが簡単になり、より便利に利用できる仕組みになっている(登録するユーザーの情報は、年齢は生年月まで、地域は郵便番号とした。)

まず、アプリのトップ画面を開くと、その日に開催されるイベントが一覧で表示される。主なメニューは次のとおりである。

様々な主催者が実施している「イベント」は、体験学習、親子で遊ぶ、講演・講座など7つのカテゴリーに分類した。開催地区(中学校区別)や参加方法(事前申込の有無)などでの絞り込みや、開催日順や申込み締切り順の表示の切り替え、気になるイベントを「マイイベント」に登録する機能により検索が容易にできる。

気軽に外かけてもらいたい施設「おでかけスポット」は、地域子育て支援センターや子ども文化センター、保育園、公園など7つのカテゴリーに分類し、おむつ替え・授乳スペース、多目的トイレやベビーチェアなどの設備が検索できる。

また、災害への備えとして、「避難所」の場所やその対象地域も掲載している。

それぞれの施設、開催地は、地図情報と連動しているため、場所の確認が容易にできるほか、

登録地点からのおおよその移動時間が表示される。スマートフォンの位置情報を許可しておく、利用者が普段使っている経路案内アプリと連携し、現在地周辺のスポットや行きたいスポットも案内される。

このほか、健診や予防接種、各種相談、病院の



図2 あさお子育てポータル画面

情報などは、ホームページへ誘導するリンク集「健康・子育てサポートリンク」として掲載した。

また、実証実験には事務の効率化という目的もあり、情報の登録はイベントの主催者が随時作業を行う。

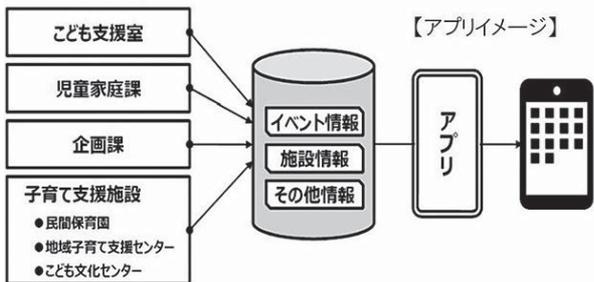


図3 アプリイメージ

登録された情報はアプリに即時に反映されるので、タイムリーな情報提供が可能になることに加えて、行政はとりまとめをしないため事務の軽減が期待される。なお、実証実験においても、イベント情報の登録には、民間事業者の皆さまに協力をお願いしている。ただし、PC環境等で協力いただけなかった事業者も多く、その情報の登録は区役所職員が代行したことや、既存の広報も並行して行ったため、アプリの導入そのものが事務の軽減につながるものではなかった。

#### 4 実証実験の結果から

平成27(2015)年1月6日～2月28日を期間として、「あさお子育てポータル」の実証実験を行った。アプリの利用に際しては、モニターへの登録が必要になるため、11月中旬からこども文化セン

ター、地域子育て支援センター等の施設や、区役所主催イベント等でチラシを配布しモニター募集を行った。アプリは、市ホームページの事前登録サイトにアクセスし、必要事項を入力してモニター登録すると「あさお子育てポータル」のURLをお知らせするメールが送られて利用できるようになる。1月6日の実証実験開始時には100名、最終的には353名のモニター登録があった。2月中旬に実施したアンケートには100名から回答があり、アプリ利用ログの分析と合わせて実証実験の検証を行った。

アンケートは、それぞれの項目についてプラス・マイナスの評価で回答するもので、その一部を紹介する。

##### (1) アプリ全体の評価から

アンケートでは、アプリ全体への評価として73%が便利(不便は8%)、今後の利用についても78%から利用したいとの回答があった。特に、0歳児の親からは91%から便利、94%から継続利用の回答があるなど高い評価があった。

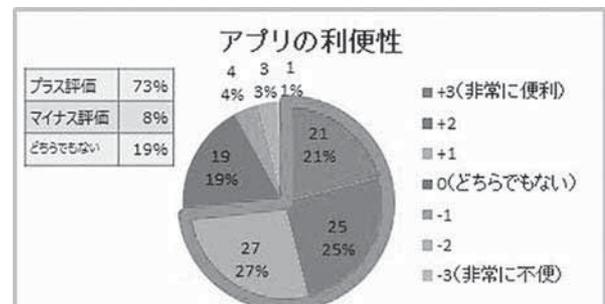


図4 アプリの利便性

「使いやすくシンプルで見やすい、デザイン・色などもよかった」との意見が多かったが、使い勝手の悪い点としては、地図の動きなど画面の反応・操作性への意見であった。

また、アプリの利用をきっかけとして、35%が「イベント」に参加、33%が「おでかけスポット」の施設を利用しており、これまで届いていなかった層へ情報が到達しているという結果が得られた。

本アプリの特徴でもあるトップページのイベント一覧、マイイベント表示、イベントやスポットの絞り込み、検索のための生年月や郵便番号の入力、地図表示などの機能については、役に立たないとの回答は全て20%以下で、役に立っているとの一定の評価が得られている。

## (2) 掲載情報への評価から

「イベント」情報、「おでかけスポット」情報については、掲載内容のわかりやすさ・役立ち度・見つけやすさ・情報量を設問とした。

「イベント」情報は、掲載内容のわかりやすさは73%、役立ち度は71%がプラスの高評価をいただいた。マイナスの評価(役に立たない)の主な理由に、「参加したいイベントがない(4件)」、「見つけにくい(4件)」であること同様に、見つけやすさ・情報量については、ともにマイナスの評価が29%と多かった。自由記述のコメントに機能等の未使用や誤解に基づく意見も多かったことから、2月25日にモニターへ改めて「基本的なつかいかた」をお知らせした。

データの種類	データの性質	件数
子育てイベントデータ	動的 (日々追加)	約90件 (1/6時点) 約200件 (2月末時点)
お出かけスポットデータ	概ね静的	172件
開催場所データ (公共施設等)	概ね静的	153件
主催者データ	概ね静的	37件

図5 主な活用データ

「おでかけスポット」情報は、わかりやすさ・役立ち度・見つけやすさは、それぞれマイナスの評価が9%・11%・14%と不満が少ない十分な評価となった。情報量については、「イベント」情報同様に20%が少ないと回答している。

実証実験を行った1~2月は季節柄、イベントが

少ない時期であったことも情報量が少なかった要因の一つと考えられるが、いかに多くの情報を掲載できるかが今後の課題である。

実証実験では、アンケート回答者100名中、49名から114件もの自由記載のコメントがあったことからアプリへの関心の高さがうかがえる。情報内容や機能の拡充など改善に関する意見は、他の広報の参考になることも多く、また今後の子ども・子育て支援施策の検討にも活用できるものであった。

## (3) アクセス状況から

アクセスユーザー数は、一日平均41名、週平均173名で、平日のアクセスが多く、土日・祝日のアクセスは少ない。モニターへ便利な使い方やアンケート依頼などのメールを送信した直後には、アクセス数が急増していた。

時間帯別の利用状況を見ると、9時台、16~17時台、22時台にピークがあり、反対に19時台の利用はほとんどなかった。このことは、平日を子どもと過ごす母親が多く利用し、夕方と夜のアクセスは、外出からの帰宅後と子どもの就寝後の時間と思われる。

子どもの年齢別では、「イベント」情報に関しては、0~1歳で「親子で遊ぶ」比率が高く、2~6歳ではそれが減り「体験学習」が増えている。また、「イベント」、「おでかけスポット」とともに、居住地に近い場所を参照する傾向がみられた。

また、アンケートで4~6歳児の親がイベントの数が少ないと回答していることに関して、アクセスロ

- ・1/6~2/28を対象として、時間帯別にアプリ操作の延べ数を集(左:全体 右:アンケート回答者)モニター全体、アンケート回答者共に、9時台、16~17時台、22時台にピークを持つ。
- ・全体的に19時台の利用が少ない。
- ・アンケート回答者は全体と比較して20時台~0時台の利用頻度が高い。

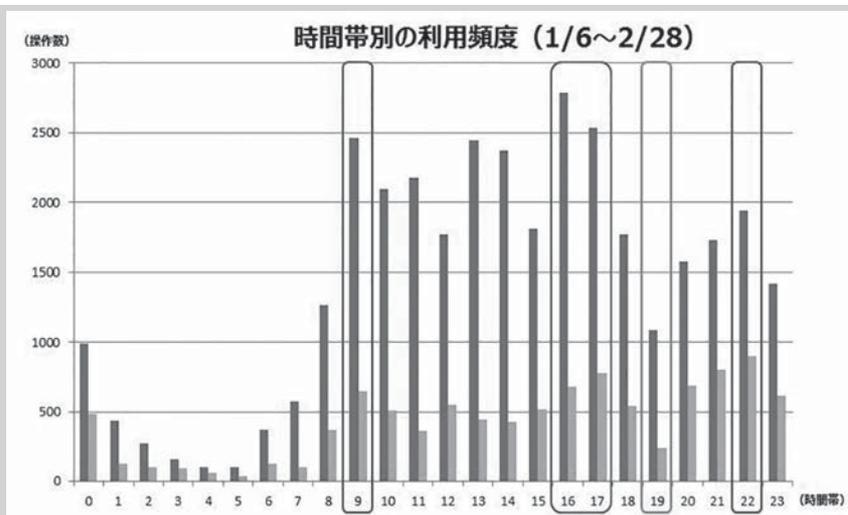


図6 時間帯別の利用頻度

グからみても参照数は他の子どもの年齢と変わらないため、実際に参照した上での意見であることがわかる。

モニターへのアンケートのみならず、アプリの利用状況の分析は、アンケート結果への裏づけのほか、今後の施策への活用が期待できる。

ここで紹介した結果は一例だが、アプリの利便性や今後の利用での評価は、アプリが有効なものとして高い関心をもって受入れられたとともに、実施のイベントや施設の利用を促進する効果も高かったと考えられる。

実証実験の検証結果は、今後「かわさきアプリ」の構築につなげていくことになるが、麻生区役所においても、子ども関係機関・団体と共有し、今後の子ども・子育て支援に役立てていきたい。

## 5 おわりに

「あさお子育てポータル」は富士通株式会社のご好意により実証実験終了後の現在も運用を継続している。市ホームページのURLからアクセスし、登録することなくどなたでも利用することができる。

実証実験に御協力いただいたモニターの皆様、アプリへの情報提供としてのイベント登録作業を現在も行っていただいている民間事業者の皆様には、この場をお借りして感謝申し上げますとともに、民間事業者の皆様には引き続き御協力をお願いし、よりよいサービスの提供に努めていきたい。

子育て支援アプリは、実証実験の検証結果を踏まえ、平成28(2016)年度の稼働を目指して取り組みが進められている「かわさきアプリ」の配下で、全市の情報を提供する予定である。

子ども・子育て支援の情報発信の課題は、アプリだけで解決できるものではない。実証実験中、こども支援室が主催するイベント(対象者は1歳~就学前の子の親)でモニター登録者を確認したところ、参加者全体の12%程度であった。登録していない理由のほとんどはスマートフォンを使用していないとのことだが、アプリについての関心は高かった。

実証実験は、職員の広報の意識向上という側面でも貴重な経験であった。今後とも、情報誌、チラシ、ホームページなど既存の広報媒体のさらなる工夫と、アプリを含めそれぞれの特性を活かした使い分

けをするなど、タイムリーでわかりやすい情報提供に努めていきたい。

最後に、「あさお子育てポータル」が、『グッドデザイン賞2015』、『IAUDアワード2015』を受賞したことをお知らせする。

(あさお子育てポータル)

(参考) <http://133.162.247.203/childcare-support/index.html>



本市の政策展開から

# 川崎市の保育所待機児童対策の取り組み

～安心して子どもを預けられる環境を整備し  
「子育てしやすいまちかわさき」を実現～



こども本部子育て推進部事業調整・待機児童対策担当 担当係長 **新村 祐**

## 1 はじめに

### (1) 保育所待機児童対策の取り組みの意義

人口減少社会において、サステナブルな社会を目指すには、労働力人口はもとより、総人口を維持していくことが大切である。それには、女性が個々の能力を発揮して自己実現を図れるよう、安心して子どもを預けることができる環境整備を図ることが必要不可欠であり、その対応施策の一つが保育所の待機児童対策である。現在、国を挙げて女性のさらなる社会進出をバックアップする取組を推進している中、基礎自治体である各市町村が責任を持ってこの取組を進めることが重要である。

### (2) 川崎市の概況

全国的に少子高齢化に伴う人口減少が進む中、川崎市の人口は毎年増加を続けており、特に「20歳から40歳」の若い子育て世代の割合が高く、就学前児童数も右表のとおり首都圏近隣の他都市が軒並み減少する中、一貫して増加している。

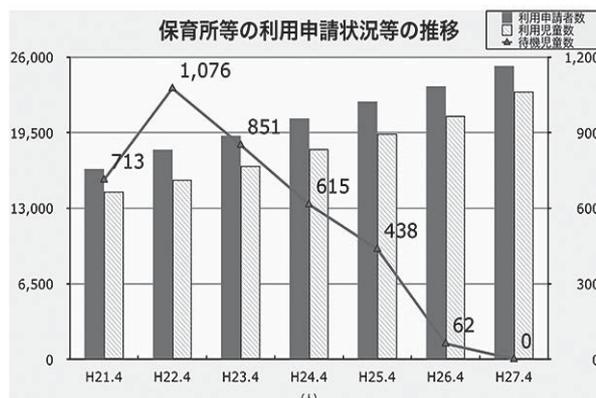
また、民間調査の「住みたい街ランキング2015(関東版)」では、武蔵小杉が前年の9位

から5位にランクアップし、さらに、「平成26年度かわさき市民アンケート」においては、「これからも市内に住んでいたい人」の割合が10年前と比較して大幅に上昇するなど定住意識の高まりもみられる状況である。

		H25.4	H26.4	H27.4
川崎市	就学前児童数	80,909	80,963	81,418
	(前年比)	362	54	455
横浜市	就学前児童数	190,106	188,540	187,595
	(前年比)	▲1,664	▲1,566	▲945
相模原市	就学前児童数	36,266	35,742	35,220
	(前年比)	▲160	▲524	▲522
千葉市	就学前児童数	49,049	48,022	47,192
	(前年比)	▲946	▲1,027	▲830
さいたま市	就学前児童数	67,201	67,441	67,192
	(前年比)	▲152	240	▲249

首都圏政令市の就学前児童数推移(各年4月1日時点)

## 2 川崎市の保育所入所状況等の推移



川崎市では、平成22(2010)年4月時点で1,076人の保育所待機児童がおり、平成23年度から25年度までの3か年で4,400人を超える受入枠の拡充を図るなど、年々、待機児童数の着実な縮減を図ってきたが、武蔵小杉等に代表される大型の再開発に伴う転入者の増加等により、平成25(2013)年4月時点での待機児童数は438人と神奈川県内ワーストを記録していた。

そこで、現在の福田市長が就任直後の平成25(2013)年12月に、市長直轄の「待機児童ゼロ対策推進本部」を、また、各区役所には区長をトップとした「区役所待機児童ゼロ対策推進会議」を立ち上げ、平成27(2015)年4月の待機児童解消に向けて、保育受入枠の拡大や区役所窓口の相談体制の充実等の取組の推進と加速化を図ってきた。その結果、平成26(2014)年4月の待機児童数は前年の438人から62人へと大幅に減少(前年との比較で全国の自治体で2番目の大幅な減少数を記録)し、そして、平成27(2015)年4月には、待機児童解消を達成した。(厚生労働省の「保育所等利用待機児童の定義」に基づいて算出)

以下、待機児童解消に至るまでの川崎市の主な取り組み内容について紹介していく。

### 3 待機児童解消に向けた主な取り組み

#### (1) 待機児童解消に向けた取組の3本柱

多様な手法を用いた保育受入枠の確保

平成26(2014)年2月に待機児童対策の基本方針として策定した「待機児童ゼロの実現に向けた新たな挑戦」に基づき、認可保育所の整備のほか川崎認定保育園の拡充や保育料補助の増額など、迅速に効果的な施策を推進した。

#### ア 認可保育所の整備

平成26年度当初予算では定員1,540人分を整備する計画となっていたが、待機児童の多い地域を重点整備地区として指定し、追加募集を図るなどの緊急対策を実施して、計画を大幅に上回る1,790人の定員増を行った。既存保育所の定員増や川崎認定保育園の認可化を含めた認可保育所と認定こども園の定員の合計は、前年比2,180人増の22,505人となった。



新設の認可保育所

### イ 小規模保育事業所の整備等

保育ニーズが高く、保育所の整備に適した土地等の空きを見つけることが困難な地域において、限られたスペースで施設整備が可能な小規模保育事業所を市内4か所に整備した。

また、既存の家庭保育福祉員や川崎認定保育園、おなかま保育室から地域型保育事業への移行を進めるなど、待機児童の多い低年齢児(0~2歳)対策を推進した。地域型保育事業の施設・定員数は平成27(2015)年4月時点で43か所、364人となった。

### ウ 川崎認定保育園の拡充と保育料補助の実施

川崎認定保育園の助成対象児数を前年3,400人から4,171人へと大幅に拡充するとともに、児童の年齢と所得に応じて最大2万円の保育料補助を継続し、保育料負担の軽減を図るなど、川崎認定保育園の積極的な活用を促進した。

### 区役所におけるきめ細やかな相談・支援

待機児童解消のためには、市民生活に身近な区役所において、地域の子ども・子育て支援のニーズを的確に把握・分析するとともに、保育所の利用を申請する前段階からアフターフォローにいたるまで、子どもの預け先を探す一人ひとりの保護者に寄り添った、きめ細やかな相談・支援を実施することが非常に重要である。そのため、区役所の相談体制の強化を図るとともに、申請前段階からの相談・支援の実施や、入所保留後のアフターフォローにおいて、保護者の保育ニーズと多様な保育サービスとのマッチングを図るなど、きめ細やかな取組を実施した。



区役所窓口におけるきめ細やかな相談対応

### ア 区役所窓口の相談・支援体制の強化

平成26(2014)年1月に、各区・支所に担当係長と非常勤嘱託員を1名ずつ配置し、待機児童対策推進のための体制強化を実施した。

さらに、同年4月には、利用者支援事業の実施に向けて各区1名の職員を配置した。

### イ 申請前段階からの相談・支援の実施

各区役所や地域子育て拠点において、保育所の利用を検討されている保護者の方などを対象に少人数単位の説明会や相談会などを開催した。

(開催回数:計114回 参加人数:1,625人)

### ウ 入所保留者を対象とした平日夜間と土曜日の保育所入所相談の実施

就労等の事情により、平日の日中に区役所に来庁できない方への相談機会を提供するため、保留通知発送後の2週間、平日夜間及び土曜日に保育所入所相談を実施した。

(相談件数:計85組 人数計115人)

各区役所においては、2月~3月の2か月間のアフターフォロー期間中、入所が保留となった方へ空き施設の提供や、保育所の希望変更に関する相談・対応を集中的に実施

(窓口等での相談対応件数 合計11,285件)



アフターフォロー相談経過の記録票(各区役所)

### エ 川崎認定保育園の空き情報の提供

市内126施設の川崎認定保育園と各区役所とが緊密に連携を取り、各施設の空き情報を毎週更新し、市ホームページ等でタイムリーな情報提供を実施した。

### オ 受入枠の有効活用に向けた取り組み

保育所等の内定と川崎認定保育園の予約を重複している保護者に、早期にいずれかの施設に入所するかを決めて、入所しない施設への内定(予約)を解除いただくよう、内定通知への依頼文の同封や電話での働きかけを行うなどの勧奨を実施した。その結果、早い段階で保育受入枠の空き情報の把握が可能となり、預け先を探す方への案内へと繋げることができた。

### カ 区役所における広報等の強化・充実

各区役所では、入所相談等で窓口に来所した方に対して、庁舎内に保育園のマップや川崎認定保育園の空き情報の掲示を行うなど、分かりやすい情報提供に努めた。また、川崎認定保育園のガイドブックの作成や、保育の様子を映像化しYouTubeへの動画配信を行うなど、各区役所が趣向を凝らした取組を実施した。

さらに、窓口には2台のタブレット端末を導入し、保護者への情報提供等に活用した。



YouTubeにおける施設の紹介(高津区)

### 保育の質の担保・向上

待機児童の解消に向けて保育所等の整備を進めている中で、多様な保育サービスの効率的な提供の観点から、民間の多様な運営主体の参画を促進してきた。保育所等の施設数の増加とともに、そこに勤務する職員数も増えており、行政の責務として、保育の質を担保・向上していくことが重要である。



保育所における子どもたち

### ア 多様な運営主体の参入に伴う保育の質確保

多様な手法による保育所整備を推進してきた中で、安定した保育の提供と質の向上を図るため、設置・運営法人の選考にあたっては、有識者による選考委員会を実施するとともに、運営開始後も、指導監査体制の充実を図り、保育の質の維持・向上に努めた。

また、民間保育所の運営に関し、条例の基準を上回る職員配置や嘱託医による健康診断の実施等を着実に推進するとともに、平成25年度からは、国の保育士等処遇改善事業を活用し、民間保育所職員の処遇改善を図ってきた。

さらに、平成26(2014)年4月からは「新たな公立保育所」の「民間保育所等への支援」「公・民保育所人材育成」の機能強化により、民間保育所等との連携を深めながら、市内全体の保育の質の維持・向上に向けた取り組みを全区で開始した。

### イ 認可外保育事業の保育の質の向上

認可外保育施設に対して、川崎市独自の運営基準を定め、基準を満たす施設に対し運営費を助成することにより、施設運営の安定と保育内容の向上等に努めてきた。

また、平成25(2013)年1月に策定した「川崎市認可外保育事業再構築基本方針」に基づき、認可外保育施設における保育の質の向上を図るため、新たに「川崎認定保育園」を創設し、複数あった認可外保育事業の一元化を進めるとともに、「子ども・子育て支援新制度」における施設型給付・地域型保育給付の対象とな

る施設・事業への段階的な移行を促進することとした。

さらに、認可外保育施設における適正な保育環境や子どもの安全を確保するため、指導体制を強化し、「認可外保育施設指導監督基準」に基づく立入調査・指導の充実を図った。

#### ウ 保育士確保対策の充実

首都圏における保育所整備の推進に伴う深刻な保育士不足に対応するため、平成26年度から「かながわ保育士・保育所支援センター」を県内自治体で共同運営し、保育士資格を持ちながら就職していない潜在保育士の再就職支援を行うとともに、川崎市独自でも就職相談会や就職支援セミナーを開催した。

#### (2) 横浜市との待機児童対策に関する協定の締結

女性の社会進出や経済情勢の変化による共働き世帯の増加、就労形態の多様化やひとり親世帯の増加による保育ニーズの増大と多様化等に対応するため、相互に連携及び協力することにより、待機児童対策の更なる促進に資することを目的として、平成26(2014)年10月27日に横浜市と「待機児童対策に関する連携協定」を締結し、「ともに子育てしやすいまち」を目指して、両市が連携・協力して相乗効果が期待される取組を開始した。

本取組は、内閣総理大臣の諮問機関である国の地方制度調査会でも、自治体間の広域連携の先進的な取組事例として取り上げられた。



横浜市との協定締結式(横浜市役所)

#### 協定の連携・協力事項

- ・市境における保育所等の共同整備

- ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに横浜保育室及び川崎認定保育園の広域入所
- ・保育士の確保対策
- ・保育施策に関する研究及び情報共有
- ・国等への要請に関すること。
- ・その他この協定の目的の達成に向けて連携及び協力が必要と認められる事項

#### 取組の進捗状況等

##### ア 保育所等の共同整備

両市の市境周辺における保育需要を双方に補完し合える場所への保育所等の共同整備について、川崎市幸区南幸町に第1弾となる施設整備を行うことを両市で決定し、平成28(2016)年4月の開設に向けて準備を進めている。

##### イ 川崎認定保育園と横浜保育室の相互利用

平成27(2015)年4月から、川崎市在住の子どもが横浜保育室を利用する場合に、川崎認定保育園を利用した場合と同等の保育料補助を川崎市から実施することとした。

##### ウ 保育士の確保対策

平成26(2014)年12月13日に川崎市のミュージアム川崎において、両市合同で保育士養成校学生向けのセミナーを開催した。

## 4 おわりに

川崎市では、大型集合住宅の開発に伴う転入者の増加や、待機児童解消の期待感による保育需要の掘り起こしなどにより、保育の利用ニーズは今後、さらに増加することが見込まれている。

そうした状況において、基本的には待機児童対策には特効薬はなく、前述した取組の3本柱である必要な地域への保育受入枠の確保、区窓口における利用者へのきめ細やかな相談・支援、保育の質の担保・向上、これらの取り組みを着実にすすめていくことが求められている。

待機児童の解消は一度達成して取り組みが終わりではなく、解消の状態を継続的なものとしていくことが何より重要であり、子育て中の保護者が、安心して子どもを預けられる環境を整備し、「子育てしやすいまちかわさき」を実現していかなばならない。

# 市立中学校 完全給食実施に向けた取り組み

～早期実現に向けて～



教育委員会事務局中学校給食推進室 担当係長 **二瓶 裕児**

## 1 学校給食のあゆみ

学校給食は、誰もが学齢期に一度は経験する、学校生活においては、ごく身近で当たり前のような存在ではないかと思う。

日本における学校給食は、古くさかのぼり、明治22(1889)年10月に、山形県鶴岡町(現鶴岡市)の私立忠愛小学校で、貧困児を対象に宗教的な救済事業として無償で給与されており、今日の学校給食とは異なるものであるが、教育の中に給食を取り入れた先駆けとされている。

川崎市の学校給食は、昭和13(1938)年頃、市立川崎小学校において虚弱児を対象に試験的に実施されたとの記録があるが、昭和21(1946)年のララ物資<sup>(1)</sup>による給食(粉乳等)が川崎市の学校給食の始まりとして見ることができる。

### 1 ララ物資

LARA(アジア救援公認団体:アメリカの宗教団体及び労働団体の連合体)により、戦後の日本へ提供された救援物資のこと。

文部科学省の資料によれば、学校給食は当時の世論の絶大な支持を得るとともに広く実施することが要望され、その実施率は、昭和22(1947)年3月

には23%であったものが、昭和25(1950)年には69%へと急速に普及したと記録されている。

このときは、学校給食に関する法的整備がなされていない状況であったが、昭和29(1954)年6月に学校給食法が制定され、学校給食が学校教育活動の一環であることが示されるとともに、義務教育諸学校の設置者(市)は学校給食が実施されるよう努めなければならないことが明記され、今日の学校給食の姿に至っている。

川崎市においても、翌30(1955)年には、ほとんどの小学校で、給食内容がパン・牛乳・おかずである完全給食<sup>(2)</sup>を実施している。

なお、給食内容については、学校給食法施行規則で、以下の3つの形態に分類されている。

### 2 学校給食法施行規則第1条

完全給食…給食内容がパン又は米飯(これらに準ずる小麦粉食品、米加工食品その他の食品を含む。)ミルク及びおかずである給食

補食給食…完全給食以外の給食で、給食内容がミルク及びおかずである給食

ミルク給食…給食内容がミルクのみである給食。家庭からの弁当が基本となる。

## 川崎市の学校給食の歴史(主なもの)

- 昭和 13年頃  
市立川崎小学校で試験的に  
虚弱児を対象とした学校給食を実施
- 18年頃  
南部工場地帯に近い118校を対象として、  
雑炊給食を実施  
その後、味噌パンと雑炊を隔日に実施  
中断
- 21.12  
ララ物資により給食を再開  
(粉乳で試験的に実施)
- 24.4  
ミルク、味噌汁の給食を実施
- 25.10  
パン給食の実施に伴い完全給食を開始  
(一部はミルク、味噌汁のみ)
- 25.12  
川崎市教育委員会が設置
- 29.6  
学校給食法制定(小学校給食を対象)
- 30  
市立小学校45校中、ほとんどの学校で  
パン、ミルク、おかずによる完全給食を実施
- 31.4  
学校給食法改正  
(対象範囲を中学校まで拡大)
- 38.6  
市立中学校でミルク給食を開始
- 56.9  
一部の学校で米飯給食を開始  
(以後、順次拡大)
- 平成 17.6  
食育基本法制定  
(食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進)
- 20.3  
川崎市第1期食育推進計画
- 21.4  
学校給食法一部改正  
(学校給食を活用した食に関する指導の充実)
- 23.3  
川崎市第2期食育推進計画
- 26.3  
川崎市第3期食育推進計画

## 2 川崎市の学校給食を知る

入庁後数年経過し、教育委員会総務部学事課に  
人事異動となり、そこで就学援助制度を担当するこ  
ととなった。

就学援助制度は、学校教育法で「経済的理由によ  
って、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生  
徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を  
与えなければならない。」(第19条)とされ、学校給  
食費も援助の対象となっている。

人事異動となった新たな職場で就学援助の事  
務作業を進めていると、援助の種類の1つに「ミ  
ルク給食代」との項目があった。正直、その内容  
が分からなかった私は、先輩スタッフに「何です  
か、この項目は?」と尋ねたところ、「市立中学校  
は牛乳だけ提供されるので、毎日弁当を持ってく  
るんだよ。」との説明を受けた。小学校・中学校  
の9年間を東京の品川区(品川区では、昭和41  
(1966)年から中学校完全給食を実施。昭和  
40年代には、東京都区部のほとんどで中学校完  
全給食を実施。)で育ち、主食・副食・牛乳がセッ  
トの完全給食を当たり前のように毎日食べてい  
たという経験しかない私は、当時の先輩の話を聞  
き、「牛乳だけでも給食と言うのか。」との印象を  
持ったことを記憶している。

なお、自宅から何らかの理由により弁当を持参  
できない家庭に対する補完的な制度として、平成17  
(2005)年1月からランチサービス事業<sup>(3)</sup>を実施  
している。

### 3 ランチサービス事業

民間の調理業者が調理・配送する注文弁当。  
1食400円の日替わりメニューで、全額保護者負  
担となる。なお、学校給食では、食材料費のみが保  
護者負担となる。

## 3 学校給食実施状況

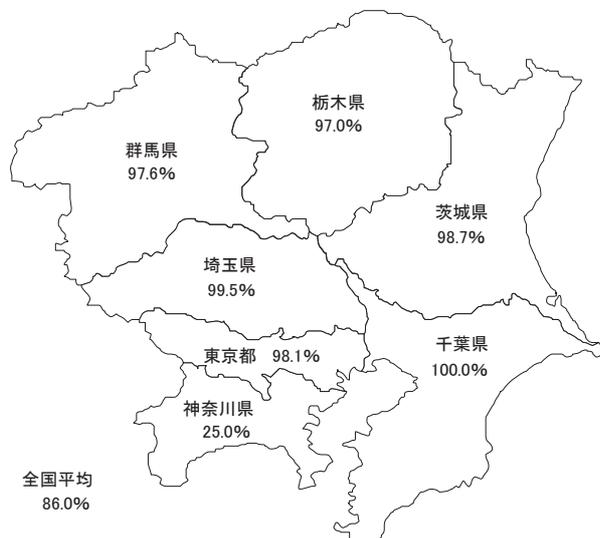
文部科学省が学校給食の現状と課題を把握する  
ことを目的に毎年度実施している「学校給食実施状  
況等調査」の結果によれば、平成25(2013)年5月  
1日現在で、全国の公立中学校のうち、86%が完全  
給食を導入している。

近年、中学校完全給食を導入する自治体は増加  
傾向にあり、政令市では、平成22年度に相模原市、  
平成24年度に大阪市、平成26年度に神戸市が導  
入している。各自治体とも、中学校完全給食実施に  
よる食育推進などの教育的効果のほか、健康増進  
や子育て支援の側面等についての意義や重要性

から、教育委員会会議において実施方針を決定している。

なお、都道府県別では、神奈川県は全国で最も低い実施率となっている。

文部科学省 学校給食実施状況等調査結果より  
(都道府県別公立中学校数 平成25年5月1日現在)



#### 4 施策転換期

昭和38(1963)年以降、ミルク給食を実施してきた川崎市であるが、これまで幾度か完全給食実施に向けた検討がなされている。

記録では、昭和44(1969)年に「中学校完全給食調査委員会」を設置。このとき、センター方式<sup>(4)</sup>による推進の結論をみたが、実施には至らなかった。以後、数回の調査委員会が開催され、自校方式、センター方式の2方式の検討も行われたが、いずれも実施上問題点が多く、結論が得られなかった。

その後も、同様の調査委員会が開催され、中学生の生活実態や学校給食についての考え方等の調査を行い、川崎市の中学校給食のあり方や方向性について検討が重ねられてきた。

4

自校方式……各学校の敷地内に調理場を設置し、当該調理場において自校分の給食を調理する方式  
センター方式……市有地等に大規模な調理場を設置し、当該調理場で調理した給食を、複数の学校へ配送する方式

一方で、保護者の中学校完全給食実施に対するニーズは高く、平成10(1998)年3月に実施したアンケートでは、約7割の保護者が小学校のような給食実施を望む結果が得られ、その後も、市議会や教育委員会に対する陳情・請願も多く提出されてきた。

また、平成23(2011)年3月には、市議会において、「中学校完全給食の早期実現を求める決議」が、全会一致で決議され、平成25(2013)年5月には、川崎市PTA連絡協議会から市議会に対し、中学校完全給食の早期実現要望の陳情書が2万人を超える署名のもと、提出されている。

そうした保護者等の声も受け、教育委員会会議においても、中学校の昼食のあり方については、しっかり議論が必要であるとされ、中学校完全給食の調査研究が本格的に進められていった。当時、健康教育課で給食係長をしていた私も、中学校完全給食を実施している自治体への視察による調査研究や生徒・保護者アンケートの実施など、毎日、中学校完全給食に関する資料づくり等に忙殺されていた。そのため、中学校給食に関する業務以外については、職員に任せきりになっていたかもしれない。すみません。

その後、教育委員会会議において、学校給食法の目的である学校給食を活用した食に関する指導の充実、生徒の健康増進と食事の栄養バランス、ランチサービス喫食率の現状等について議論を重ね、平成25(2013)年11月26日に中学校給食の基本方針<sup>(5)</sup>が決定された。

#### 5 川崎市立中学校給食の基本方針

- 1 早期に中学校完全給食を実施します。
- 2 学校給食を活用した、さらなる食育の充実を図ります。
- 3 安全・安心な給食を提供します。
- 4 温かい給食を全校で提供します。

#### 5 体制整備

基本方針の決定後、平成25(2013)年12月1日付けで、教育委員会内に「中学校給食推進担当」が配置(当時は担当課長1名)されるとともに、同月17日には、市長を委員長とする庁内プロジェクトチーム「中学校給食推進会議」が組織し、全庁的な推進体制が構築され、検討が一気に加速することとなった。



H25.12.17 第1回中学校給食推進会議の様子

また、翌年1月には、中学校給食推進担当の体制拡充が図られ、「中学校給食推進室」が新たな部署として設置(当初4名体制であったが、4月には8名、同年10月には15名、平成27年度現在は16名体制へと順次拡充。)され、安全・安心で温かい完全給食の全校での早期実施に向けた検討が強力に推し進められた。

## 6 中学校完全給食実施に向けた検討

中学校給食推進室は休日返上で日夜奔走していた。中学校完全給食を実施するにあたり、学校内に調理場が設置できるか否かなど、市内52校ある全中学校の施設等の状況を調べあげなくてはならない。また、川崎市の財政負担や民間活用ガイドライン等の施策を考慮し、最も効率的な事業手法を絞り込む必要がある。さらには、検討の進捗を市議会、教育委員会及び中学校給食推進会議に対し適宜説明するとともに、HP等による市民への情報提供を怠ってはならないからである。

また、実施手法等の検討と併せ、川崎市の特色を生かした給食や給食時間のあり方など学校運営上の諸課題に対し、校長や教職員とともに、川崎市PTA連絡協議会にもご協力いただきながら検討を進めていった。

そうした検討の結果、平成26(2014)年8月に「川崎市立中学校完全給食実施方針(素案)」を公表し、パブリックコメントや保護者説明会を経て、同年10月に、市内3箇所にてPFI方式<sup>(6)</sup>による学校給食センターを整備すること、平成28年度中に全校で完全給食を開始することなどをとりまとめた「川崎市立中学校完全給食実施方針」が決定した。その後、PFI方式による整備手続きを進める中で、建設需要のひっ迫、建設人材・建設資材の不足等の状況から事業スケジュールの見直しを行い、平成28年度中に一部の学校において、平成29年度中には全校において完全給食を実施することとした。

事業スケジュールの見直しがあったものの、検討着手から実行段階までのスピード感は、他都市でも類を見ないものであり、全庁的な推進体制が実を結んだ結果といえる。

6 PFI方式(Private Finance Initiativeの略)  
公共施設等の建設、維持管理、運営等を、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う方式

## 7 中学校完全給食実施に向けた課題

この原稿を書いている平成27(2015)年9月現在、中学校完全給食実施に向けた準備は着々と進められ、学校給食センターについてはPFIの整備等事業に係る落札者が決定するとともに、各学校の配膳室等の給食関連施設の整備も計画的に実施している。

また、平成28(2016)年1月からは、小中合築校舎である東橋中学校で、試行実施を行うことも決定している。

中学校完全給食の実施が形になってきた。ただし、学校給食を実施する上での課題は多い。紙面等でも報じられているように、給食費の未納は大きな社会問題となっている。また、学校給食に起因する事故も絶えない。平成8(1996)年の堺市での腸管出血性大腸菌O157集団食中毒、平成24(2012)年の調布市での食物アレルギー事故など、それぞれ尊い命が失われる悲しい事故も起きている。これらも教訓に、安全・安心な中学校完全給食実現の検討は終わりを見ないのである。



(仮称) 川崎市南部学校給食センター イメージ図

## 8 おわりに

川崎市における中学校給食事業は、完全給食導入が目標達成ではなく、前述の事故も教訓に、安全・安心な学校給食を提供し続けることが第一目標であり、現在、ようやくスタートラインに立ったに過ぎない。学校給食は、栄養士が児童・生徒に合った栄養量を考慮した献立を作成し、調理員が丁寧に手間をかけて調理する。給食時間は先生の食育指導とともに、全員で楽しく食べる時間。また、学校給食を生きた教材として活用し、統一的な指導によるさらなる食育の充実が図られ、子どもたちの食に関する正しい知識と望ましい食習慣を形成し、生涯を通じて健康で活力ある生活を送る基礎を培うものである。そうした、中学校完全給食の目指す礎づくりに今後も尽力していきたい。

# かわさき市政だより リニューアル



市民・子ども局市民生活部広報課 担当係長 萬田 聡一

## 1 はじめに

現在、川崎市では、「伝える」広報から「伝える」広報への転換に向け、各広報媒体のより効果的な情報発信について、広報の基本方針や手引書の策定、各種研修の充実など、様々な取り組みを進めている。

この全市的な動きと合わせ、市民・子ども局広報課が所管している広報紙「かわさき市政だより」（以下「市政だより」という。）についても、市民に対する情報発信力をさらに高め、読者層をより一層拡大し、さらに見やすく市民に手に取ってもらえる魅力ある紙面づくりに取り組むことが求められている。

このような状況を踏まえ、創刊から66年が経過した平成27(2015)年7月、「市政だより」は全面リニューアルを実施した。

本稿では、その取り組みについて紹介する。

## 2 リニューアルの経緯

### (1) 「市政だより」の発行の歴史

「市政だより」は、昭和24(1949)年5月に「川崎市市政時報」として創刊した。当時は現在のよう



川崎市市政時報(創刊号)

あった。創刊号が公文書館に残されているが、海外邦人の本土への引き上げや、GHQ(連合国軍最高司令官総司令部)に関する記事、食糧の配給に関する情報など、当時の社会状況が反映されている。その後、昭和32(1957)年5月に「川崎市市政だより」へ改称すると同時に各世帯配布となり、昭

和51(1976)年8月からは現在の「かわさき市政だより」として、今日に至っている。

## (2)「市政だより」の概要

「市政だより」は、発行日が毎月1日と21日で、1日号がタブロイド判8ページ、21日号が同4ページとなっている。

配布方法は、1日号が町内会・自治会などを通じて、21日号が日刊7紙(朝日・神奈川・産経・東京・日経・毎日・読売)朝刊に新聞折り込みとなっている。また、その発行部数は1日号が月約58万部、21日号が月約42万部にも及び、年間の発行部数は1,200万部を超えるなど、川崎市が発行する刊行物の中でも最大の発行部数となっている。

また、視覚障害者向けに点字版、録音版も発行しているほか、市ホームページでも、電子ブック版、PDF版、テキスト版を掲載している。

紙面で使用している色については、リニューアル前の平成27(2015)年6月時点では、紙面の半分のページがフルカラー(4色刷り)で、残り半分のページは2色刷りであった。

## (3)「市政だより」の特徴

この「市政だより」であるが、その広報効果はどのようなものであろうか。平成26(2014)年度

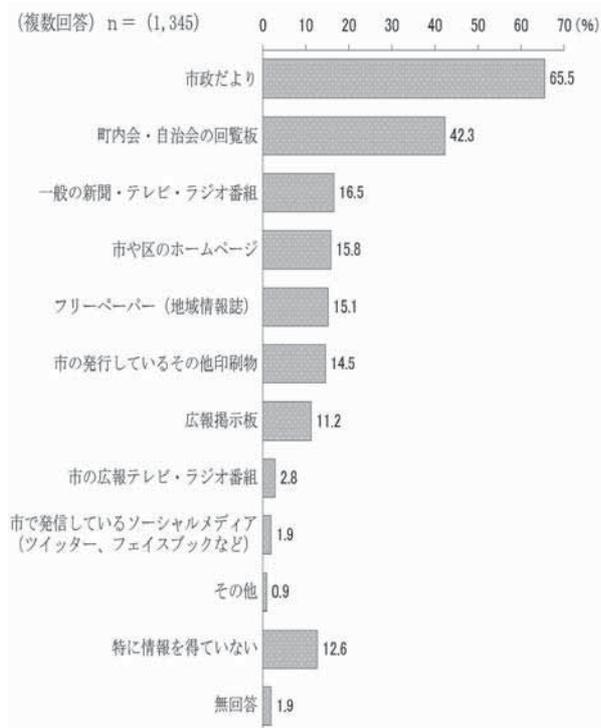


図1 平成26年度かわさき市民アンケート結果  
(川崎市の情報を得る方法)

に行った「かわさき市民アンケート」によると、「川崎市の情報を得る方法」として、「市政だより」が65.5%で、第1位となっている(図1)。なお、同アンケートでは併せて、選挙や区民会議において市民が得ている情報源についても調査を行っているが、こちらも「市政だより」が第1位と、市民への広報手段として高い効果があることがわかる。

この傾向は他都市においても同様で、横浜市が平成25(2013)年度に実施した「横浜市の広報に関するアンケート調査報告書」によると、市政情報の入手方法について、市広報紙が7割以上を占めるなど、インターネット環境の普及や自治体ホームページの充実が進む中でも、紙媒体である自治体広報紙が未だ高い広報効果を持つことが読み取れる。

## (4)「市政だより」の課題

このように、市民に対して高い広報効果を持つ「市政だより」であるが、その効果は、どの年齢層でも同様ではない。

先述した「平成26年度かわさき市民アンケート」では、20歳代の約8割が「市政だよりを読んでいない(またはほとんど読んでいない)」と回答している。なお、この年齢層における最も多い回答は、「特に市の情報を得ていない」であり、若年者層において、市政への関心が低い現状が読み取れる。

今後、市の中核を担っていくであろう、これら若年者層に川崎市について関心を持ってもらい、市政に参加してもらうためには、特にこの年齢層へ伝わるための効果的な情報発信が重要となる。

また、これまでの「市政だより」が抱えていた問題として、記事の不掲載の課題がある。「市政だより」は、現在、各局・区から年間1,500件程度の掲載依頼が寄せられているが、紙面の制約などから、依頼記事の約4割が載せられない状況が続いている。このため、より多くの記事を紙面に掲載する工夫が求められている。

以上の課題を解決するため、現在の主要読者層である中高年層に配慮しつつも、幅広い年齢層の市民が手に取りたくするような、効果的かつ魅力あるデザイン、特集、そして記事の掲載本数の改善を目指すこととなった。

### 3 リニューアルの手法

#### (1) 紙面の全ページフルカラー化

これまで半分のページが2色刷りだった紙面を全ページフルカラー化し、写真やイラストを効果的に使用した。また色彩で視覚的な変化を付け、色による情報の検索がしやすくなるなど、より見やすい紙面を目指した。なお、フルカラー化にあたっての一番の課題は、印刷コストの問題であった。仮に、1部あたり1円の単価上昇が発生した場合、年間発行部数に相当する1,200万部で計算すると、年間で1,200万円のコスト増となる。このため、今回のリニューアルでは、発行にかかる経費全般について見直しを行った。このうち、最も大きな効果が出たのは、使用する紙の見直しであった。今回のリニューアルでは、これまでよりも紙の重量を約13%軽量化

している。紙を軽く(つまり薄く)したことによりフルカラー化を実現しつつも、これまでより少ない印刷コストで発行することが可能となった。また、紙の重量軽減は、「市政だより」を各世帯に配布していただく町内会・自治会等の配布時の負担軽減につながっている。

#### (2) ユニバーサルデザインフォントの採用

これまで、「市政だより」では、読みやすさを重視して、フォントサイズ(文字の大きさ)を大きくしてきた経緯がある。一方で、文字を大きくすることは、記事の掲載本数が減ることにつながる。

このため、今回のリニューアルを契機に、改めて紙面の読みやすさについて調査・検討を行った結果、これまで使用してきたフォントに替わり、新たにユニバーサルデザインフォントを採用することとした。

**文字のかたちがわかりやすいこと**

空間を広くとるとつぶれにくく、見やすくなります。

新ゴ 夏 夏  
UD新ゴ 夏 夏

濁点・半濁点を大きくして、区別をつけやすくしています。

新丸ゴ ブ ブ  
UD新丸ゴ ブ ブ

**文章が読みやすいこと**

漢字とかなの大きさに少しリズムをつけると文章が読みやすくなります。文字がパラパラとしない美しいバランスを保ち、読みやすさの中でそれぞれの文字がしっかりと見えてきます。

新ゴ 満天に散在する星の一群を綴り合せて、いろいろな形を想像して出来たのが星座である。星座は人間の詩的空想の産物であって、いかに沢山の星が天にあるからと云っても、それらが精密な物体を型造る程沢山あるわけではなく、いくつか点在する星と星との間に人間が勝手な空想の線を描いて

UD新ゴ 満天に散在する星の一群を綴り合せて、いろいろな形を想像して出来たのが星座である。星座は人間の詩的空想の産物であって、いかに沢山の星が天にあるからと云っても、それらが精密な物体を型造る程沢山あるわけではなく、いくつか点在する星と星との間に人間が勝手な空想の線を描いて

**読みまちがえにくいこと**

かたちが手書きに近いと、直観的に認識できます。

新ゴ り り な な  
UD新ゴ り り な な

図2 ユニバーサルデザインフォント(株式会社モリサワ「UD書体」頒布用カタログから抜粋)

ユニバーサルデザインフォントとは、その名のとおり、ユニバーサルデザインの観点から「あらゆる人々にとって読みやすいデザインである」ことを意識して開発されたフォントである。近年、フォントメーカー各社が様々な製品を開発しているが、今回のリニューアルでは、株式会社モリサワのユニバーサルデザインフォント「UD書体」を採用することにした。同社によると、「UD書体」は「わかりやすく」、「読みやすく」、「読み間違えにくい」という3つのコンセプトを基に開発されており(図2)、この書体を使用することで、高齢者や弱視者など、誰にでも優しく読みやすい紙面となった。なお、同書体の採用に伴い、フォントサイズは15級から14級に1級分小さくしている。文字の大きさが若干小さくなるが、ユニバーサルデザインフォントや、行間や文字間のバランスを調整することにより、可読性はこれまでよりも向上し、より見やすい紙面となっている。また、フォントサイズを小さくしたことにより、紙面に掲載できる情報量も約10%程度向上している。

このことに加え、記事の記載方法なども、より簡潔にするなど工夫を行い、ページ数が変わらないにもかかわらず、リニューアル前に比べ記事の掲載本数は向上している。

### (3)特集の制作

「市政だより」の特集は、紙面の表紙も兼ねており、市民に手に取ってもらえるかどうかは、特集の出来にかかっていると言える。しかし、これまでは職員が構成原案を作成していたため、思わず手に取りたくなるようなデザイン性の高い紙面づくりが難しかった。

また、編集スケジュールの関係上、記事の内容が単なる事業紹介や施設紹介にとどまって、市民に何をしてほしいかといった訴求ポイントが不明確になってしまうといった課題もあり、今回のリニューアルに合わせて、改善を行うこととなった。

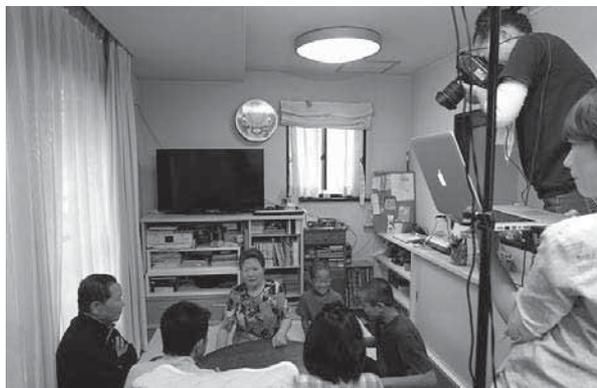
まず、デザインについては、全ページフルカラー化によって、紙面で表現できる幅が広がったことと、編集工程を見直して、企画段階から制作会社に加わってもらうことにより、特集テーマに対して最も効果的な編集とデザインを実現することができた。なお、制作会社についても、新たに公募型プロポーザル方式を導入することにより、限られた予算で、より高度な

創造性・技術力を有する業者の選定が可能になった。

また、特集の内容の充実についても、編集スケジュールを工夫することにより、これまで1号につき、1ヶ月程度だった特集の編集期間を最大で3ヶ月程度とすることにより、企画や取材の充実に取り組んでいる。リニューアル第1号である、7月1日号では約10回の取材・撮影を実施。また、より市民に親しみやすい特集とするために、積極的に市民や職員などを紙面に登場させ、興味や関心を持って読んでいただけるような内容となっている。



特集(表紙) 7月1日号・10月1日号)



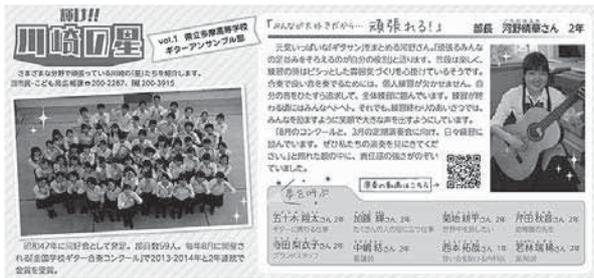
特集の写真撮影風景(10月1日号)

### (4)若年者層を取り込む新企画

若年者層の取り込みは今回のリニューアルの目的の一つであるため、リニューアル4ヶ月前からその準備が進められた。制作業者からの提案も含め、広報課内で複数案を検討し、最終的に決定した企画が「輝け!!川崎の星」である。この企画は、様々な分野で頑張っている市民、すなわち、川崎の「星」を紹介することにより、若年者層に「市政だより」を手に取ってもらうきっかけづくりを図った。「子どもが紹介される」、「所属していた部活が紹介される」、「母校が紹介される」、「子どもの学校が紹介される」など、自分や家族に関係する内容

が掲載されることで、「市政だより」への関心も高くなり、若年者層だけではなく、親の世代を含めた読者率の向上も狙っている。この企画をきっかけに、大人になっても「市政だより」を手に取り、読んでいく「プラスのサイクル」となることを目指した。

この「輝け!!川崎の星」であるが、QRコードを使ってYouTubeの川崎市チャンネルと連動させたところ、視聴回数が4ヶ月間で2,500回を超えるなど、大きな効果が出ている。



7月21日号「輝け!!川崎の星vol.1」



川崎市チャンネルに掲載した「輝け!!川崎の星vol.1」

(5) 紙面の魅力を向上させる様々な仕掛け

典型的な紙メディアである「市政だより」だが、今回のリニューアルでは、近年のICT技術の進展に合わせ、いくつかの新しい試みを行っている。

電子ブック

「市政だより」は、町内会・自治会等経由または、新聞折り込みにより配布しているが、町内会・自治会未加入者及び、新聞未購読者への配架が課題になっている。このため、公共機関、駅、スーパー、コンビニエンスストアでの配布のほか、市ホームページ上でも掲載するなど、市民が「市政だより」を身近に読める環境づくりに取り組んでいる。このうち、市ホームページでは、これまでHTML版、PDF版及びテキスト版を掲載していたが、読



「電子ブック版市政だより (7月1日号)」

みやすさの面で課題があった。このため、新たに「市政だより」を電子ブック化して、PCやスマートフォン、タブレット上で快適に読める環境を作り、読みやすさと読者環境の充実を図った。電子ブック版の導入と合わせて、市ホームページでもピックアップ情報で「市政だより」を取り上げるなどした結果、各号のページビュー数はリニューアル前に対して2倍近い伸びとなっている。

AR(拡張現実)

ARとは拡張現実と呼ばれ、写真をトリガーとすることで、施設や風景、人物のムービーを見せることができる仕組みである。紙面にある画像をトリガーとして認識させることによって、画像にスマートフォンやタブレットをかざすだけで、動画等のコンテンツを表示させることが可能になる。現在は、専用のアプリをインストールする必要があるなど制約があるが、今後、様々な展開の可能性がある。



写真提供:株式会社文化工房

専用アプリをインストールした端末を画像にかざす

写真に対応したAR動画が再生される

4 おわりに

広報課では今回のリニューアルについて、今後、読者アンケートやインターネット調査などの効果検証を行う予定である。ここからわかることをさらに紙面に反映させていくこともできるだろう。

また、今後はスマートフォンやタブレットなどとの連携など、さらなるICTの活用も求められる。

広報課では、これからも「市政だより」を使って、市ではどんな事業をやっているのか、そして、川崎にはどんな地域があって、そこにはどんな歴史や文化があり、どんな人たちが関わっているのか、ということを発信することにより、市民の市政への関心を高め、川崎への愛着・誇り(シビックプライド)の醸成につなげていきたいと考えている。

本市の政策展開から

# 幸区役所新庁舎竣工に思うこと

～100年後の幸区役所庁舎に思いを馳せて～



市民こども局企画課 担当課長 木上 浩

## 1 はじめに

市民・こども局では、区役所が管理する施設について、改修・補修や設備の更新、そして庁舎の建

て替えを実施している。私は、区役所の建て替えとしては平成9(1997)年多摩区役所以来となる幸区役所庁舎建て替えに関わることができた。私が3年前に市民・こども局に配属された時にはすでに

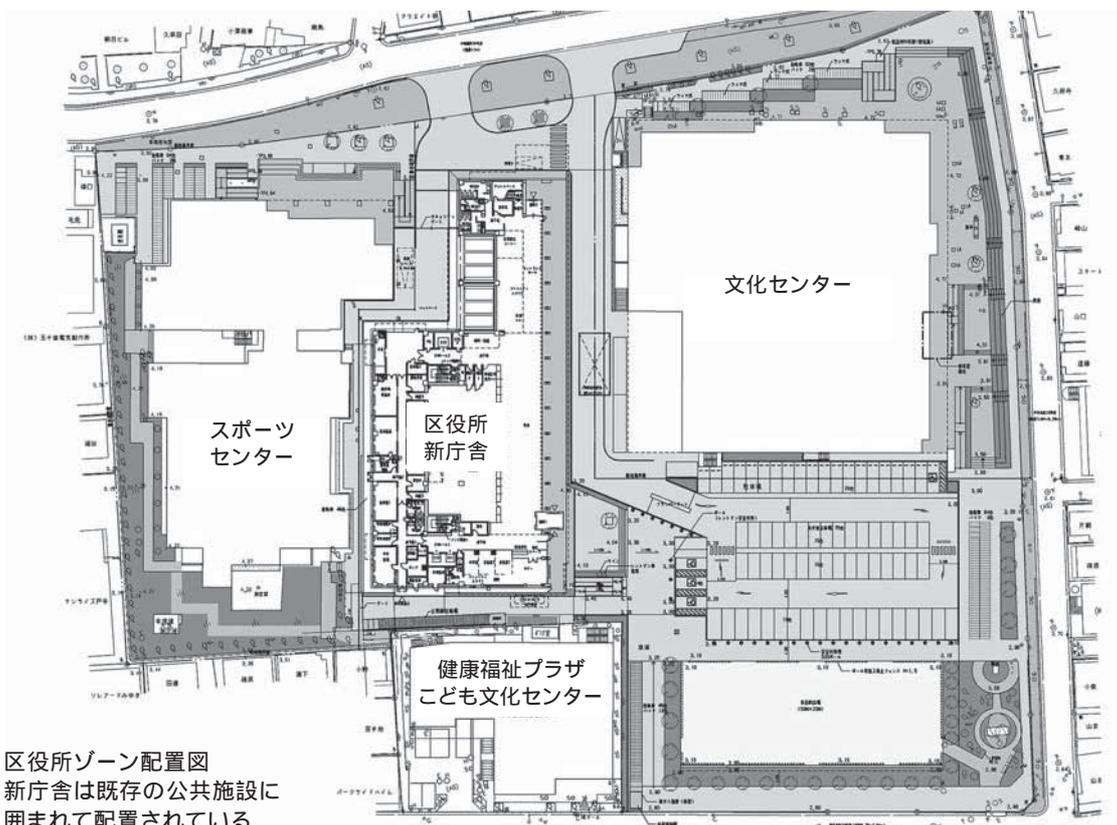


図1 区役所ゾーン配置図  
新庁舎は既存の公共施設に  
囲まれて配置されている

工事が着工されていた。工事の邪魔にならないよう現場に行くことは控えていたが、幸区役所やまちづくり局からの工事進捗報告を一喜一憂しながら見守り、進行管理してきた。

それでは、5月7日にオープンした新庁舎を、実際に見てみよう。(図1)

## 2 川崎市の礎となった戸手浄水場

### (1)100年前の幸区

最寄りのバス停「幸区役所入口」を降り、幸文化センター(市民館・図書館)の方に歩くと、入口前に、赤い御影石の石碑「川崎市水道発祥地之碑」がある。

約100年前、一帯に、戸手浄水場が建設された。別の説明板に、「かつてここには、市内最初の近代水道施設である戸手浄水場がつけられ、飲料水に恵まれなかった川崎町の水事情が一変した。」とある。

戸手浄水場の完成が、川崎市誕生のための大きなきっかけとなっていたのだ。

### (2)幸区役所(旧)庁舎

幸文化センターの隣では、駐車場と多目的広場の再整備が行われている。ついこの間まで、旧庁舎が建っていた場所である。

昭和47(1972)年、区制施行により幸区が誕生し、昭和50(1975)年10月に幸区役所、幸福社事務所、水道局幸営業所、幸土木事務所および職員研修所からなる庁舎が竣工した。(図2)

竣工時は、多くの機関をコンパクトに収めた庁舎だったが、行政に対する時代の要請に応えた結果、

5階	会議室	食堂	エレベータ					
4階	職員研修所							
3階	資産税課	市民税課		諸税課	水道局幸営業所			
2階	幸福社事務所	保険年金課		建築課	幸土木事務所分室			
1階	会計課	市民相談室		民生課	市民課	市民生活コーナー	総務課	区長室
地階	会議室	変電室		機械室				

図2 旧庁舎竣工時の各課所フロア配置  
(延床面積5,992.79㎡)

機能が多様化し、庁内で働くスタッフが増えて手狭になってきた。近年は限られたスペースに無理に配置することも目立ち、同じ課が異なるフロアに分かれることもあった。

## 3 新庁舎

(新庁舎の配置と概要は図1および表1を参照)

### (1)外観

各階に深い庇がある新庁舎が見えてきた。深い庇は、夏の直射日光を防ぎ、冬の日差しを執務室の奥まで取り込むことができる。冷暖房の負荷を減らし、環境に配慮した地球にやさしい庁舎となっている。

コンクリート打ち放しの柱に手を触れてみると、なぜか温もりを感じる。コンクリートの型枠に美しい木目の杉板が使われており、杉の板目模様が写し取られていた。まるで、無垢の木をなでているような柔らかな感触である。(図3)



図3 新庁舎のコンクリート柱  
柱の表面に木目(もくめ)模様が写し取られている

### (2)わかりやすい案内サイン

庁舎内はフロア全体が見渡せる無柱空間であり、床から天井までガラス窓のため明るく開放的だ。

そして2階へ。エレベーターを降り廊下の端から執務室を眺めた。全ての課が見渡せて、壮観である。このフロアの案内表示はオレンジ色に統一され、すっきりと見やすい。初めての来庁者も、まず迷うことはないであろう。

サインに関して「区役所等庁舎案内サイン整備の考え方(H23.7 総合企画局自治政策部)」がある。サイン計画は、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、誰でもわかりやすい表示になるようにする。

ピクトサイン(イラストでわかりやすく表現されたサイン)を活用すること、

スムーズに目的場所にたどり着くよう、来場者の動線を考慮して必要な箇所に必要な情報を表示すること、

総合案内サインや各階フロア案内サインへの外国語表記を含むわかりやすい表示にすることを、注意して計画することになっており、幸区役所もこの考え方に沿っている。

### (3) ゆとりあるフロア

2階は、高齢・障害課、児童家庭課、こども支援室、保護課がある。廊下が広く、カウンターの仕切りによりプライバシーを適度に保護できる。

毎年8月に児童扶養手当の認定業務がある。旧庁舎では狭あいのため、別フロアの会議室に臨時窓口を設けざるを得なかった。竣工後はゆとりある待合スペース兼廊下で市民が快適に利用できるようになった。

時には乳幼児連れの市民が訪れることもあり、スタッフは廊下の一角に設けたキッズスペースのふちに一緒に腰かけて相談に乗ることもあった。

開放的なフロアについて、児童家庭課を一例に考えてみる。

ここでは、通常の保育園の入所申請のほか、母子保健に関する相談を受けるなど、児童虐待の防止に関するさまざまな取組を行っている。

この時、保護者や家族が障害者であったり、生活保護受給者であったりと、それぞれの家庭で様々な課題が絡み合っていることが多く、課をまたいで多職種が連携するが、関連している部署が一つのフロア

に集約されている効果は計り知れない。

### (4) グループデスク

幸区では区役所庁舎で初めて「グループデスク」を取り入れた。市では新築された消防署で導入され、交代勤務の職場空間の有効活用に効果をあげている。

スタッフ専用の机はなく、長机をグループで使用する。個人には専用の引き出しが割り当てられる。毎日帰宅時には机上の書類を個人の引き出しか、共用ロッカーに片付けなければならない。このため、常に机の上には必要最小限の書類しか置かれておらず、幸区のフロアの視認性の良さに役立っている。

また、毎日書類を片付けるため、不要な書類の減量が進み、スペース活用の効率化が図られている。

職員個々が、日々書類(公文書)に対して意識することは、働き方や仕事に対する考え方を変革することにつながる。ただ、このシステムを生かし、効果を持続させるためには、定期的に研修等を通じて、グループデスクの利用ルールを確認していく必要がある。

なお、個人の引き出しは可動式で、毎年の職員配置替えにおいて、引き出しを移動させるだけで引越しが済んでしまうという副次的なメリットもある。

### (5) 市役所改革は、幸区役所から

幸区役所は高層にせず、あえて4階建てにおさえ、その分、各フロアを広くした。柱壁で遮られていない広いフロアに執務室を配置し、グループデスクを導入することにより、スタッフの顔が書類に隠れることがなくなった。市民にわかりやすくスタッフが働きやすい明るい庁舎になった。

グループデスクの導入で書類について毎日考えることをきっかけにして、幸区職員の意識は少しずつ変わっていくであろう。

2階の廊下から執務室を見ていたとき、若い男性スタッフが、爽やかに声をかけてくれた。スタッフの心配りで、来庁者が気持ちよく利用できると感じた瞬間であったが、こうした新感覚の職員が、異動により市役所の全部署に広がることで、市役所が良い方向に変革していくのではないだろうか。

表1 区役所ゾーンの概要

所在地	幸区戸手本町1-11-1
敷地面積	計約22,000㎡
既存部分	文化センター(約7,000㎡) スポーツセンター(約4,700㎡) 健康福祉プラザ・こども文化センター(約1,300㎡)
再配置部分	新庁舎、駐車場および多目的広場(約9,000㎡)
新庁舎概要	(計画通知(平成27(2015)年3月27日)より)
建築面積	2,461.74㎡
延床面積	8,814.27㎡
構造・規模	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造 免震構造 地上4階
建物の高さ	19.95m

#### 4 これからのモデルとなる区役所をめざして

ここで、新庁舎の建て替えがどのように検討されたか経過を振り返ってみたい。

##### (1) 今後求められる庁舎の姿とは？

新庁舎は、幸区の他の地域でなく、今までどおり文化センター、スポーツセンター、および健康福祉プラザ・こども文化センターと、駐車場および多目的広場からなる公共施設ゾーンに建築されることになった。これにより、単なる新庁舎の建て替えでなく、既存の施設も含めた整備のあり方を考え、幸区の新しい行政サービス拠点としての整備が検討された。

これからの庁舎は単なる行政サービス提供の場だけでなく、市民が協働することにも重きを置いている。

平成21(2009)年7月に「幸区役所庁舎整備地域協議会」を設置し、新たな区役所の庁舎の整備について、市民や学識経験者らと協議を行い、方針が策定された。

ここでの議論が基本方針(5つの柱)となり、コンセプトとして新庁舎に反映されている。(図4)

**さいわい** 広報特別号 幸区役所

5月7日(木)から業務開始

新庁舎が完成しました!

40坪増えり

**これからのモデルとなる区役所をめざして**

- 市民の声を反映したつくり  
新庁舎整備にあたっては、平成21年7月に「幸区役所庁舎整備地域協議会」を設置し、新たな区役所の庁舎の整備について、市民や学識経験者の方々と協議を重ねました。いただいたご意見や、区内にある地域資源の活用も踏まえ、基本方針として5つのコンセプト(下記)を掲げています。
- 防災・避難面での高い性能  
地域の防災拠点となる新庁舎は、免費備蓄や太陽光発電、自然採光等の積極的な採用など、防災・避難面で高い性能を誇ります。
- 地域コミュニティの拠点として  
区民の集う「ロビー・ラウンジ」や「市民活動コーナー」を設置し、新たな地域コミュニティの拠点としても大きな役割を担っています。
- 区民に馴染みやすい  
区役所づくり
- 地球環境に配慮した自然にやさしい  
区役所づくり
- 基本方針  
コンセプト
- 世代を超えて受け継がれる  
未来世代に受け継がれる  
区役所づくり
- 区民が集い、  
絆を深める  
区役所づくり

●新庁舎概要●	
住所	〒218-8570 川崎市幸区幸町1-11-1(旧東区)
電話番号	代表 044-556-6000(変更なし)
敷地面積	9,177.34㎡
建築面積	2,459.24㎡
延床面積	8,348.20㎡
構造・階数	鉄骨コンクリート造一部鉄骨造 一部鉄骨造地上4階 免震階地上4階
階高(1階)	18.95m

図4 幸区役所、「さいわい」広報特別号、平成27(2015)年3月27日

##### (2) 未来の幸区を担う子どもたちの声は？

翌年地域協議会は、地域の人たち、総合科学高校の生徒たち、学識者、区職員からなる検討部会を設置した。「広場づくり」と「コミュニティエリアづくり」それぞれ10名程度の検討会でワークショップなどを通じて議論をしている。

「広場づくり」検討会では、未来を担う子どもたちの声を重視した。なんと、幸区内の市立小学校全校に、5年生と6年生を対象としたアンケートを実施したのだ。小学生からは実に2,200通もの手書きの回答が寄せられた。また、幸区内の子どもたち8チーム40人が、屋外の区役所ゾーンを探検し、模造紙にドリームマップを描くワークショップも行われた。

「コミュニティエリアづくり」検討会においても、コミュニティエリアの模型や一週間の時間割を作成するなどして、「あり方」を議論している。

##### (3) 東日本大震災を経験して

基本計画の策定作業が終わった平成23(2011)年3月、東日本大震災が起こった。区役所は災害時の情報拠点として重要な位置にあることを、再認識させられた。

これまでの議論を防災の視点でみつめなおし、設計にとりかかった。

東北の津波による浸水被害は、地下や低層階にある機械が水につかり、庁舎の機能を麻痺させることも気付かせられた。区役所は、たとえ地震や洪水などで被災しても、ただちに復旧して、区災害対策本部が設置できる機能を持たねばならない。

設計・施工にあたっては、例えば浸水被害を受けた場合でも、情報拠点機能を維持するために非常用電源装置を屋上に設置するなど、基本計画までの議論に加えて、より善いものを追求し、反映していった。

庁舎整備は、方針や計画策定のために参加した市民代表や、パブリックコメントに意見を寄せた市民の声を、計画に反映させてきた。しかしそれだけでなく、直接関わられなかった人たち、転入者、子どもたち、将来生まれる赤ちゃんなど、今、声を届けることができない市民の声も想像しなければならない。数十年後に皆が振り返った時に、「良かった」といわれる区役所にしなければならないと私は考えている。

## 5 今後の幸区

### (1) グランドオープン

現在区役所ゾーンの外部空間を一体的に整備しており、緑が連続する歩行者空間や市民がアクセスしやすい多目的広場、大規模イベント時には多目的広場と一体利用が可能な駐車場などができあがる。

広場づくり検討部会で子ども達と一緒に考えたことや、地域協議会で議論したことが、平成28(2016)年の外構工事完成によって形になる。ここでようやく区役所ゾーン全体のグランドオープンとなるわけだ。

今後、地域との協働の拠点として、多くの市民が集うことになるだろう。

### (2) 庁舎長寿命化

建物を長持ちさせるには、日ごろのメンテナンスと、適切な時期の改修が必要である。特に屋根、柱、梁などの主要な建物の躯体が健全な状態であるように、目をかけ、手をかけてやらねばならない。

欧米では、築百年、二百年の建物が現役で使われていることは珍しくない。これらは例外なく、建物管理者などがきちんと手入れをしている。

日本ではあまり見られないが、アメリカでは父親が日曜大工で自宅の壁のペンキを塗り替えるという話はよく聞く。決して専門家任せにはしない。

新庁舎は長寿命化の仕組みをきちんと取り入れている。前述の深い庇もそのひとつだ。メンテナンスバルコニーとして建物の躯体を区役所スタッフ自らが直接確認できるようになっている。日ごろの点検で異常が見つかったら、大掛かりな足場を組むことなく、補修することが可能だ。

川崎市の資産マネジメントの取組戦略の一つ「施設の長寿命化」で、「予防保全による財政負担の縮減・平準化」が基本的な考え方となっているが、この前提となる「日常的・定期的な保守点検の実施」が容易な庁舎といえる。

### (3) 100年庁舎

広場についてのアンケートに参加した子どもたちは当時小学5,6年生だった。現在(平成27(2015)年)は、高校1,2年生になっている計算になる。次の

参議院選挙では選挙権年齢が18歳以上に引き下げられることから、中には投票できる大人になっている人もいることになる。彼らと一緒に考えてきた幸区役所はこれからどうなるのだろう。

私は庁舎の打ち放しの外壁を触れながら、月日を経るうちに、これがどのように変化していくのか思いを馳せると共に、これから生まれてくる子どもが大人になった時のことを想像した。

今後も行政の役割は変わり続けるであろう。市民がもっと主役の社会になっているかもしれない。そして遠い将来、幸区役所庁舎は、全く別の機能の(おそらくそれは民間の)施設に変わっているかもしれない。そうであったとしても私は、50年後、100年後も市民に愛され続ける建物として残っていると信じている。

# 安全安心な川崎市へ、 シャキーン!



川崎市役所田島支所区民センター 主任

望月 幸夫

川崎市役所田島支所区民センター 地域振興係長

石郷岡 健一

総務局危機管理室 担当係長

早川 雄大

早川 あの～、対談です、お二人さん。...実は今回、僕の強い希望でこのような誌面になりましたけど...ご迷惑だったりして?

石郷岡 いえいえ。こちらこそ「記事にするなら読みやすく面白いものを」と考えていたので、ありがたかったです。

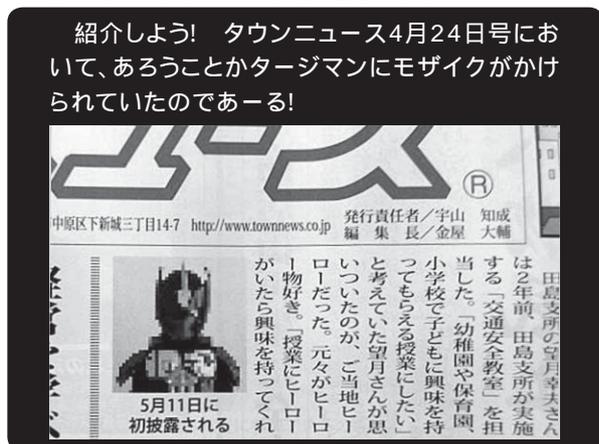
早川 それなら良かった。では事業と同じく、今回の紙面も私たちオジサン3人で楽しい紙面にしましょうか(笑)

早速、「仮面ウォーカー タージマン」について色々とお話を聞かせてください。

## 【仮面ウォーカー タージマン降臨】

早川 まずね、僕がタージマンを初めて知ったのは局長会議資料で川崎市から紹介されていたからなんです、それが程なくタウンニュース

紹介しよう! タウンニュース4月24日号において、あろうことかタージマンにモザイクがかけられていたのである!



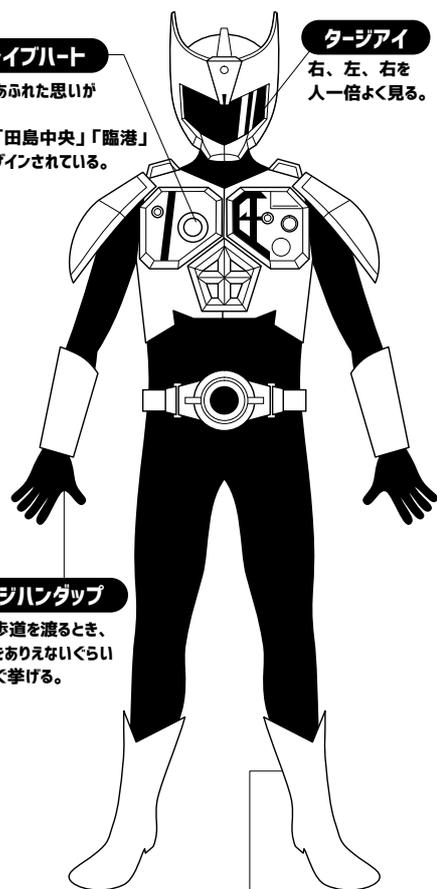
## 見よ!これが仮面ウォーカータージマンだ!

### タージブレイブハート

「田島愛」にあふれた思いが表されている。田島地区の「田島中央」「臨港」「小田」がデザインされている。

### タージアイ

右、左、右を人一倍よく見る。



### タージハンドアップ

横断歩道を渡る時、右手をありえないくらいまっすぐ挙げる。

### タージトルネード

登場シーンのみで使用。形は上段回し蹴り(得意)

でも紹介された。これがまあ衝撃的で。

それで一気に「タージマンLOVE!」ってなった。

石郷岡 (笑)確かにあれは反響良かったですね。

早川 ……あれって、わざと?

石郷岡 わざとです。まあ裏話としては仮面デザインを修正中だったってこともあったのですが、役所のルールとして「報道発表前の一般公開はまかりならんよ」ということでしたので、「ならモザイクかけちゃえ!」みたいな。

早川 っていうか、普通は発表後に広報するんだけどね(笑)

望月 その前に実は1回外に出て啓発しているんですけどね(笑)

早川 いずれにしても、あのタウンニュースの記事は危機管理室の中でも評判でした。突如として現れた田島のヒーローは、小さなお友達だけじゃなくて、僕ら「大きなお友達」のハートも射止めたと思います(笑)

田島地区での反響も良かったでしょう?

望月 すごかったですね。最初に行った幼稚園の交通安全教室で、事前の打ち合わせの時点から先生たちに大好評、当日は園児のみんなが手を振ってくれて、握手を求めてくれて。

初めて見たヒーローだったのにも関わらず、予想以上の子どもたちの喜びようが嬉しかったし、何より「タージマンで交通安全の啓発を推進できるんだ!」という手ごたえが嬉しかった。

ただただ、マスクの中で感動に浸っていました。

石郷岡 交通安全教室 は以後何回かやりましたが、どこも大盛況でした。

### 説明しよう!「交通安全教室」とは

保育園・幼稚園・小学1年生は安全な道の歩き方を、3年生は自転車の乗り方の教室を行うものなのである。

なお田島では、川崎警察署・川崎臨港警察署と協力し、小学生の親にも声をかけ交通安全教室も行っているのである。

早川 タージマンは田島支援学校にも行っていきますよね。

望月 人数としては教室やキャンペーンに比べたら少なかったのですが、子どもたちの熱気というか、食いつきがすごかったです。登場直後に

ヒーロー好きの子どもたちにもみくちやにされて本当に嬉しかったです。



田島支援学校でタージハンダップ!

早川 それはほんとに素晴らしい。やっぱり子どもたちってヒーローが大好き。

僕も子どもを連れてヒーローショーに行くのだけど、そこでは、多くの親が事前にネットで調べたのか、ショーが始まるだいぶ前からレジャーシートを拡げて場所取りして…とにかく親子の熱気がすごいんです。

望月 そうですね。親からすると、そうやって子どもが喜ぶ顔を見て「ああよかったな」って思うのと同時に「子どもたちを守らなきゃなあ」といった意識も持ってもらえるんじゃないかって思います。

### 【タージマン誕生前夜】

早川 タージマンはどうやって誕生したんですか?

望月 まず、交通安全にキャラクターを登場させたって発想は、娘の幼稚園に啓発に来たネコの着ぐるみの言っていたことを、娘が特に良く覚えていた経験から、「やっぱりキャラクターの発信力は強いな」と感じていました。

同時に「でも僕がやるなら昔から好きだったヒーロー物がいいな」ってことで、時間をかけて構想を膨らませていきました。

早川 でもこういうことって考え付くのも大変なら、実際に形にする事の難しさはそれ以上だと思うのだけど、石郷岡さんとの出会いが大きかったですか?

望月 そうですね。石郷岡さんが係長として来



(左)石郷岡 (中央)望月 (右)早川

て、雑談の中でタージマンの構想を話しました。そうしたら、最初は冗談半分ながらも、実現化に向けてどんどん協力してくれた。

この出会いが無ければタージマンは生まれませんでした。

早川 望月さんからタージマンの話を読まれたことをきっかけに、石郷岡さんも一緒になってタージマンの製作に携わっていくわけですが。

石郷岡 そうですね、元々、望月さんってタージマン以外にも色々発想のある人で、「何か一緒に形に出来れば」と常々思っていました。

そんな折にタージマンの話を読まれて。

確かに最初は正直僕も「実現できる」とまでは思っていませんでした。ヒーロー物は好きだったし相当な効果もあると思うけど、それを世に出すまでのハードルも相当なものだと思っていました。だけどせっかくの素晴らしいアイデアを形にしたいという思いから、タージマンの製作を手伝うだけでなく、同時進行的に少しづつ周りにこのことを漏れ聞こえさせて、それでなんとなく「市民権」も得ていった。そんな感じでした。

早川 製作には1年近く費やされたと聞きました。どうやって作っていったのですか？



タージマン、警察署長と並び立つ!

石郷岡 まずは作業分担として、僕が頭部を、望月さんが身体の部分を受け持って、それぞれが自宅で製作して、時々お互いの進捗を携帯で写真を送ったりして確認していました。

望月 作業に行き詰ったこともありましたがね、その時はお互い相談したり、ネットで調べたりして。

紹介しよう!これがタージスーツだ!



スーツの裏側には子ども達の夢が詰まっているんだ。

早川 《コスチュームを手にとって》しかし良く出来てるよねえ。…この材料って何ですか？

望月 例えば頭部や「田」と「臨」と「小」のエンブレムが入ったボディの部分は、ほとんどスチロールボードがベースですね。手首の部分はハンディモップなんかを立てておくような物を買ってきて底をくり抜いて作りました。

作ってみてわかったんですが、デザインを重視しつつ動き回れるような造りにしなくちゃいけない。強度の問題もありますし、テレビで見るヒーローがいかに良く出来ているか実感しました。

石郷岡 材料の選定には苦労しました。だから頭部は試行錯誤を繰り返して3回ほど作り直してます。とはいえ材料にあまりお金はかけられない。だからここで使っているほとんどの材料は、とある100円ショップで揃えています。

早川 そこ僕も良く使っています(笑)確かにあのスチロールボードは便利で、僕も防災フェスタでのパネル展示では大量に使いました。

石郷岡 あ!それで合点がいきました。スチロールボードがときどきあのショップからごっそり消えていて困ったんですが、あれって早川さんだったんですね(笑)

早川 すみません(笑)

望月 ちなみにコスチュームは今も改良を続けています。なにせ「窒息事件」とかありましたから。

早川 窒息事件?

石郷岡 実はあのコスチュームって、とにかく頭を小さく見せるために頭部はギリギリのサイズで作ってます。でもそうになると呼吸の確保が難しい。そこで呼吸の確保をするために、目の部分に小穴を開けたら、今度はそこに湿気が集まって視界をさえぎる…。

石郷岡 ある交通安全キャンペーンの時に、望月さんがたまたま医療用マスクをした状態でマスクを被ったら、汗と息でマスクが湿気って呼吸が思うように出来なくなりまして、危うく倒れるところでした。

望月 一旦マスクを外そうにも、登場時刻が迫っていることもあって我慢してたのですが…どうにも苦しくて慌ててマスクを外したんです。死ぬかと思いました。

実は頭部の不便は他にもあって、最近ようやく耳の部分に穴を開けたので聞こえるようになりました。

望月 タージマンは熱にも弱いんです。以前、車の中にコスチュームを準備しておいたら熱で接着剤が溶けちゃって。グルーガン使って熱で圧着しているので、温度には神経使います。

早川 そこは手作りならではの苦労ですね。ところで気になったことがあるのですが、スリムな望月さんでギリギリってことは…石郷岡さんがタージマンになるのは…(笑)

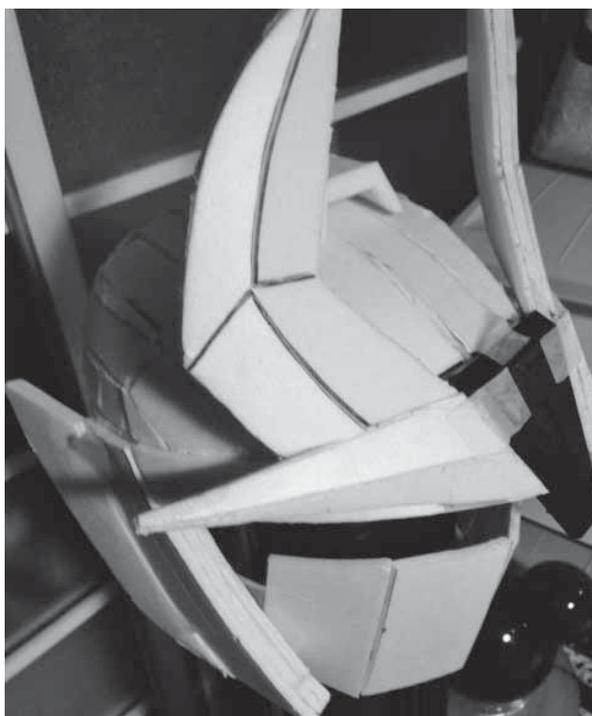
石郷岡 お気づきのとおりそこは課題です(笑) 実を言うと望月さんは今は別の部署に異動になって、これまでのようには出られなくなってしまいました。そこで「2代目が必要」ということになるわけですが、後任の佐久間さんだとあのコスチュームは小さくて入らないわけです。

早川 佐久間さんの体型は石郷岡さんに近いと聞いています。

石郷岡 そこで今、新キャラクター構想を練っているのですが、今度のカラーは赤や青じゃないだろうと。黄色、カレー。ベタですけどね(笑)

望月 名前は「サークマン」の予定です。

早川 実名でとるやん(笑)



スクープ!これが準備中の新キャラクターだ

ところで「仮面ウォーカー タージマン」って名前は誰が考えたんですか?

望月 僕です。構想の段階からずっと頭にありまして、でも支所のみんからはあまり好評ではなくて。「ダサイ」「他にいいのいないの?」と散々でしたが、そこは貫き通しました。

早川 バイクに乗らないからライダーじゃなくて、仮面ウォーカーだと(笑)

望月 そうです(笑)

早川 さて、サークマンの話が出たところで、今後の展開を教えてもらっていいですか?

石郷岡 タージマンとしてはとりあえず交通安全啓発は一通りやった。じゃあイベントを2度3度と繰り返す段階になったときに、おそらく子どもたちの反応は薄くなっていくだろう、という予想をしています。そこで今度は「ストーリーを用意する必要があるんじゃないか」とか、「武器の類の用意も必要になるんじゃないか」といった検討をしています。

望月 でも役所が武器は持つわけにはいかない。

早川 (笑)

石郷岡 「武器が駄目なら防具なら良いだろう」ってことで、今は防具品の構想をしています。でも例えば信号機をモチーフにした防具を考えてはみたけど、そうするとタージマンの設定と矛盾するかもしれないなとか。色々課題が

あります(笑)

改めて説明しよう!タージマンの特徴を。

タージマンは、田島の交通安全を守るため、遙かタージ星からやってきた交通のルールを教育するヒーローのことである。

また、正義感が強く、気はやさしくて曲がったことが大嫌い。しかし、赤い光を浴びると動きが止まってしまうのである!

それからストーリーを作るとなるとタージマンやサークマンだけでは済まないのが悪役探しも必要ってことで、これもなかなか大変な作業です。

望月 みんながみんなやりたい訳じゃない(笑)

早川 なるほど。いろんな意味でタージマンの今後の展開は要チェックですね(笑)まあファンである僕としてはですね、是非「タージマン通信」なんぞ出してもらって、タージマンのささいな変化も共有させていただきたいなっています。

石郷岡 検討しておきます(笑)



園児にベルトを見せるタージマン

#### 【タージマンを生み出したもの】

早川 ところで、今回のタージマンの一件の中で、僕が一番「すごいなあ」って思ったのは、これだけの企画を担当者の思いのままに世に出せたってこと。僕も過去には不完全燃焼だった企画もあったりするので。

望月 その部分は僕と石郷岡さんとの出会いだけでなく、周囲の人すべてに恵まれたかなと思います。何しろ支所長も区長も気に入ってくれて、積極的に支援してくれました。

早川 職員を信頼して、前向きな施策を後押しし

てくれるのは、励みになりますよねえ。

ところで来年こそはタージマンに「防災フェスタ」に出たいと強く願います!

石郷岡 今回は会議の関係で残念ながらタージマンから来れませんでした。でも来年度は実現に向けて頑張りたいと思います。ところで早川さんは今回「防災フェスタ」を初めてラゾーナ川崎プラザ(以下ラゾーナ)で実施して、大変盛況だったそうですね。

#### 【防災フェスタ2015をラゾーナで】

早川 話を向けていただいてありがとうございます。

今回のイベントは、ご指摘のとおりラゾーナで行う初めての防災フェスタ、しかもラゾーナにとっても、これほどの規模のイベントは初めてということで、成功するか不安でした。

でも、当日は沢山の人が足を運んでくれて、中には自分の子どもを連れて来てくれた職員もいて、とにかく盛況のうちに無事にイベントを終

説明しよう!「防災フェスタ」とは防災週間の機会を捉え、市民の皆様の日頃からの災害への備えについて意識を高めいただくイベントなのである!



えることができました。

石郷岡 ラゾーナでやる前は川崎アゼリアだったんですね。

早川 そうですね、川崎アゼリアが改修中なので新たな開催場所を探るところから始まりました、結果的に企画から小物製作まで、部下の田邊君と一緒に、とにかくやりたいようにやらせてもらったイベントでした。

石郷岡 幸区と同時開催ですね。

早川 幸区は、元々同じラゾーナで「こども安全安心・防災フェア」を実施していましたが、今回「同時開催にメリットがあるだろう」ということで、一緒にイベントをさせていただくことになりました。

### 説明しよう!

「こども安全安心・防災フェア」とは

幸区役所、幸警察署、幸消防署が主催する、交通安全、防犯、防災及び防火について子どもたちが楽しみながら学べる体験型のイベントなのである!

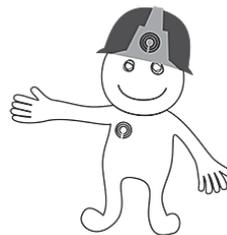
当初はお互い2つのイベントを一緒にやることの困難も懸念していましたが、限られたスペースや予算の中で、お互いが協力して取り組んだ結果、1+1を3にも4にもできたと感じています。

望月 僕らイベントに行っていないので、写真や資料でしか判断できないですけど、とにかくいろいろな防災体験ができる大きな車が出ているし、パトカーにも乗れるし、これは子どもたちは大喜びだと思いますね。それから防災スタンプラリー!この完成度は半端ない。

早川 ありがとうございます。僕の場合は前職がクリエイターでして、30台半ばで役所に入って以来、徐々に自分のスキルを発揮できる機会を増やしています。

スタンプラリーは、前年度に課長から「スタンプラリーやりたいなっ」って希望されたときに「それなら子どもたちが喜んでスタンプしてくれるようなデザインが良いよねっ」ってことで、当時の部下の鈴木君と折半で勝手にソナエ

ル君」をモチーフにしたスタンプを自主制作しました。



ぼくソナエルくん  
危機管理室内でも  
非公認キャラクターです。

今年度はその拡充版として幸区版と消防局版を。それからスタンプを全部押してくれた人に特別に押すことのできる「コンプリートスタンプ」も新たに作りしました。

全部勝手に・・・ですが(笑)

望月 スタンプラリーに子どもたちは沢山参加してくれました?

早川 これが想像以上の反応で。とにかく沢山の子どもたちがコンプリートしてくれました。

スタンプ台はラゾーナ内の2つの会場(ルーフ広場と平面駐車場西)に点在していて、全部集めるには結構歩かないといけないんだけど、小学生の子は先を急いで走って回って、小さな子はママやパパに手伝ってもらって一緒に押して回って・・・そうやって全部のスタンプが押された台紙を持って来てくれたときには感謝の気持ちで一杯でした。

でも喜んでいられるばかりではいけないので、すかさず「備える。かわさき」をサッと渡す(笑)

石郷岡 それ重要ですね。子ども連れ世帯って普段の生活すら大変で、とてもじゃないけど行政からの情報に耳を傾ける余裕がない。そんな中で、子どもたちが喜ぶコンテンツを入口にして、



説明しよう! 『備える。かわさき』とは地震や風水害など様々な災害から市民の生活を守るべく作成された、防災啓発冊子のことである。



親の世代への啓発をする方法は効果的だと思います。ターゲットの狙いとリンクする部分ですね。

望月 ところで今後のターゲットの参考にもなるので、このスタンプの作り方を知りたいのですが、どうやって作るのですか？

早川 まず、スタンプの原画をワードで描きました。それをPDFの商業印刷用モードで書き出して、それをハンコ屋さんにもメールで送って後は待つだけ。1個600円くらいですかね。

ちなみに今、調子に乗って各区の防災スタンプを勝手に作っています。もうね、勝手にソナエル君を各区の名物に絡ませたりしてね(笑)

石郷岡 川崎区は是非ターゲットマンをお願いします(笑)

っていうかすみません、それより僕はワードで絵



勝手に宮前、多摩、高津。

が描けるってことに衝撃を受けてます。

早川 描けるんですよこれがー。実は僕も役所(川崎区役所地域保健福祉課)に入ったときには前職のスキルなんて活かそうとは思ってなくて。だいたい、職場にイラストレーターがある訳でもないし。でも保健所にはチラシ作りのような仕事は必要でしょう? それでなんとなくワードをいじっていたら「あれフリーフォーム使ったらベジェ曲線描けるじゃん」と。それから自分の事業でイラストやらチラシやらワードで「描く」ようになりました。

説明しよう!

「フリーフォームでベジェ」とはワードの「挿入」「図形」メニューにある「フリーフォーム」機能を使うと、ドローソフトで使う「ベジェ曲線」による描画ができるのである。ちなみに、ベジェ曲線とは2点の間を数学的な計算式によってつなぐことで描画する曲線のことである。

望月 この総合防災訓練のパンフもその機能で描いたのですか?

早川 そうです。写真を参考にしながらフリーフォームで絵として仕上げていく。平成25年度の総合防災訓練を担当したときに「どうせポスター描くなら川崎の消防をカッコ良く見せたいな!」と思って作成したのがこのパンフです。

石郷岡 こういうのは普通は委託するんですけどね、それを職員が作っちゃう。

早川 業者には版下を渡すだけなので校正がとにかく楽。なにより自分が「こうしたい!」っていう物を具現化できるところが良いですね。

望月 あとこれ何ですか?...川崎麺?

早川 これは、防災週間にアゼリアの広報コーナーにディスプレイさせていただく機会を得たときに「各ご家庭に必要な備蓄を目で見えるように啓発したい!」と思って作りました。ほら、市販のものってそのままディスプレイできないでしょ? なのでトレーシングペーパーをあの100円ショップで買って来て、パッケージデザインをワードで作って、カラープリンタで出力して、麺とかやくを入れて糊付けして...みたいな。

望月 これまるで本物みたい。思わず「川崎市っ



てこんなの出したの？」って思いました。

早川 これ以外も小物はよく作っています。ほとんど趣味ですね(笑)

石郷岡 今テーブルの上に並んでいる小物の作り方を聞くだけでも色々参考になりそうです。でも話は小物作りの話から防災フェスタに戻していただいて(笑)これだけの規模のイベントの進め方にもコツがあるんじゃないかと思うのです。経緯なども含め、少し詳しく説明してもらえますか。

早川 聞いていただいてありがとうございます。



まず会場使用については、実は以前から危機管理室として、ラゾーナが主催する防災イベントに参加させていただいていまして、相談できる関係にありました。私たちの前の担当の方々が積み上げてきた信頼関係があったので、そんな折に会場変更の件があって、タイミングも良かったのか、会場の使用については快諾していただいたわけです。それからは、会場(ルーフ広場、平面駐車場西)の特性や幸区のイベントの方向性などを勘案して、イベントのアウトラインを企画しました。具体的には、「小さなお子さん連れやお年寄りでも誰でも楽しみながら防災について学べる、いろいろな防災体験ができる、会場を回れば回るほど発見がある…」そんなコンセプトでしょうか。

次に会場全体やその周辺の詳細な図面を作成しました。これは、以後必ず生じる説明資料のためであり、大型車両やテントといった物を適切に配置するためのものです。

石郷岡 図面はやっぱりワードで?

早川 そうですね。実はワードだとミリ単位で図形の大きさを変えられるので、会場の正確な縮小図面を作ることができるんです。すると、スペースにどの程度のものが入るのかを正確に把握することが出来ますよね。

望月 体験車のような大きなコンテンツはその後に決めていったんですか?

早川 そうです。企画と図面が決まったら、今度は魅力的なコンテンツに参加していただけるよう、所管部署にお願いしていきました。例えば、降雨体験車 や自然災害体験車 ならば前年度の1月に国土交通省にエントリーして選考を通らないといけない。水消火器体験や煙体験ハウス であれば幸消防署に、地震体験車や消防音楽隊の演奏であれば消防局にお願いしないといけない。

また、幸区役所のコンテンツとの整合も取らないといけないので、適宜連絡調整していきました。

石郷岡 それらの調整って電話がメインですか?

早川 まずは電話ですよ。でも重要なのは「いかに合意形成をするか」ってことではないかと思うので、必要に応じて相手先に訪問しては、

## まとめて説明しよう!

### 「自然災害体験車」とは

国土交通省が所有する、火砕流や土石流の怖さを3Dメガネで立体的な映像とともに体験できる、移動型のシアターなのである。

### 「降雨体験車」とは

国土交通省が所有する、最大で時間300ミリの豪雨が実際に体験できる車両なのである。

### 「煙体験ハウス」とは

消防署が所有する、火災による煙で、どの程度視界が悪くなるかを実際に体験できるtentのようなものである。

事業概要や図面といった紙資料も適宜提出したりして、お互いに納得できるよう話を重ねていきました。つまり目的を「参加者が頭だけでなく気持ちの面でも前向きになっていただくこと」に置かないと、後でバラバラになってしまうという思いがあったからです。

石郷岡 それわかります。参加する皆さんはお忙しい訳だし、新たな試みへの協力には慎重さが先に立ちますからね。

では会場とレイアウト、コンテンツ決定後の動きは?

早川 ポスターなどの広報物の作成は早めに行ないました。必要な関係機関に十分にいきわたるよう手配するためです。今回は大々的に展開したつもりです。掲示板やチラシの配布といった全市的な広報もそうですが、例えば消防音楽隊の演奏目当てに来るコアなファンへのアプローチとして川崎区のランチタイムコンサートにいらっしゃった市民の方へのチラシ配布なども行いましたし、もう「なりふり構わず」でした。

望月 効果はあったと感じましたか?

早川 来場者を対象としたアンケートでは2割以上の方がチラシや掲示板を見て来てくれた、という結果が取れたので、成功したと考えています。ただ広報というのは、対象の人に2度3度と見せていくことで効果が上がると思うので、今後も貪欲にアプローチをかけていきたいと思っています。

# 防災フェスタ

2015 in ラゾーナ川崎プラザ

8月28日(金) 11:00-16:00

ラゾーナ川崎プラザ  
ルーファードーム & 平面駐車場西

降雨体験車

自然災害体験車

地震体験車

水消火器体験

煙体験ハウス

AED講習

防災体験展示

ブラスバンド演奏 など

川崎市総務局危機管理室 TEL 044-200-2893 (問合せ先)  
ラゾーナ川崎プラザ (協力)

同時開催  
こども安全安心・  
防災フェア

石郷岡 企画、コンテンツ、それから広報、ほかに何がありますか?

早川 スタッフ(危機管理室職員)が当日迷いなく働けるための運営資料を最後に作成しました。運営資料の大まかな要素としては、イベントの概要や図面、スタッフ全員のタイムライン、中止基準や緊急連絡先などがあると思いますが、今回は初めての試みが多かったことから、スタッフ一人ひとりが当日どのようなスケジュールでどう動けばいいのかわかりやすく紙1枚に具体的に記した「個別要領」も作成しています。

つまりこの要領さえ見れば、当日担当に聞かなくても、自分が最低限やるべき行動がわかるというものです。

石郷岡 初めてのイベントや大きなイベントは、担当だけで全てを管理するのは無理でしょうから、多くのスタッフが自分の仕事を理解することが重要になってきますよね。

早川 僕もそうですけど、スタッフが自分のやる事を十分に理解していないイベントは多いです。担当と違って、スタッフは本来業務がある中で時間を割いて出ているわけですから、理解に差があって当然です。でもその差が大き過ぎる



と、当日になって運営がフリーズしてしまう。この個別要領のおかげと信じたいのですが、今回、実は若干想定外の事態も起きましたが、それをスタッフだけで解決してもらい、結果的に、無事にイベントが実施できました。自主的に判断してくれたスタッフには本当に感謝をしています。

#### 【ぼうさい出前講座のこと】

石郷岡 今、合意形成や、多くの人が理解できる工夫の話が出ましたが、早川さんが他に担当している「ぼうさい出前講座」についても、こうした視点は活かされていますか？

#### 説明しよう！「ぼうさい出前講座」とは

職員が地域の皆様に向けて、主に地震など災害への備えについて講義するもので、川崎市内であれば24時間365日いつでもどこでも出向き、年間約100回近く開催している、かなりスパイシーな事業なのである。

早川 かなり意識して取り組んでいます。「ぼうさい出前講座」は様々な場所や、様々な参加者の前で啓発をしなければなりません。おそらく同じ資料を使って同じ説明を機械的に繰り返しても十分な効果は見込めません。ならば話を聞いてくれた方々が、それぞれの目の前の「小さな一歩」を踏み出せるような後押しがしたい。そのためには参加者について、事前の下調べを行った上で、また当日の場の雰囲気も感じながら、表現や言い回し、紹介するエピソードなども変えたりして話しています。

例えば、軽度の認知症の方が暮らす施設での講座であれば、居住者の皆さまの普段の生活について事前にヒアリングして、話す内容を調

整しておかないと、あれやこれやと情報を与えすぎてしまって、逆に受講者を混乱させてしまう恐れがあるわけです。

石郷岡 川崎区内で外国人市民を対象にした出前講座を行ったと聞きました。

早川 平成26年度に川崎市ふれあい館と一緒にいった講座ですね。その時は僕が「やさしい日本語」で話して、その内容をふれあい館が手配した通訳さんが6ヶ国語に翻訳する。参加した外国人市民の方は通訳さんの話として僕の話聞く。僕と外国人市民の方は言葉を交わせないで、適切に伝わったかはわかりませんが、まずは伝えられたことが嬉しかったです。これからも災害時に全ての市民が助かるよう取り組みたいと思っています。



#### 【田島ってどうよ】

早川 今、ふれあい館の話がでたところで、お二人にとっての「田島」ってどういう所ですか？

望月 自分場合は、現業職から職変して初めての転任先が田島支所だったので、他の職場との違いがまいちピンとこないんですけど、いろいろな人の話を聞いた限りでは自由度が高い職場なんだと思います。現に自分のわがまま放題のターゲットマンがここまで実現できたことで一層そう思いましたね。そしてそれを受け入れてくれる周りの人達や、盛り上げてくれる町の人たちにも感謝しています。

早川 町の人たちが役所の雰囲気を作るってことも実感としてあるような気がしますね。

石郷岡 自分は大師支所の地域振興係から異動で田島支所の地域振興係に来ました。同じ仕事をしているので目標や結果は同じ所を目指しているのに、手法とかが違うんですね。そういう意味では「やり方は自由なんだな」って自分

なりに解釈しているところがあります。

そこで今回は「交通安全の啓発活動でヒーローはありなんじゃないかな」って形になったんですけど。

でも何より、発想力を持った望月さんの存在と係のみんな、現在望月さんが所属している庶務係、上司のセンター室長と支所長そして区長。受け入れてくれている町の皆さんの理解なしでは、タージマンは消えていたかもしれません。自前とはいえ無理やり作っちゃったんですから(笑)生かしてくれる「田島」の環境に本当に感謝しています。

【最後に、安全安心な川崎市に向けて】

早川 今回、僕らはお互い「交通安全」と「防災」という、市民の生命や安全を守ることを目的とした事業での、楽しい広報の手段について色々話してきました。そこで、最後に「安全安心なまちづくり」について、それぞれお話しいただけますか？

石郷岡 この件に関しては、望月さんに特別な思いがあると思うので、望月さんからお願いします。

望月 実は僕自身、交通事故で実の父を亡くしてるんです。父は朝の散歩の途中、信号機のある横断歩道を渡っているところを車にはねられて、連絡を受けて病院へ駆けつけた時には既に危篤状態で、呼びかけにも応えることもできず、亡くなってしまいました。

車を運転していた人は免許停止中にも関わらず無免許で運転をし、乗っていた車も車検が切れていて、自賠責保険や任意保険も無加入という状態でした。当時は運転者を恨む気持ちもありましたが、今では交通事故が無くなって同じような悲しい思いをする人が少しでもいなくなればと思っています。

とはいえ交通事故はなかなか減ることはなくて、交通安全啓発活動にしてもこれで終わりということではなく、常に市民の意識に働きかけていくことが必要です。そういったことにタージマンが今後も関わっていけたらと思っています。

早川 望月さんの思いについては、今回の対談企画の前に教えていただきました。今回このよ

うな「楽しい紙面」として見せることについて、望月さんの中にも、石郷岡さんにとってもいろいろな思いが生じたと思いますが、その辺りお話しいただけますか？

石郷岡 この話は川崎区で「区長賞」をいただいたときに、望月さんから職員の皆さんにしてもらいました。そして今回こういう場をいただきました。「タージマン」の背景は、楽しいだけで作ったものではないけれど、楽しく作って楽しく活動ができていることなんです。だから逆にこのような形でお話ができ良かったと思っています。

望月 タージマンのおかげでいろいろな経験ができたのは自分にとって大きな収穫だと思っています。お堅いイメージの行政で働く中で、どこまで自分の発想というか、わがままが通用するか、手探りの部分が大きかったです。そして今回の早川さんとの対談もタージマンがあってこそ実現したわけですし、なにより共感できる部分が多々あって、こういう人と何か大きな仕事がしてみたいなと正直思いました。

早川 お二人とこうしてお話できて本当に良かったです。僕が防災について話すとき、「なるべく楽しく分かりやすく」といった模索をしながらも、一方でそこには実際に被災され、大切な方を亡くされた方がいるんだという事は常に意識しています。いつ起きるともわからない大災害が起きた時に、川崎市民の誰一人としてケガ一つして欲しくない。そのために、子どもからお年寄りまで、誰が聞いても膝を打つような、そんな啓発をしていきたいと思っています。

石郷岡 そうですね。これからもお互い情報共有して、みんなが笑顔になるような素敵な啓発をしていきたいですね。

早川 本日はどうもありがとうございました。

望月 ありがとうございました。

石郷岡 ありがとうございました。



果たしてタージマンの正体は、  
本当に望月幸夫なのだろうか!

# メディアを活用した効果的な広報戦略



麻生区役所地域保健福祉課 山本 和也

## はじめに

川崎市では政策課題研究事業として、施策への反映を目的として職員による調査研究を行っている。平成26年度は「メディアを活用した効果的な広報戦略」というテーマで、効果的な広報の手法や、昨今利用者が増え続けているソーシャルメディアなどを活用し、行政と住民との情報伝達などの有効な手段について4名の職員が調査し報告書にまとめた。なお、本稿では概要を紹介する。

平成26年度政策課題研究報告書

<http://www.city.kawasaki.jp/200/page/0000067101.html>

## 1 戦略的広報とソーシャルメディア

行政における情報発信は適切な手段で、時宜に合った情報を、必要な人に届けることが重要である。しかし、広報を情報伝達の手段としてとらえるだけでは効果的とは言えず、発信するだけでなく、受け手に伝わったかどうか、また、伝わった情報が活かされているか、確かめる必要がある。つまり、情報を得た関係者の変化について、最終的な目的を明確にしながら広報手段を検討し実践しなければならないのである。

戦略的広報とは、つまり「効く広報」である。情報伝達の効果として、変化が起こることが戦略的広報の目的である。では、広報とはどのような活動や要素で実施されているのだろうか。

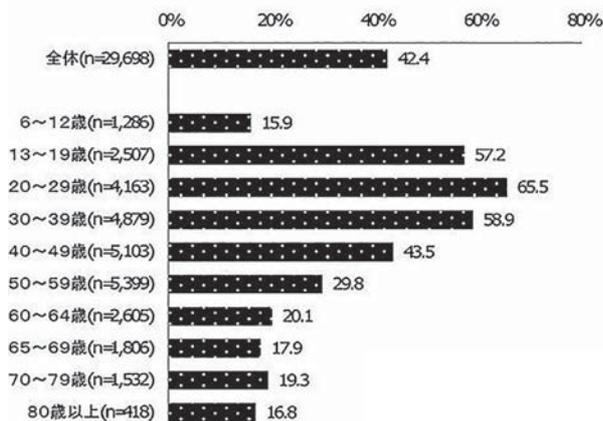
東海大学の河井教授は、効果的な広報の要素として、認知獲得(知る)、関心惹起(興味を持つ)、探索誘導(探す)、着地点整備(納得する・深める)、行動促進(感じる・動く)を挙げている。また、それぞれの段階で、情報共有を適切に行うことで広報の効果が拡大するとしている。

近年、情報共有が容易なソーシャルメディアが注目され、行政の情報の伝達手法としても活用されている。川崎市の広報についても活用できるのか、その可能性については第4章において検討していく。

ソーシャルメディアの利用状況は、総務省の調査(右上表)によると個人の利用率が42.4%であり、その中でも13~39歳の利用率が高い。また50歳以降になると利用者の割合は大きく減少し、65歳以上では20%以下となるものの、80歳以上でも16.8%と一定の利用者がいることがわかる。

なお、利用する目的は、年齢に関係なく知人とのコミュニケーションと情報探索の割合が高いこと

ソーシャルメディアの利用率(個人)



平成25年末 総務省『平成25年通信利用動向調査』

が報告されている。

また総務省の「地域におけるICT活用の現状等に関する調査研究」によれば、全国の自治体においては、Facebookを代表とする商用SNSの利用率が46.7%と最も高い。次に使用率が高いWebブログは、スマートフォン・携帯電話に「対応しているもの」に変化しており、アクセスに利用される機器がパソコンだけではなく、スマートフォンや携帯電話など多様な端末機器に変化し、それに対応させていることがわかる。利用目的については、「地域内の市民や企業に向けた情報提供」が90.9%と最も高く、「地域外への情報提供」「災害時の情報発信」などの目的で利用している自治体が多い。しかしながら、ソーシャルメディアを情

端末の変化とともに使用方法も変化

時期	出来事	端末
平成2(1990)年初頭	<b>インターネットの商品化</b>	
平成7(1995)年以降	<b>インターネットの一般普及化</b> ・阪神淡路大震災にて安否確認にインターネットが使用される(95.1) ・Windows95、IE1.0発売される(95.8)※日本語版発売は95.11.23 ・Yahoo!JAPANサービス開始(96.4) ・google検索登場(97.9)※日本語対応は2000.9 ・2ちゃんねる開設(99.5)	PCの一般化
平成12(2000)年以降	<b>SNSが登場し始める</b> ・Wikipediaプロジェクト始動(2001.1) ・my space 設立(2003.7) ・skypeリリース(2003.8)	携帯電話の普及
平成16(2004)年以降	<b>多種多様なSNSがリリースされる</b> ・flicker開設、mixi運営開始、Facebook誕生(2004.2) ・Greeサービス開始(2004.12) ・YouTube設立(2005.2) ・モバゲータウン(現・Mobage)サービス開始(2006.2) ・Twitter設立(2006.6)※日本語版公開は2008.4 ・ニコニコ動画サービス開始(2006.12)	
平成19(2007)年以降	<b>スマートフォンに対応したSNSが登場</b> ・Ustreamサービス開始(2007.3) ・pixiv運営開始(2007.9) ・LINE運営開始(2011.6)	スマートフォンの普及

報発信ツールとして利用している一方で、情報共有の促進や、意見の収集などソーシャルメディアの特性である双方向性は目的として重要視されていない傾向があり、20%台に留まった。

## 2 戦略的広報の実現のために

これまでの現状把握などを通じて、情報環境の変化に合わせて情報発信の手段が変化していることが分かった。この章では、今後の情勢の変化や仕組みづくりについて紹介する。

平成25年度の総務省の調査によれば、個人におけるインターネットの利用率は全年齢階層の平均で82.8%であり、年々増加している。年齢階層別には13~49歳が安定して9割を超えている。利用している端末はパソコンに並んでスマートフォンの利用率が高く、20~39歳ではパソコンを抜いて最も高くなり、使用端末の多様化の傾向がみられる。50~79歳については、利用率の「伸び」の大きさが目立ち、最大で6.2%になる。利用端末はパソコンの利用率が突出して多く、多様化の傾向は小さいが、インターネット経験者が高齢化していくことを考えると、この傾向は今後も続くと考えられる。

情報端末機器は多様化しており、パソコンや携帯電話に代わり、小型でかつ大量の情報通信が可能なスマートフォンやタブレット端末が台頭してきている。それ以外にも、ゲーム機器など、情報通信を主体

としない機器でも大量の情報通信が可能となり、利用方法の幅を広げている。このように通信機器の多様化は顕著であり、また、通信契約を結ばなくても利用できるFree Wi-Fiの登場により、屋内外を問わず一度に大量の情報のやり取りを可能としている。このように、インターネットの一般化から20年余り経過し、情報端末、使用環境、使用目的が多様化している。自治体はこれらの変化に対し、環境整備や情報発信の手段についても、柔軟に対応していく必要がある。

### 3 他都市の先進的な取組

効果的な広報手法を検討するため、国内でSNS等を広報に活用している自治体として、3つの自治体へのヒアリングを行った。その概要を紹介する。

#### 千葉県千葉市

SNSを用いて実施されている、市長と市民が直接話し合う対話会「Twitter版市長対話会」や、住民が地域の問題を発見・通報し生活環境の改善につなげていく「ちばレポ」の取組は、第一義的な目的はあくまでも広聴であり、いかに多くの市民から意見を求められるかということが重要であった。しかし、ソーシャルメディアという公開されたネットワークを活用することによって、当事者以外にも進捗状況を公表できることから、効果的な広報活動にもつながる要素を持っていると考えられる。

#### 福岡県福岡市

仮想の行政区として「カワイイ区」を創設し市の様々な資源をカワイイという切り口で発信を行う取組や、統計データをイラストで紹介する「Fukuoka Facts」、市内の様々な風景を写真で保存し活用できる「まるごと福岡・博多」といったコンテンツは、市の魅力を発信するだけでなく、市政情報に工夫を加え、マスメディアやSNSによる関心の呼び起こしに成功し、その後の行動促進に結びついている。また、Fukuoka City - Wi-Fiによるインターネット環境の整備も進められ、今後もハードとソフトが連携した取組などが考えられる。

#### 佐賀県武雄市

市ホームページを全面的にFacebookに移

行し、これまでの月5万件ほどの閲覧数を月300万件を超える結果を出している取組に代表されるように、積極的なICT化への取組とともに、Facebookを有効的に活用している自治体として先進的な都市である。また、Facebookを活用することにより、情報を公開するだけでなく、意見を集め、反応することで市民へ直接アプローチを行うことができ、今までにない積極的な広報へとつながるものの一つであると考えられる。さらに、庁内の情報共有にもFacebookを活用し、単なる広報手段だけではない先進的な運用が行われている。また、住民に対して操作方法を勉強会などで共有することにも注力している。なお、武雄市では、今後もさまざまなICTの取組を行っていくこととしている。

海外の先進事例としては、ソーシャルメディアを活用し、情報発信だけではなく意見の収集や情報共有を行っている都市等へ訪問し、担当者にヒアリングを行うことができた。

#### オランダ・アムステルダム市

市民ひとりひとりが大使となって、都市の魅力を宣伝、発信することを目的とし、「I amsterdam」(アイアムステルダム)という象徴的なメッセージを用い、都市の魅力を市内外に統一的にアピールしている。キャンペーンを主導する組織のアムステルダムマーケティングは、アムステルダム市・地域行政・企業、そして観光局が参画し、観光だけではなく政治や都市開発など広範囲に及ぶプロジェクトの支援を行っている。アムステルダム市内の主要な施設に象徴的なモニュメントを設置したり、キャンペーングッズも豊富に販売するなど、市民を巻き込む活動から、民間と行政の相互利益を高める構造を作り出している。

#### イギリス・コヴェントリー市

同市では、各種ソーシャルメディアに市のメインアカウントを作成して集中的に情報発信の手段について管理し、Facebook, Twitter, Flickr, Ustream, YouTubeといったメディアの特性を活かして効果的に広報を行っている。具体的な活用事例としては、災害情報や学級閉鎖の情報の発信、人が集まると危険な工事現場の中継映像など、

幅広い情報を発信している。また発信するだけでなく、管理・分析ツールを用いて、影響力の調査や情報を出すタイミングを図るなど、ソーシャルメディアの管理と、コメントのやりとりなど効果的なフィードバックを行う。

#### 4 提言部

「双方向(市民と行政)の情報発信に向けたソーシャルメディアの有効活用」を提言する。

川崎市の広報をより効果的なものへと結びつけるには、ソーシャルメディアを有効的に活用した、双方向(市民と行政)の情報発信の推進が必要である。

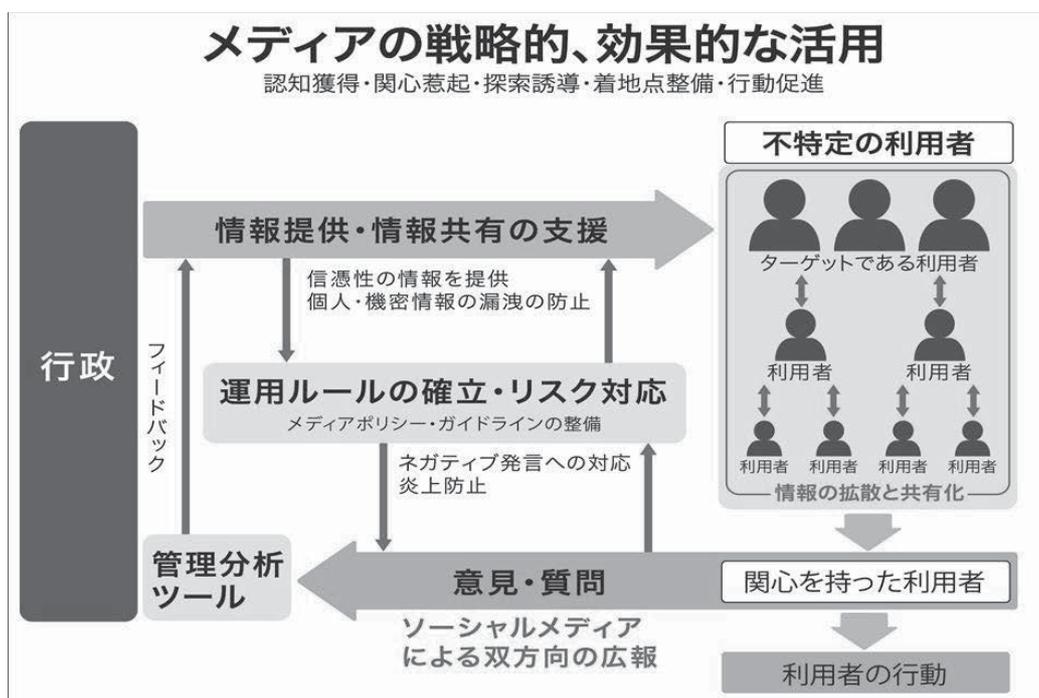
これまでの調査を踏まえ、情報の受け手が発信者にもなって、市民同士および行政との双方向の情報発信が、迅速な情報伝達、情報の波及効果などの点において有効的であると考えられる。また、ソーシャルメディアは、利用者が増加していること、迅速に情報発信ができること、その情報の波及効果が期待されること、行政と特定の市民間のやり取りが他の人々に対しての広報にもつながること、国内外への情報発信にも利用できることなどがあり、今後の情報化の流れなどを踏まえて、川崎市において、もっと積極的に活用していくべきである。

具体的には、次の図のような仕組みを提案する。双方向性を活かすために、現状では「発言に

に対する応答はしない」としているアカウント運用ポリシーを変更し、利用者の質問や意見などに応えられる環境を整備する。また、発信する情報に適したターゲットを設定し発信方法を分析・工夫し、利用者には「当事者感」を与えることが有効である。なお、管理・分析ツールは、広報が効果的であったかを確認する手段としても利用することができるため、さまざまなソーシャルメディアの特性を整理し、発信する情報の内容とタイミング、手段を間違えないように事例を積み重ねることが必要である。

加えて、発言内容の信ぴょう性の確保や、勉強会やボランティアなどの活用で、ソーシャルメディアを利用しない人々への対応も考慮し、利用にとまなうリスクを踏まえて、目的や考え方を明らかにするなど適切な準備を行う必要がある。なお、現在、これらはソーシャルメディアが有用であると考えられるが、今後新たな媒体で利用者が拡大し、行政サービスとの連携が可能である場合は、随時、より有効的な広報メディアを活用するべきである。

広報の「目的」は、「行動促進」である。ここまで述べてきたソーシャルメディアの活用はあくまで「手段」である。既存の広報誌なども総合的に活用し、今後は、より戦略的な効く広報「効報」を実践することを改めて強調したい。必要な情報が、必要な人々に的確に伝わり、対象者の行動変化を起こす広報の在り方、それを本研究の提案とする。



# 派遣は突然に

経済労働局商業観光課(大田区派遣) 清田 祐介



## 1 はじめに

平成25年度の末、突然庶務係長に呼ばれた私は、何かやらかしたのだろうかと思いながら別室に赴き、庶務課長から派遣の話を抑せつかった。なるほど、そんな異動もあったな、という感想であった。

というわけで私は平成26(2014)年4月から平成28(2016)年3月までの2年間の予定で経済労働局商業観光課から大田区に派遣され、産業経済部産業振興課の産業振興担当として勤務している。執筆時点ではまだ派遣期間の途中であるが、大田区職員として約1年半在籍し、経験した事、気づいた点について書きたい。

## 2 大田区について

### (1)大田区の概要

大田区は多摩川を挟んで川崎市に隣接する自治体であり、羽田空港、臨海部等の工業地帯、多数の商店街や田園調布等の高級住宅地と、東京の縮図とも言われる多様性を持ったまちである。ちなみに、人口、面積共に川崎市の半分くらいの規模である。

「大田区」の名は、昭和22(1947)年に大森区と蒲田区が合併した際に、一文字ずつ取ったもの。23区の中では面積が60.66km<sup>2</sup>で1位(羽田空港が1/4を占める)。加えて、工場数及び工場従業員数、商店街数(147)、公衆浴場数(45)は、都内の市区町村中1位であり、「産業のまち」と言える様相を示している。

平成25年度には川崎市と産業連携に関する基本協定を締結し、それに基づき、連携したセミナーの実施、医療機器展示会MEDTECへの共同出展、ちよい呑みキャンペーンや銭湯アプリ作成等の様々な連携事業を行っている。

### (2)産業振興課

私の所属する産業経済部産業振興課は、町工場、商店街や公衆浴場への補助金等による支援、農地転用や野菜と花の品評会の実施、融資の利子補給といった経済系の事業を一課で担当している。

また、外郭団体の公益財団法人の産業振興協会には区から職員が複数派遣されており、経営相談、商談会、受発注相談等の支援を行っており、区と連携して事業を行っている。

### 3 浴場連携事業実行委員会とアプリ開発

派遣1年目は、商店街支援( 糺谷、羽田、六郷、東蒲田、南蒲田地区担当 )、公衆浴場支援、大田・川崎浴場連携事業の事務局、商店街装飾灯( 街路灯 )制度等を担当した。この1年で一番印象深かった仕事は、川崎市との産業連携協定に基づいて設立した、「大田区・川崎市浴場連携事業実行委員会」の事務局として実施した銭湯アプリ、「さくっと銭湯マップ」の開発である。



浴場連携事業で作成したアプリ「さくっと銭湯マップ」

#### (1) 浴場連携事業について

前述のとおり、大田区と川崎市の産業連携協定に基づいた事業として、工業や観光と並行して実施した事業である。大田区にも川崎市にも浴場組合があり、それぞれ紙の銭湯マップを発行しているのだが、多摩川を挟んだ反対側はそれぞれ空白になっている。せっかく連携するのだから両方を掲載したマップを作って、多摩川を挟んだ交流を行い、スタンプラリーをやりようという趣旨で、企画された。

#### (2) なぜアプリか

当初は単純にマップを作ってスタンプラリーを行う予定であったが、川崎の浴場組合から、「浴場の利用者は高齢者が多いため、新規顧客として若い人を取り込むため、紙のマップではなくスマートフォン用のアプリを作りたい」という声上がり、大田区の浴場組合も賛同したものである。各浴場組合ではホームページは作っているものの、アプリ作成については未経験。また、予算もマップの印刷費用とスタンプラリーの経費のみである。しかし、浴場組合がすでに業者に提案を頼んでいたため、それをもとに検討する事になった。

#### (3) 実行委員会の結成

各業者から提出された提案書を確認したとこ

ろ、仕様は見事にバラバラで、マップの有無、スタンプラリー費用、ランニングコスト等が記載されていたりいなかったりと比較検討が難しい内容であった。

そこで、仕様を明確にするとともに、新しいアプリ業者を探して提案数を増やし、コンペ形式で再度提案してもらい、業者を正式に決定した。

それとともに、大田区、川崎市、大田浴場連合会、川崎浴場組合連合会の4者による実行委員会を立ち上げた。行政が入ったイベントの実行委員会は例があるが、複数自治体が関わりあうケースの知見はなかったため、会長の決め方、事務局体制や規約の作成について新たに検討した。

#### (4) アプリの開発

その後、月に2回の会議を行いながら、具体的なアプリの内容を検討し、大田区と川崎市の全浴場が検索でき、マップ上で見られる事、アプリを使って両自治体の連携要素とバトル感が感じられるスタンプラリーが出来る事、という内容に固まった。また、コラボ要素として、風呂桶のケロリンとも関連の深いケロロ軍曹とコラボする事になった。

アプリのプログラムを行うのは業者なので、方針さえ決めればお任せ出来るかと思いきや、アプリ内で使用する地図、浴場の名称や位置等の確認、広報物の内容チェック、コラムの執筆等、ほぼ毎日の作文や校正作業があった。

結局アプリを作ると言っても、内容の確認は通常のマップや冊子を作るのと同じで、紙に打ち出し



ケロロ軍曹出演のPR動画の撮影風景

て人間が校正をするしかない、という極めて当たり前のことが実感として解り、良い教訓となった。

#### (5) 日本工学院の協力

蒲田にある日本工学院専門学校には、普段から大田区も浴場組合も協力を頂いていた縁があり、今回の浴場連携事業についても協力をお願いしたところ、実行委員会のロゴマークの作成、アプリ内で使用するアプリの使い方PR動画の撮影、記者発表会の会場としてのスタジオの提供等、様々な面でご協力をいただいた。

#### (6) メディア対応

11月に日本工学院で実施した記者発表には沢山のメディア関係者でにぎわった。また、その後もほかのメディアからも個別に取材を受ける機会があり、結果としてテレビ、新聞、雑誌、Web記事等たくさんのメディアに記事として取り上げられ、良いPRになった。

特に11月26日近辺には、いい風呂の日のゴ口合わせのために、夕方に連絡が来て、その日中に素材の画像を提供して、浴場での撮影の段取りをセッティングするなど、至急の対応が多かった。



日本工学院のスタジオにて記者発表会

また、ケーブルテレビ会社、J:COM大田の「シティニュースおおた」という番組にPRのため生放送で出演させていただいたが、当日に原稿案を受け取り、直前の打ち合わせ中に修正して本番で話すという初体験にしては中々のハードさであったが、これも良い経験になった。

#### (7) アプリの公開

12月にはついにアプリを公開する事が出来た。正式版が自分のスマホで動くのを見たときには感動したことを覚えている。

同時にスタンプラリーも開始した。スタンプラリーのルールは、大田区を5エリア、川崎市を5エリアに分け、両方のエリアの銭湯すべてを回って、QRコードを読み取ると、抽選でケロロ軍曹のタオルが当たるというものである。さっそく実行委員会のメンバーで回ってみたが、どこでもいいから10回入るといふのであれば比較的楽だが、両自治体10エリアを約3か月の期間内に回るといふのは、端から端まで回る事になり、想像していたより大変であった。ただ、回る事により地理の理解につながった事は良かった。

終了後の成果を見ると、ダウンロード件数は3,258件、スタンプラリーによる浴場の利用回数は大田1,137回、川崎1,426の計2,563件であった。

#### (8) 終わりに

事業を終えて思った事は、前向きに活動する人と一緒に仕事をするのは非常に楽しくやりがいがあるという事である。実行委員会のメンバーの皆は、アイデア・意見を出すだけでなく、自主的にツイッター担当やフェイスブック担当として動き、知り合いのメディア関係者への売り込み、駅長へのポスター掲示を頼み、都庁記者クラブへ投込むなど、自分が必要と思う事を実施するところを見て、その行動力に学ぶところが多かった。

## 4 プレミアム付き商品券について

#### (1) 大田区のプレミアム商品券について

1年間が終わり、担当替えが行われた。大田区2年目の業務としては、商店街担当と併せてプレミアム付き商品券の発行を担当する事になった。

ご存知の方が多いと思うが、地方創生本部による緊急経済対策の交付金を活用した事業で、全国の市区町村で実施されているものである。

大田区では、都内で1番初めに発行する事と、歳末商戦に間に合わせる事の両方を目指した結果、4月と10月の2回に分けてプレミアム付き商品券を発行する事とした。なお、大田区では、商店街振興組

合連会が通年で「区内共通商品券」を発行しており、プレミアム付き商品券についても区の予算で発行した実績がある。

## (2) 第1回目発行

4月発行分は、総額7億5千万円を先着順で販売した。販売所として、区内全郵便局及び商店街と大型店を設定した。

区報やホームページ、ポスター等で周知し、販売日当日を迎え、朝の郵便局に現地確認に行ったところ、販売所には10名くらいが並んでいるだけで、さしたる混乱もない様子であった。その後、商店街、駅ビルも見に行ったところ、駅ビルでは多少の混雑があったが、全体的には混乱は見られなかった。

安心して職場に戻ったのだが、昼くらいから「売切れで買えなかった、どこで買えるのか。」という問い合わせをたくさん頂く。なお、販売日初日の一斉販売ではなく、催事等に合わせて販売する販売所もあったため、問い合わせに対して他の販売日の販売所も案内したのだが、後の販売になればなるほど少なくなった販売所に人が集中し、長時間の待機列を生む結果になった。結果、ほとんどの売り場において販売日初日に完売した。

プレミアム商品券の発行実績があり、大きなトラブルもなかったという事から、当初は大きな心配をしていなかったものの、過去に実績のあったプレミアム率1割のプレミアム商品券と異なり、今回はプレミアム率2割の商品券とした事で魅力が増し、また、地方創生関係のメディアでの露出により、認知率が高かったことなどから人気が出たと思われる。

## (3) 第2回目発行

第1回目の販売においては、苦情は数多く来たものの、大きなトラブルは無く、概ね順調に販売は終了したのだが、様々な意見が寄せられたこと、改善箇所も明らかになったことから、10月に販売開始する第2回目の発行についての検討を重ねる事となった。

まず、1回目の販売で多く寄せられた、「長蛇の列には並べない人にも購入の機会を設けるべき」という意見に対応するため、75歳以上、要介護・要支援者、障害者手帳をお持ちの方、難病医療費受給者の4者に限定した事前予約販売を設定、専用はがきによる申込と、抽選を行うこととした。

また、先着順で販売する一般販売は4月と同様に実施する事としたが、長時間並んだのに購入できない人をいかに減らすかを考えた。人によって購入枚数が異なるため、管理は難しいが、販売所の割り当て冊数(例えば1,000冊)を一人当たり最大購入冊数(20冊)で割れば、必ず買える人数(50人)が算出できるため、その方には青い整理券を、その後の半数には黄色い整理券を配布し、黄色い券の方には「買えない事があります」と記載する事で、視覚で解りやすく表示を行うなどの工夫をした。

結果、10月の第2回販売では、これらの工夫により、4月の実施に比べて待機列や苦情も少なくなり、スムーズに事業を進めることができた。

## 5 終わりに(その他の連携について)

大田区では、このほかに、街路灯の電気料金の制度改定、街路灯LED化の上乗せ補助の制度設計、公衆浴場の耐震補助制度の設計、買物弱者支援の調査など、様々なやりがいのある事業を任せていただいた。

また、仕事以外にも様々な交流をさせていただいた。例えば、毎週金曜日には様々な部署の人が集まるランチ英会話の会に参加している。

また、川崎市制90周年記念の多摩川リバーサイド駅伝には部長を筆頭に大田区産業経済部チームを作り、川崎市職員メンバーと一緒に走り、皆で飲み会にも一緒に参加をした。

加えて、大田区で毎年8月に開催している花火の祭典には、川崎市側から両都市の職員で一緒に鑑賞するなどの交流を行った。こういう草の根の交流により、更に交流が深まったと思っている。

同じ自治法を根拠にしながらも、事業の進め方には様々な方法があるという事を感じたことで自分の中に少し考え方の幅が出来たように思う。また、交流で深めた人間関係をこれからも続ける事で、今後も色々相談が出来るようにしていきたいと考えている。

# 国の規制・制度改革政策に触れて



総合企画局都市経営部企画調整課 塩畑 博章

## 1 はじめに

私は、平成25(2013)年4月から平成27(2015)年3月までの2年間、内閣官房地域活性化事務局(平成27(2015)年1月20日から内閣府地方創生推進室に統合)に行政実務研修員として派遣されていた。派遣研修期間中の業務内容や派遣研修を通じて感じたことなどについて述べることにしたい。

## 2 派遣先の組織について

内閣官房地域活性化統合事務局は、国・地方が一体となった地域活性化の取組を主な業務として、事務局全体で約130人、うち70人ほどが自治体から、20人ほどが民間企業からの派遣者で、残り40人ほどが国土交通省や経済産業省など各省庁からの出向者で構成されている。国の職員は主に課長補佐級以上で、基本的な実務は自治体・民間企業からの派遣者が中心に行っている。

なお、平成27(2015)年1月20日に内閣府地方創生推進室に改組となり、新たに地方創生に関する事務についても所管することとなった。

## 3 具体的な業務内容

派遣研修先では、地域活性化に関する業務のうち、本市も活用している総合特区制度や国家戦略特区制度など特区制度の総括担当として、基本方針の作成・改正や国会質疑対応、関係府省庁との調整などを行うとともに、担当する特区の計画作成や会議開催に関する関係自治体との調整などを行った。

特に、派遣研修開始当初に閣議決定された成長戦略(「日本再興戦略」)に、国家戦略特区制度の創設が盛り込まれたことから、同制度の創設・運営が派遣期間中の主たる業務となった。

### (1) 国家戦略特区制度の創設

国家戦略特区は、平成25(2013)年4月に産業競争力会議で制度の創設の提案がされ、同年5月に設置した5名の外部有識者からなる国家戦略特区ワーキンググループにおいて、その具体的な制度設計を行い、同年12月の臨時国会において国家戦略特別区域法が成立し制度化されたものである。

国家戦略特区制度の目標については、同法に基づき作成した国家戦略特別区域基本方針におい

て、次の2点を掲げている。

「平成27年度末までを集中取組期間として、永年にわたり改革ができていないような、いわゆる「岩盤規制」全般について速やかに検討を加え、規制・制度改革の突破口を開く」こと  
 「居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成」、「医療等の国際的イノベーション拠点整備」といった観点から、特例的な措置を組み合わせることで、「世界で一番ビジネスのしやすい環境」を創出し、民間投資が喚起されることで、日本経済を停滞から再生へとつなげていく」こと

このような趣旨の下、国家戦略特区制度は始まった。

## (2) これまでの特区制度との相違

法案の国会審議においては、当然ながら既存の特区制度との違いや特徴等についての質疑が想定されたことから、こうした点について、法案作成過程で整理を行った。

既存の特区制度として、構造改革特区制度と総合特区制度がある。構造改革特区は、地域の実情に合わなくなった国の規制を地域限定で改革することにより、地域を活性化させることを目的として平成14(2002)年に創設されたものである。

この構造改革特区が規制の特例措置のみを認めるものであったのに対し、総合特区は規制の特例措置に加え、税制・財政・金融上の支援措置もあわせて活用することで、指定された地域の活性化または国の経済成長のエンジンとなる拠点の形成を図ろうと平成23(2011)年に創設されたものである。

これら2つの特区制度は、支援措置のメニューに相違点があるものの、各地域からの発意により、規制・制度改革及び地域の活性化を進めていこうとするところに共通点があった。また、規制・制度改革の実現に当たっては、実務者レベルでの協議を主とするなどボトムアップ形式の手法が採られた。

一方、国家戦略特区は、前述のとおり、成長戦略の実現のための規制・制度改革の突破口として位置付けられるなど、国が主体的に取り組むことが示されており、内閣総理大臣を議長とする国家戦略特別区域諮問会議や、担当大臣・自治体の首長・民間事業者の代表者で構成する区域会議などによるトップ

ダウンでの規制・制度改革に向けた手法が採用されている。あわせて、国家戦略特別区域諮問会議や国家戦略特区ワーキンググループなど外部有識者を参加させることにより、改革の実現性を高めている。

また、支援措置のメニューについては、民間投資を喚起して経済成長を図るという観点から、総合特区制度にあった財政措置は盛り込まれていない(規制の特例措置、税制・金融上の支援措置)。

## (3) 実現した規制・制度改革

こうした手法の導入により、最初の改革事項として、平成25(2013)年12月に成立した国家戦略特別区域法にいくつかの規制・制度改革が盛り込まれた。主なものとして、高度な医療を提供する場合に既存の基準病床数に加えて医療機関の開設・増床を認める医療法の特例、公立学校運営の民間開放に関する規定(1年以内の検討及び必要な措置)、農業生産法人の役員要件の緩和を認める農地法等の特例などがある。いずれも、これまで構造改革特区などで提案されてきたものの実現に至っていなかった規制・制度改革事項であり、国家戦略特区ワーキンググループを中心に協議を進め、実現したものである。

また、これらの規制・制度改革を活用する区域として、平成26(2014)年5月に、本市を含む医療や国際ビジネス拠点としての東京圏や関西圏、農業改革拠点としての新潟市、兵庫県養父市など6区域が指定された。国家戦略特別区域法の施行後における追加の規制・制度改革については、国家戦略特区ワーキンググループで引き続き議論したほか、区域ごとに設置する区域会議での提案を踏まえながら、国家戦略特別区域諮問会議でも議論され、平成26(2014)年10月にとりまとめられた。

この際の主なものとしては、創業人材等の外国人の受入促進のための在留資格の要件緩和、法人設立手続の簡素化・迅速化のための登記等の申請窓口の集約(ワンストップセンターの設置)、保育士不足解消等に向けた地域限定保育士制度の創設(保育士試験の複数回実施)などがある。

私の担当した新潟市や養父市などからは、農業改革拠点として、前述した農地法等の特例に加え、農業生産法人の出資要件の緩和や、農業等に従事する高齢者のシルバー人材センターでの就業時間規

制の緩和等の提案があり、また、東京圏からは医療分野での規制改革提案が多くあり、こうした提案における関係自治体・関係省庁との調整や、国家戦略特別区域諮問会議・区域会議等の会議運営などを行った。なお、上記の養父市の提案については、平成26(2014)年10月の規制・制度改革事項のとりまとめにも盛り込まれ、法律上の特例として措置されている。

こうして措置された各規制・制度改革を活用した事業は、区域会議で作成する国家戦略特別区域計画に記載され、内閣総理大臣の認定を受けることで始めることができる。平成27(2015)年10月20日現在で認定を受けている事業は、9区域(愛知県など3区域は平成27(2015)年8月28日追加指定)合計で109事業となっており、各区域において事業化が進められている。

#### 4 考察

国家戦略特区制度は、既存の特区制度での成果を踏まえながら制度設計がなされてきた。そのため、規制・制度改革の実現という観点から見れば、総合特区制度では、指定区域が48区域のところ、総合特別区域法施行後の法律改正による規制・制度改革事項が3件のみであるのに対し、国家戦略特区制度では、指定区域が9区域のところ、国家戦略特別区域法施行後の同事項が19件と大きく上回っており、トップダウンによる会議運営や外部有識者の参画など、制度設計の効果が現れているものと考えられる。

一方で、各区域の自治体や民間事業者から提案のあった規制・制度改革事項は、いわゆる「岩盤規制」といわれるものを重点的にとりまとめてきており、その他に実現していないものも多くあることから、今後は、そのような規制・制度改革の掘り起こしをすることで経済成長につなげていくことが期待されるとともに、規制・制度改革による投資・経済効果等の具体化・見える化が重要となってくる。

本市との関連では、先端産業分野における制度活用の検討だけでなく、今後急速に進む少子・高齢化への対応の中で生じる課題に対し、必要に応じて制度を活用していくこともありうると思う。

#### 5 おわりに

2年間の派遣研修の中で、現状に対する課題の洗

い出しや改革の方向性の整理、また、それに向けた関係自治体・関係省庁との連絡調整、国会質疑対応など、業務に忙殺されることもしばしばあったが、外部に出ることで非常に貴重な経験をすることができたと考えている。現在の職場においても、総合計画の策定における関係局との連絡調整の業務などに活かしていきたい。

また、派遣先の上司や同僚、関係のあった他省庁や自治体の職員など、派遣研修によって多くの知り合いを持つことができたので、川崎市に戻ってからも情報収集や情報発信などを行うことによって、今後の業務に活かしていきたい。

ほかの自治体・団体などの取り組み紹介

# 「福島県の風評・風化対策」

～川崎市を始め全国の皆さんの御支援に感謝し、  
復興に向けた挑戦を続け、福島の農産物や観光の  
魅力を発信し続ける～



福島県風評・風化対策監 野地 誠

## 1 福島県の魅力 ～自然・伝統・食～

福島県は雄大で美しい自然の宝庫だ。例えば、春は美しい花が咲き誇る福島市の花見山、夏は尾瀬、秋は磐梯吾妻スカイラインなどの紅葉、冬は会津の雪景色。そして太平洋。あるいは、五色沼とって五つの色によって彩られる湖沼群や猪苗代湖。そしてあぶくま鍾乳洞などさまざまな美しい自然環境がある。

また、江戸時代の宿場町である大内宿や鶴ヶ城。そして500余りの騎馬武者が勇壮な戦国絵巻を繰り広げる相馬野馬追などさまざまな歴史と伝統が受け継がれている。

さらに、135か所の温泉があり、各地に美味しい郷土料理や食べ物がある県だ。特に、日本酒については、全国新酒鑑評会で、3年連続金賞受賞数日本一に輝き、全国有数のおいしい酒処という評価を得ている。

## 2 東日本大震災と原発事故

このような福島を劇的に変えてしまったのが、平成23(2011)年3月11日だ。最大で震度6強、県全体が地震により大きな被害を受けた。また、津波が沿岸

全体に押し寄せ、多くの地区が壊されてしまった。地震の被害、そして津波の被害、この両方を、今、乗り越えていこうということで、復旧を進めている。

これらに加えて、東京電力福島第一原子力発電所の事故が発生した。発電所の1号機、3号機、4号機が、3月12日、14日、15日、この3日間にわたって水素爆発を起こした。これによって今、福島県が抱えている1番重い傷跡ができたと言っても過言ではない。

地震・津波に加えて、この原子力災害、これをどう乗り越えるか、それが我々に、今、課された試練だ。福島県は、原発事故により、日本で初めて避難区域が設定された。この地域では、多くの方々が、自分の家に住んで、自分のコミュニティをもって、働いたり学校に行ったり、普通の生活をしていたが、この4年9か月以上の間、その当たり前の暮らしを送ることができないでいる。

こういった影響を受けて避難している方は、ピーク時は16万4千人であったが、今は、10万人余りとなっている。うち約4万6千人の方が、北は北海道から南は沖縄まで、全都道府県に避難している。川崎市の皆さんをはじめ、多くの方々に支えられて避難生活を送っている。

### 3 風評・風化対策

#### (1) 風評・風化対策強化戦略策定

震災と原発事故からの復興には、被害者の生活再建や環境回復など避難地域でのさまざまな問題、教育旅行者数の減少や風評の影響が残っているなど、多くの課題があり、福島県に落とした影は非常に大きい。

課題の一つに「風評・風化対策」がある。この風評・風化の問題は非常に根深く、なかなか特效薬がないという難しさがあるが、対策の強化に向けた方向性や特に強化していく取り組みなどを検討し、今年9月に「風評・風化対策強化戦略(第1版)」を取りまとめた。

この戦略の目指す姿は、平成29年度までに農産物の価格、観光客の入込数等が震災前の水準まで回復すること、「ふくしまブランドの再生・構築の土台がつかられている」「ふくしま」としている。

特に強化すべき取り組みとしては、「県産品の販路回復・開拓」、「観光誘客の促進」、「教育旅行の

回復」、「国内外への正確な情報発信」があり、市町村や国と連携し、県外の自治体や企業・団体の皆さんに共感の輪を広げ、風評払拭と風化防止に取り組んでいく。

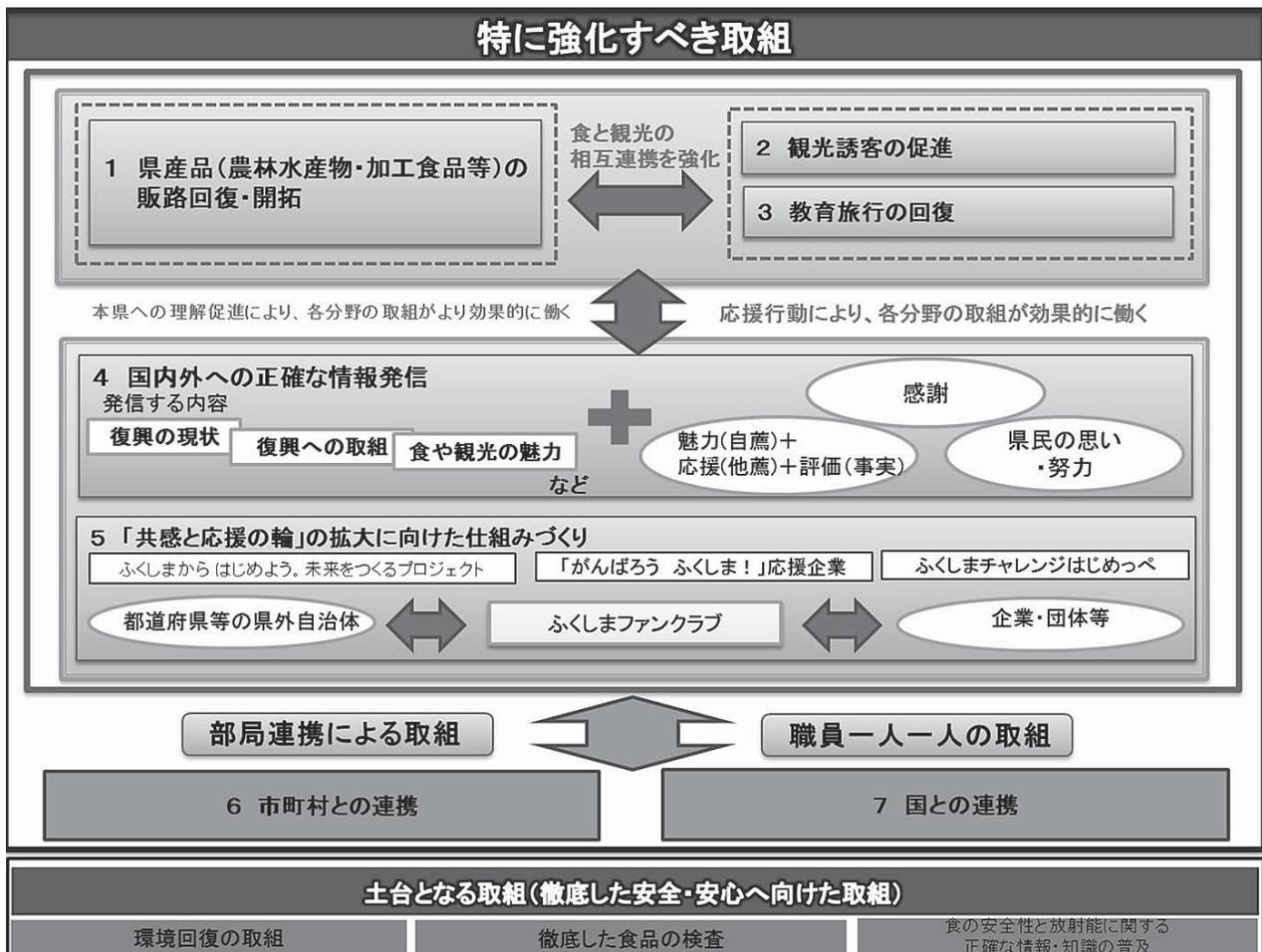
#### (2) 農林水産業における取り組み

##### 農林水産業の現状

福島県は、農業県であり、第一次産業は基幹産業だ。その農業が、震災、特に原発事故によって大きく傷ついている。平成24(2012)年には、約2千3百億円の産出額だったが、大きく落ち込み、徐々に回復はしているが、まだ震災前の水準には到底届いていない。さらに、林業、水産業についても落ち込んだままである。価格面でも、福島県の名産である桃やアスパラ、牛肉の価格は震災前や全国平均と比べて、低いのが現実である。

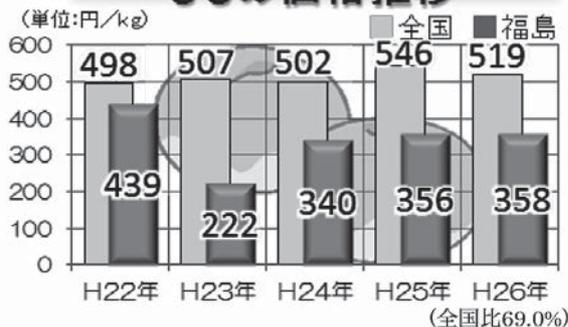
##### 農林水産物の検査体制

当然、検査をして安全なものだけを市場に出しているが、福島県産ということだけで、ためらってしまう

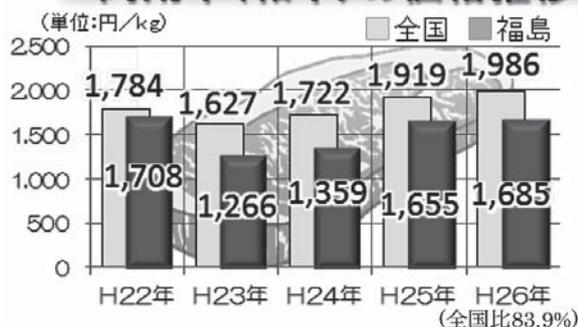


(出典:福島県風評・風化対策強化戦略(第1版))

### ももの価格推移



### 肉用牛(和牛)の価格推移



(出典:東京都中央卸売市場ホームページ市場統計情報)

方が、まだまだいるのが現実だ。風評への対策として、この4年間続けてきたことは、まず、農地の除染である。表土を除去し、反転耕をし、果物については樹皮を綺麗に洗う。こういった対応をして、実際の作物に放射性物質を移行させないような対策を懸命に進めている。

また、生産段階、加工段階、流通・販売段階の各段階において検査を行うことによって、食品の安全性を確保しており、安全なものだけを出荷している。

お米は、「全量全袋検査」を行っており、県内全域のすべての米袋を検査している。約1,100万袋、これだけの量を、新米の時期に速やかに検査をするの

は、大変な労力である。しかし、こういった取り組みを確実にいき、皆さんに安全だということを理解していただくことが重要であり、この全量全袋検査を進めている。その結果、昨年度は、除染などの対策をせずに生産した農家の2袋を除いてはすべて基準値を超えたものはなかった。また、野菜、果実、畜産物では、基準値を超えるものはなかった。つまり、放射性物質が問題になるものは無かったということである。先ほど説明した農地の除染、カリウムをまくなど、生産者の皆さんの努力がここまで実ってきたという実感がある。

### 県産農林水産物のモニタリング等状況

県産農林水産物は、出荷前に検査を実施している。基準値を超過した場合には、品目ごとに市町村単位で出荷が制限されるため、流通している農林水産物は安全性が確認されている。

種別	検査数	基準値超過数	超過数割合
玄米(H26年産)	約1,100万件	2件	0.00002%
野菜・果実	5,850件	0件	0.00%
畜産物	4,867件	0件	0.00%
栽培きのこ	835件	0件	0.00%
山菜・野生きのこ	729件	25件	3.43%
水産物	9,688件	75件	0.77%

(平成26年4月1日～27年3月31日) ※「玄米」のみ、平成26年8月21日～平成27年7月23日

福島県内全域の全ての米袋を検査



福島県の全量全袋検査体制

ここで、福島県産農林水産物の検査体制については、下記Q&Aを参照してほしい。

～食品と放射性物質のQ&A～

Q:福島県産の米の検査はどのようなものですか？

A:平成24年度より、玄米は全量全袋検査を実施している。

ベルトコンベア式の検査機器を導入し、出荷される全ての米の検査が行われている。毎年1,000万袋以上検査しており、出荷できなかったものは平成26年産米では除染などの対策をせずに生産した農家の2袋だけである。

Q:福島県産の牛肉は大丈夫なのか？

A:全頭検査することにより安心と安全を確保している。

出荷する全ての牛を対象に放射性物質検査を行っている。検査の結果、基準値を超過した牛肉は隔離処分され市場には流通しない。また、牛肉を生産段階から管理するため、県内の肉牛農家へ定期的に立入調査を実施し、飼料の管理を徹底するよう指導している。

Q:福島県の水産物は大丈夫なのか？

A:安全性を確認された魚介類のみが販売されている。

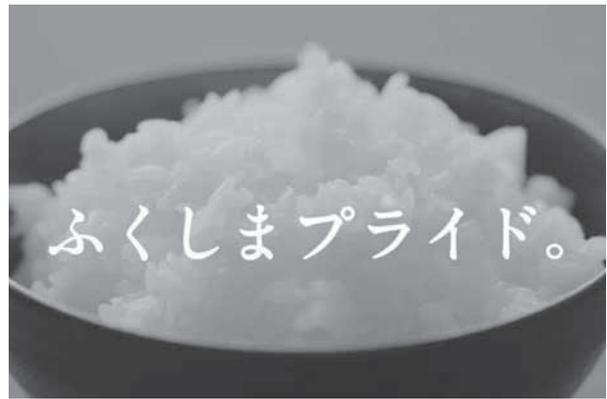
原発事故以降、福島県の沿岸漁業及び底びき網漁業は操業を自粛している。平成24(2012)年6月からは試験操業を行い、基準値を大幅に下回るミズダコ、ヤナギダコなど58魚種に拡大している。これらは、出荷前に漁協が検査を行い、安全性を確認しているので、安心して食べることができる。

(出典:福島の今を知る第3版)

### ふくしまプライド

福島県産農林水産物の高い品質やおいしさという食べ物本来の魅力に加え、新たに、たゆまぬ努力と愛情を注ぎ栽培する生産者の誇りを「ふくしまプライド」という新たなコンセプトにより全国に配信している。本県を代表する農林水産物の旬に合わせた時期をとらえ、県内、関東を中心にテレビCMを放送している。

また、「ふくしまプライド。」を活用して、テレビCMに合わせ、新聞等の他の媒体と組み合わせた広報



を実施し、統一感のある発信を行っている。

福島県では、県外の多くの方に安全確保の取り組みを正確に発信しようとしている。徹底した検査をしていることや、検査で基準を超えたものが出た場合には決して市場には出さない。こうした正確な、正直な情報発信を続けていくことしか、本当の意味での風評払拭にはつながらない。これからも、こうした地道な取り組みを続けていきたいと考えている。

### (3)観光の再生に向けて

#### 観光誘客

次は観光の再生に向けた取り組みである。震災以降、福島県を訪れる観光客は激減し、平成23(2011)年は61.6%まで大幅に落ち込んだ。その後、徐々に回復し平成25(2013)年には大河ドラマ「八重の桜」などの効果もあり震災前の84.5%まで回復した。また、今年4月から6月にかけて実施した国内最大規模の観光キャンペーンである、ふくしまディスティネーションキャンペーンの効果もあり、今年4月から7月までの観光客入込数は約1,358万人(観光客入込数速報値から推計)となり、前年同期比112.2%となり、明るい光が見えてきていると感じている。今後は、来年4月からのアフター・ディスティネーションキャンペーンに向けて、今回磨き上げた魅力ある観光素材やおもてなしの心を地域に定着させ、観光の再生をさらに進めていきたい。

#### 教育旅行

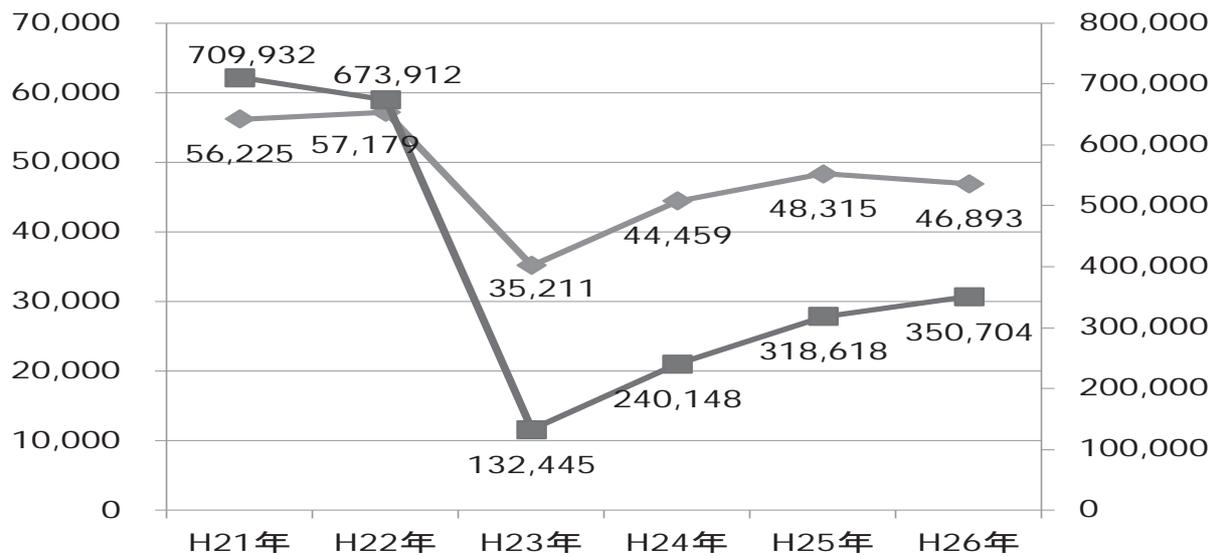
特に課題となっているのが「教育旅行」だ。福島県ではこれまで、会津地方を中心とした歴史学習や豊かな自然環境を生かした体験学習を推進し、延べ宿泊者数で年間70万人を超える子どもたちを受け入れてきた。

しかし、震災及び原発事故による風評などの影響

福島県観光客入込と教育旅行の状況

(千人:観光客入込)

(人泊:教育旅行)



(観光客入込は暦年、教育旅行は年度で集計)

(出典:平成26年度福島県教育旅行入込調査報告書)



により平成23年度は約13万人まで減少した。平成26年度は約35万人まで回復したが震災前(平成21年度)の49.4%にとどまり、福島県の教育旅行を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある。

教育旅行の回復には、学校や保護者の御理解が必須と考えており、現在、各学校を訪問しながら、本県の状況を説明するとともに、学校や旅行会社などを対象としたセミナーを開催するなど教育旅行の受け入れ支援に積極的に取り組んでいるほか、震災を経験した福島ならではの教育旅行プログラムの開発などにも力を入れている。

福島県の教育旅行はココが違う!!

「旅育」・・・旅を通じて未知の世界や人々との出会い、知的好奇心や感受性を育てること。福島県では、この「旅育」を通し、子どもたちが自ら考え、気付き、行動する「生きる力」を育むために、学習効果の高い体験プログラムを用意して、教育旅行を強力にサポートしている。

出前講座・・・福島県内で教育旅行を実施する際

の事前学習として、現地のスタッフが学校へ訪問し、体験プログラムの説明を行ったり、児童・生徒の皆さんの疑問や質問にお答えする出前講座を実施している。

ワンストップ窓口・・・福島県内の教育旅行に関する資料の問い合わせや情報収集は、ワンストップ窓口にいつでも連絡を。モデルコースの提案や、民泊受入窓口など、スムーズに手配ができるようご案内します。視察や下見についてもお気軽にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

公益財団法人福島県観光物産交流協会  
〒960-8053  
福島県福島市三河南町1-20  
(コラッセふくしま7階)  
TEL 024-525-4024  
FAX 024-525-4087  
Mail tabiiku@tif.ne.jp  
ふくしま教育旅行  
<http://www.tif.ne.jp/kyoiku/>

4 ふくしまの酒

全国新酒鑑評会金賞受賞数3年連続日本一!!

福島県産酒は、平成26年酒造年度の全国新酒鑑評会において、入賞酒に28銘柄が選ばれ、その中

から特に品質の良い「金賞」に24銘柄が輝いた。

また、7月にイギリスのロンドンで開催された「IWC(インターナショナル・ワイン・チャレンジ)2015」の「SAKE部門」において、「チャンピオン・サケ」(最高賞)に「会津ほまれ 播州産山田錦仕込 純米大吟醸酒」が選ばれた。

さらに、9月には、市販酒を対象としている品評会「SAKE COMPETITION2015」において、純米大吟醸酒部門で「会津中将 純米大吟醸 特醸酒」が1位に輝いた。福島県の酒蔵の1位獲得は2年連続で、福島県産酒の品質の高さを示している。

このように、日本で、そして世界で認められている「ふくしまの酒」をぜひ味わっていただきたい。

震災と原発事故から5年目を迎え、これまで福島県は国内外の多くの方に支えていただきながら、復興の道を歩んできた。これまでにいただいた皆さまからの数多くの支援に対して感謝を申し上げたい。環境回復や新たなICT産業などを創出するための研究開発拠点が開所するなど復興への歩みは着実に進んでいる。多くの方々に、ぜひ実際に福島に足を運んでいただき、福島県産品を食べていただき、福島の今を見ていただき、そして、福島を感じていただきたい。皆さんの思いが福島県の復興を進めていく原動力になるので、今後も引き続きご支援をお願いしたい。



平成26年酒造年度の全国新酒鑑評会において「金賞」に輝いた24銘柄

福島県産酒は、日本橋ふくしま館MIDETTE(ミデッテ)や八重洲観光交流館でお買い求めを。

#### 日本橋ふくしま館MIDETTE

東京都中央区日本橋室町 4-3-16  
柳屋太洋ビル 1階  
電話 03-6262-3977  
JR「新日本橋駅」より徒歩1分  
東京メトロ「三越前駅」より徒歩3分  
営業時間 平日 11:00 ~ 20:00  
土日祝日 11:00 ~ 18:00

#### 八重洲観光交流館

東京都中央区八重洲 2-6-21  
三徳八重洲ビル 1階  
電話 03-3275-0855  
JR「東京駅」八重洲南口より徒歩3分  
東京メトロ「京橋駅」より徒歩3分  
営業時間 11:00 ~ 19:00

ほかの自治体・団体などの取り組み紹介

# 故郷を離れて暮らす 東北の子どもたちへの 学習支援

～東日本大震災から考える“ふるさと”～



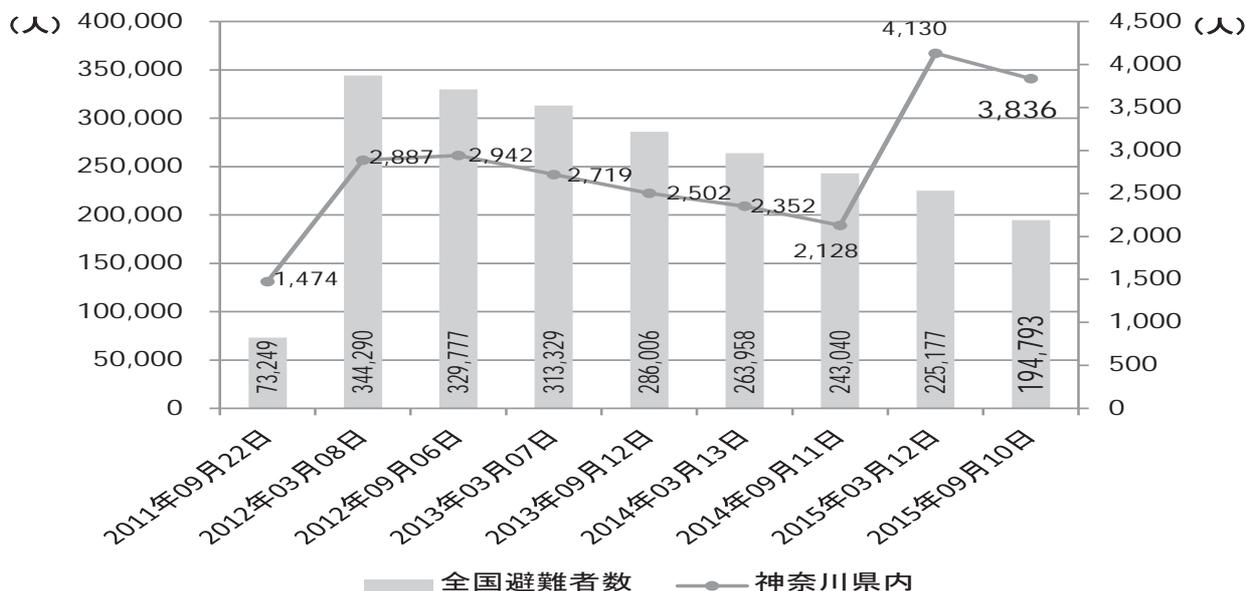
香川大学地域連携戦略室特命准教授 **鈴木 健大**

## 活動の継続の源

「大学に行くのはあきらめる」。平成23(2011)年5月、開設したばかりのとどろきアリーナ避難所内「とどろき学習室」で、高校1年生の彼女はそう言い残して避難所を出ていった。開設の協力をいただいた慶應義塾大学の先生と私とで折半して英和辞書を買ひ、着のみ着のまま避難所で生活していた彼女にメッセージを付けて

持たせた。そのときの無力感とやり場のない憤りは今も活動を続ける原動力の一つになっている。

平成27(2015)年9月29日付復興庁発表資料によると、東日本大震災から4年半が経過した現在も全国に約19万5千人、神奈川県には約3,800人の人々が震災による避難生活を続けている(図1)。



「とどろき学習室・よこはま学習室」は、神奈川県で避難生活を送る主に中高生を対象とした大学生たちによる学習支援のプロジェクトだ。学習室は東北の子どもたちに進学や学校授業のサポートの機会をつくるとともに、大学生たちと子どもたちとの居場所をつくり、子どもたちに生きる力と将来の夢を持ち続けてもらうことを目的にしている。始まりは、とどろきアリーナ避難所の中に子どもたちの学習空間をつくらうと、平成23(2011)年4月に「とどろき学習室」として開設したことだ。避難所が閉鎖になったことに伴い同年8月に場所を小杉こども文化センターに移し、翌年5月には横浜市西区社会福祉協議会の場所を借りて「よこはま学習室」を開設した。学習室は現在この両会場で週2回ずつ開催しており、平成27(2015)年9月末で開催回数は累計650回を超えた。



とどろきアリーナ避難所内での学習室のようす

### 子どもたちの背景と大学生ボランティア

学習室には岩手・宮城・福島県出身の計50人の小学1年生～高校3年生が通っており、その数は年々増加を続けている(図2)。

子どもたちは、親や家族、友人を津波で亡くしたり、家を失ったり、母子家庭であったり、自宅が帰還困難区域や居住制限区域にあるなどの背景を負っ

ている。子どもたちの約9割は福島県出身であり、自主避難による子どもたちも多い。また子どもたちの多くは、父親がそのまま東北の地元に残って仕事を続け、母親と子どもたちが神奈川で避難生活を送るといった家族が離散しての生活を続けている。そして、子どもたちは応急仮設住宅としての公営住宅や民間借上賃貸住宅、親類宅等に住み、川崎市や横浜市だけでなく、逗子市、茅ヶ崎市、秦野市、大和市、葉山町等県内一円から通っている。

ボランティアとして参加しているのは、慶應義塾大学や東京大学、一橋大学、横浜国立大学、早稲田大学、上智大学等47人の大学生である。大学生の募集については、当初私が慶應義塾大学大学院博士課程に在籍していたことから学内で呼び掛けたり、説明会を開催したりしていたのだが、一大学内では集まりづらくなり、現在は、ネットでの広報を強化したり、メンバーが各々誘ったりするなどしている。大学生の他、卒業した社会人18人が継続して通っている。

### 学習室の活動内容

私たちの活動は、主に次の3本の柱から成っている。

1本目の柱は、日常の学習支援だ。週4回それぞれに大学生リーダーがあり、彼らが毎回の学習室を運営している。毎回2時間、概ね大学生一人が子ども二人を個別に担当する。私たちは毎回「環」になって勉強をしている。それは、出身地や学校・学年が違って、同じ背景を背負い勉強に向かう姿を見ることがお互いの励みにつながってほしいと考えているからだ。教材は子どもたちごとに大学生が考え、それぞれに必要な図書を寄付金や助成金で購入している。「帰りの会」では、大学生と子どもたちとで連絡帳を書いた後、「大学生のおはなし」と称

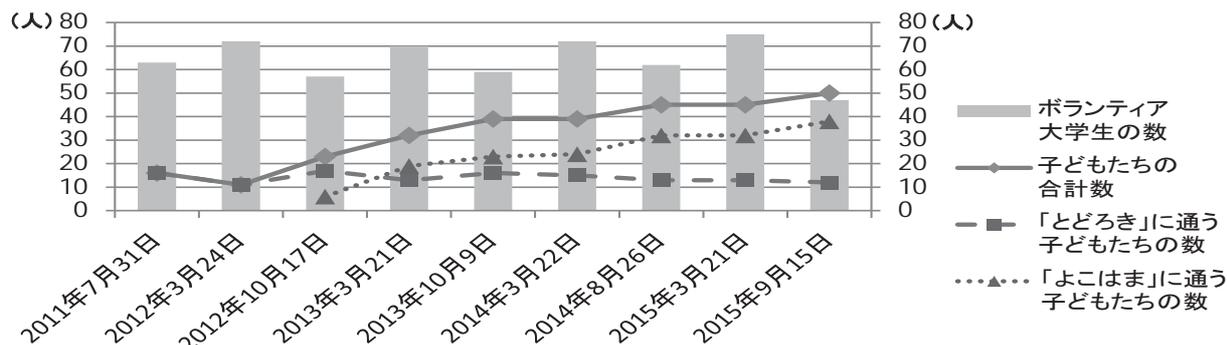


図2 学習室の子どもたちと大学生の数の推移



「とどろき学習室」のようす



「よこはま学習室」のようす

して大学生が持ち回りで自由なテーマで子どもたちにメッセージを贈る。大学生活や受験勉強の方法、就活、ときには理系学生による理科の実験が行われることもある。子どもたちが視野を広げ目標を持ってもらうために私たちが大切にしている時間だ。片づけや掃除を全員で行い、全員で挨拶して、最寄駅の改札まで揃って帰る。また、夏休みには夏期講習を行ったり、大学の推薦入学試験や公立高校入学試験前には模擬面接も行ったりしている。

2本目の柱は、子どもたちとの交流だ。春と秋の2回の遠足では、これまで高尾山やズーラシア、鎌倉などに出かけてきた。クリスマス会ではゲームをしたり、工作教室をしたり、大学生たちがおさがりの衣類を持ち寄って子どもたちにプレゼントしたりしている。そして、毎年3月末には受験生の合格祝を大学4年生の卒業式も兼ねて行っている。

3本目の柱は、夏期休暇中の宮城県東松島市・石巻市における学習支援だ。平成24(2012)年から東松島市で、翌年からは石巻市も加え私たちが現地を訪ね、両教育委員会と連携して小中学生を対象にした学習支援を毎年1週間ほど行ってい

る。期間中、午前中は東松島市において、仮設住宅集会所や市民センター、中学校など市内8、9か所ほどの会場で一斉に実施し、午後は石巻市において、工業高校を会場にして希望する子どもたちに集ってもらい実施している。期間中は、学生たちと石巻市立大川小学校や東松島市沿岸部等、未だ震災の爪痕が多く残る地区を訪ねている。さらに、地元の高校生たちが取り組んでいるカフェや仮設住宅のお母さんたちによるソックスモンキー製作現場などへも毎年訪ねている。年に1回ではあるが、子どもたちは毎年私たちが来るのを楽しみに待っていてくれるようになった。今年度は期間中のべ607人が参加し、過去最多となった。東松島市ではこのことがきっかけとなり、退職した校長先生数人で定期的な学習支援が始まった。



東松島市大曲浜の様子(平成27(2015)年8月)

### ICTによるプラットフォーム

私たちの日常の運営を支えるプラットフォームの一つがICTの利活用だ。日常のメンバー間における情報共有や意思疎通のために、Facebookグループページを活用して、毎回の参加募集、シフト編成、情報連絡のほか、子どもたち個々の学習日誌、イベント時での写真等を共有している。またLINEを活用して、メンバー間で日常会話を行っているほか、ビデオ通話機能を使い、私は毎回帰りの会に高松から参加している。子どもたち・保護者との連絡には、メールで私が曜日リーダーと共有しながら一元化してやり取りをしている。広報として、ホームページ、Facebook、Twitter、ブログを大学生が中心になって運営している。

## 4年半という時間の中での変容

震災から4年半が経過した中で、子どもたちが置かれる環境が変化し、それに伴って学習室が掲げる目標について、その意味合いや比重のかけ方が変化している部分もある。

1つ目は、学習室の目的として第一に掲げる「学習支援」の内容だ。かつては震災や避難生活の影響で学校授業が十分に消化できなかった箇所へのフォローや見知らぬ土地での高校受験のサポートが主だった。現在は、子どもたちが継続して通い学年が上がって、在籍する子どもたちたちの構成は高校生が最も多くなり、大学受験に対するサポートの比重が大きくなった。また、最近は小学生の参加ニーズも増加している。

2つ目は、「居場所」の役割だ。震災直後は大半の中学生が転校先の学校で部活動に入ることができなかつたり、クラスに馴染めなかつたり、中には学校自体に行くことも難しかった子どもたちがいた。しかしながら4年半という時間が経過する中、子どもたちは進学で新しい学校に進むことで部活動に入りやすくなり、学校に行きにくい子どもも相当数減少した。塾や習い事に通う子どもたちも増えた。学習室を子どもたちが困ったらいつでも利用できるよう開けているのは以前と変わらないが、学校における機能を補完する「居場所」から学習を通じたコミュニティを形づくる「居場所」へと変化してきている。

## 続く課題

私たちができるサポートは万全ではない。活動当初から今もって続く課題もある。運営上の課題の1つは、必要とされる家族にこういった場があることを未だ直接知らせることができないでいることである。避難家族への直接的なアプローチは、神奈川県内4,000人にのぼる避難者のうち、学習室が所属している県内避難者支援ネットワーク「守りたい・こども未来ネットワーク」に登録している約300世帯に、機関紙の発送に合わせて定期的に案内を送っているのみである。2つ目は、障がい、特に発達障がいを持つ子どもたちの受け入れが学習室ではできないことだ。これまで何組かの相談を受けたが、私たちでは対応ができず、その都度さまざまな機関をあたることとなった。

さらに、子どもたちが継続して抱える課題の1つが、今なお転校先の学校に馴染めなかつたりするなど、孤立化している子どもたちがいることである。そして、今なお孤立化している保護者もまたいることである。夫が東北に残り神奈川で子どもと避難生活を送っている場合、シングルマザーの場合等、保護者が子どもの問題を一人で抱え込んでしまい、立ち行かなくなってしまうケースにこれまで幾度となく遭遇してきた。

## 学習室から見た「ふるさと」

大震災に備えて、「発生直後」の備えは徐々に浸透してきているのかもしれない。しかし、私たちに必要なのはそれだけでなく、今なお東北の人々が直面している現状に向き合うこと、さらに、「中長期的スパン」の視点に立った大震災後の生活再建への備えではないだろうか。今の東北の子どもたちが置かれている現状は、近い将来における関東の子どもたちの姿かもしれないのである。

学習室は前出の目的を掲げてはいるが、「お互いさま」の精神で開催しているに過ぎない。大震災に対してだけではない、これからの社会を支えていくために必要な要素の1つは思いを中心にした「人の環」のつながりだ。それは私たちの心の拠り所となり、ふるさとづくりにつながるものと実感している。子どもたちと大学生たちが寄り添って一生懸命に勉学に取り組む姿は毎回新鮮で微笑ましく、私が元気と勇気をもらいに帰っている。ふるさととは単に「場所」だけではなく、「人」をも指すのではないだろうか。子どもたちが震災に負けることなく自身の力で前へ歩き出すことが、これからの被災地の復興を支えていくものと信じている。

### 【リレーインタビュー】

市民の声を政策に生かす「対話」の仕組みづくりと参加・協働のさらなる拡充に向けて

法政大学法学部教授 名和田 是彦 / 関東学院大学副学長・法学部教授 出石 稔

### 【職員・市民などによる論考】

総合計画策定プロセスにおける多様な「参加」の実践

それぞれの立場から見た多様な「参加」の実践

総合企画局企画調整課 課長補佐 雨宮 米美 / 担当係長 佐藤 園子

株式会社石塚計画デザイン事務所 東京事務所 所長 千葉 晋也

川崎市総合計画市民検討会議委員 宮前区 辻 麻里子 / 麻生区 加藤 美於

「区計画」策定に向けた区独自の取り組み

宮前区役所企画課 担当係長 小山 貴志 / 多摩区役所企画課 担当係長 井川 秀雄

### 【職員による関連施策等の紹介】

区民車座集会を通じた市民との「対話」

総務局 市民の声担当

区民会議4期8年の成果の振り返りと今後の展望

市民・こども局区調整課 本田 咲紀

幸区における「こども総合支援ネットワーク会議」と「みんなで子育てフェア」の取り組み

幸区役所こども支援室 担当課長 田中 和佳子

### 【本市の政策展開から】

スマートシティの推進 ～誰もが豊かさを享受する社会の実現を目指して～

児童虐待の未然防止および多職種協働、他機関連携によるネットワーク強化の取り組み

川崎市におけるコミュニティ交通の取り組み

### 【現場の目】

川崎港におけるポートセールスの取り組み

市制90周年を迎えて ～過去を知り、未来へ向かう～

### 【研修の窓】

事業者にとことん「寄り添う」支援施策の推進 ～NEDOの中小・ベンチャー企業支援～

### 【コミュニティの芽】

アート×コミュニティスペース「にこぷら新地」オープン

「場」があって「人」がいる、そんな場所を地域に ～中間支援の必要性とその課題～

### 【市民の目 インタビュー】

「消費者」「お店」「地域」「三方よし」事業 - 「まちゼミ」の取り組み

### 【川崎元気企業紹介】

株式会社エスキュー ～小さなモノづくり企業が、「サービス」を提供する企業を生んだ～

### 【大学・企業等との協定に基づく取り組み】

日本女子大学における学生主体の地域連携活動

～「サクラボ」と科目「ICT活用とプロジェクト演習」の取り組みと成果～

<p><b>第31号</b> (平成26(2014)年10月発行)</p>	<p><b>特集</b> <b>市民の「心のふるさと」多摩川とともに歩む</b> ～多摩川を活かしたまちづくりの考察～</p>
<p><b>【インタビュー】</b></p>	
<p>持続可能な川崎へ提言 ～多摩川への関わりを振り返り未来を展望する～</p>	<p>法政大学人間環境学部教授 小島 聡</p>
<p><b>【寄稿】</b></p>	
<p>母なる多摩川に育まれて</p>	<p>地域史研究家 長島 保</p>
<p><b>【NPO法人の取り組み】</b></p>	
<p>多摩川の自然の魅力、歴史・文化を次世代につなぐ</p>	<p>NPO法人多摩川干潟ネットワーク事務局長 佐川 麻理子</p>
<p>源流をキーワードに源流を活かした村づくりへの挑戦</p>	<p>NPO法人 多摩源流こすげ</p>
<p><b>【職員による関連施策等の紹介】</b></p>	
<p>かわさきの自然とスポーツの融合 ～市民が愛する多摩川に～</p>	<p>市民・こども局市民スポーツ室 担当係長 飯塚 正行</p>
<p>「エコシティたかつ」の取り組み ～「流域思考」による「地球温暖化適応策」と「生物多様性保全」への貢献～</p>	<p>高津区役所企画課 担当係長 荒井 敬之</p>
<p>多摩川の歴史・文化の魅力発信とその活用</p>	<p>教育委員会事務局文化財課 担当係長 竹下 研</p>
<p><b>第30号</b> (平成26(2014)年3月発行)</p>	<p><b>特集</b> <b>かわさきの地域力</b> ～多様な力を紡ぐ取り組み～</p>
<p><b>第29号</b> (平成25(2013)年9月発行)</p>	<p><b>特集</b> <b>市政運営の三本柱に基づくかわさきのまちづくり</b></p>
<p><b>第28号</b> (平成25(2013)年3月発行)</p>	<p><b>特集</b> <b>指定都市川崎における区のあり方</b> ～これまでの歩みとこれからの行方を探る～</p>
<p><b>第27号</b> (平成24(2012)年3月発行)</p>	<p><b>特集1</b> <b>新たな「地域の魅力」を活かす</b> <b>特集2</b> <b>3.11後の川崎</b></p>
<p><b>第26号</b> (平成23(2011)年3月発行)</p>	<p><b>特集</b> <b>新しい時代にふさわしい自治体像を探る</b></p>

**成**熟社会を迎え、戦後社会を形成してきた「成長型」の社会システムの転換が求められています。こうした時代において、自治体現場でも、さまざまな政策・制度の開発・研究の取り組みが、あらゆる職種を通して、職員一人ひとりの課題となってきています。

そのためには、職員個人の自由な発想による創造的意見・提案が何よりも重要になってきます。本誌の刊行の狙いもそこにありますが、多様な意見の発表・交流の“ひろば”として、本誌に発表された職員の論稿は、原則として職員個人の意見・提案であることをご理解ください。(編集部)



## 販売の ご案内

「政策情報かわさき」は、次の場所では有償頒布（定価＝本体600円＋税）を行っています。なお、お取り寄せの場合は別途送料が必要です。

お取り寄せは、かわさき情報プラザのみのお取り扱いとなります。

川崎市ホームページ（「政策情報かわさき」バックナンバー情報）

<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/38-1-7-1-0-0-0-0-0-0-0.html>

### 販売場所

かわさき情報プラザ（川崎市役所第3庁舎）、中部道水路台帳閲覧窓口（高津区役所1階）および北部道水路台帳閲覧窓口（麻生区役所2階）

### お問い合わせ先

かわさき情報プラザ

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5-4 川崎市役所第3庁舎2階

電話044-200-2121



政策情報かわさき 第33号

平成27(2015)年12月発行

【編集・発行】川崎市総合企画局自治推進部

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

TEL.044-200-0386 FAX.044-200-3800

定価 = 本体600円 + 税